

第百二十回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 十 号

平成三年四月十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 伊藤 公介君

理事 塩崎 潤君

理事 星野 行男君

理事 与謝野 馨君

理事 小森 龍邦君

理事 赤城 徳彦君

理事 奥野 誠亮君

理事 中島源太郎君

理事 岡崎 宏美君

理事 小岩井 清君

理事 山花 貞夫君

理事 中村 巖君

理事 中野 寛成君

出席國務大臣

法務大臣 左藤 惠君

出席政府委員

法務大臣官房長 堀田 力君

法務省民事局長 清水 湛君

法務省入国管理局長 股野 景親君

委員外の出席者

議 員 小澤 克介君

外務省國際連合局人權難民課長 角崎 利夫君

自治省行政局公務員課長 金子善次郎君

自治省行政局選挙課長 谷合 靖夫君

参 考 人 小井土有治君

参 考 人 社論説委員

参 考 人 愛知県立大学

参 考 人 外国語学部教

参 考 人 田中 宏君

参 考 人 金 敬得君
(并 議 士)
法務委員会調査 小柳 榮治君

委員の異動

四月十一日

辞任

赤城 徳彦君

補欠選任

山下 徳夫君

同日

辞任

山下 徳夫君

補欠選任

赤城 徳彦君

同日

辞任

熊谷 弘君

補欠選任

武部 勤君

同日

辞任

沖田 正人君

補欠選任

清水 勇君

同日

辞任

鈴木喜久子君

補欠選任

大内 啓伍君

同日

辞任

武部 勤君

補欠選任

沖田 正人君

同日

辞任

小岩井 清君

四月十二日
民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出
第八三三号)
は本委員会に付託された。
同日
日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍
を離脱した者等についての出入国管理特別法案
(小澤克介君外七名提出、衆法第九号)
は委員会の許可を得て撤回された。

本日の会議に付した案件

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱
した者等の出入国管理に関する特例法案(内閣
提出第六六号)

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍
を離脱した者等についての出入国管理特別法案
(小澤克介君外七名提出、衆法第九号)

日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍
を離脱した者等についての出入国管理特別法案
(小澤克介君外七名提出、衆法第九号)の撤回許
可に関する件

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、日本国との平和条約に基づき日本の
国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
案及び小澤克介君外七名提出、日本国との平和条
約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等につ
いての出入国管理特別法案の両案を一括して議題
といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。鈴木喜久子君。

○鈴木喜久子委員 私は、この法律の主として十
条に絡む問題について伺いたいと思うのですけれ
ども、まず一番初めに、十条に限らずこの特例法
という趣旨でこの全体の基本理念、これはどう
いう趣旨でこういうものをおつくりになったかと
いうことと、そして、なにかんづく十条というこ
の一文を設けられた趣旨についてまず伺いたいと思
います。

○股野政府委員 まず、この特例法案の基本的な
趣旨でございますが、これは提案理由の中でも御
説明申し上げましたとおり、日本に終戦前から引
き続き居住して、平和条約の発効に基づいて日本
の国籍を離脱された在日韓国人・朝鮮人、さらに

は在日台湾人の方々並びにその子孫の方々が在留
しておられるということでございますところ、こ
れらの方々我が国の社会秩序のもとでできる限
り安定した生活を営むようにすることが重要であ
るという考えに基づいておりまして、そういう
方々につきまして、歴史的な経緯、それから我が
国における定住性というものを考慮いたしまし
て、これらの方々の法的地位のより一層の安定化
を図るというために入管法の特例を定めるとい
うことを目的としております。

ただいま御指摘のございましたこの法案の第十
条、これは再入国の許可の問題にかかわる条項で
ございます。ただいま申し上げましたような趣
旨、すなわち、これらの方々の法的地位のより
一層の安定化ということを図るその一環
といたしまして、この再入国の許可の制度につ
きまして、この特例を設けておるわけでござい
ます。第十條の中にございまして、一般法であ
ります入管法では、再入国許可の有効期間とい
うものは、まず当初一年以内ということになって
おります。さらに必要がある場合に海外でもう一
年は延長できる、したがって、最大限二年とい
うのが一般の制度になっております。

それにつきまして、この法案の対象となる方々
には、その特例といたしまして、当初与えられる
再入国の有効期間を四年に延長し、最大限四年に
する、さらに、海外での延長が一年間認められま
すので、合計しまして最大限五年の有効期間が認
められる。それによつて、この方々が日本での
居住ということを安定的にすることができるよう
に配慮をした、こういう趣旨になっております。

○鈴木喜久子委員 今局長のお話になった中に出
てこない部分だと思ふんですけれども、こうした
基本理念をつくられるということと、韓国籍の
場合には協定永住だ、そして朝鮮籍の場合には特

例永住というような形で、その処遇にある程度差がついていた。そうした差がついていたことを今度は一本化して特別永住という概念で考え、そして、今まで歴史的な経緯ということからいけば同一の経緯を持っているその人たちについて、その子孫や何かも全部一緒に同じような形で処遇をしようじゃないかというような考えが入っているものと理解しているんですけれども、それでよろしいかどうか。そういうふうに思っておられるかどうか。そして、こういった考えの中でも、昨年の九月に社会党と自民党、それから朝鮮の労働党、こういうところでの共同宣言の精神というものを、この法律の中でも日本政府としても生かして考えているというようなこともあると思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○股野政府委員 委員御指摘のとおり、この法案では新たに特別永住者という法的な資格、法的な地位を設けさせていただいておりまして、この法的地位は、現在までのところ、ただいま委員御指摘のとおり、例えば協定永住許可あるいは一般の入管法によって永住資格を得られた特別永住者あるいは通常の一般永住者と、さまざまな方々がこれまでもおられます。さらには、昭和二十七年でございましてにできました法律百二十六号の規定によって日本に居住しておられる方も、さまざまな在留の資格をもって現在日本に居住しておられる方々につきまして、同じ歴史的な経緯と定住性があるということにかんがみまして、それらのさまざまな日本における在留の資格というものを新しい特別永住という形で一本化したという意味において、この法律は、それぞれの今までの違った法的な資格を一つの同様の資格を付与する、そしてその同様の資格に対して同様の処遇をするという法的な規定になっております。

○鈴木(善)委員 そういうことでこの法律ができ上がっているという、これからの平等の取り扱いということ、非常にその点をお願いしたいというふうに思っているところがございます。

さて、この十条という問題でまず入管法の中の二十六条の問題との絡みで考えますと、先ほど局長からのお話がありましたように、その年限をある程度ふやすという、十条だけを読めば再入国の許可についての年限が少し長く延びてきた、今まで一年のところを最大四年であり、また向こうで延ばす期間は一年、全部合わせれば五年という形で、今までに比べればかなり長い期間になっている。そここのところの違いだけ書いてあるんですけれども、まずこの二十六条の中で見てみますと、「法務大臣は、本邦に在留する外国人がその在留期間の満了の日以前に本邦に再び入国する意図をもって出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、再入国の許可を与えることができる。この場合において、法務大臣は、その者の申請に基づき、相当と認めるときは、当該許可を数次再入国の許可とすることができ。」という条文、これは別に変わっていないわけでございますから、この中で見ますと、結局のところ、この再入国の許可を与えるかどうか、数次にどうか、年限をどうするかという点についても、法務大臣に裁量の範囲が非常に多いというふうになっていると思うんですね。

この点で一つ一つ項目を絞って見ますと、この年限の問題、それから一次か数次かという分け方の問題、それからそのほかに、法務大臣がこれまででも考慮されてきたであろうと思われる要素としましては、申請者の国籍がどうかであるのかという点、行き先がどこであるのかということ、それからもう一つが指紋捺印について拒否をしているかどうか、その他の事情もあるんじゃないかという点、具体的な項目を挙げますと、そうしたことが一つ一つ、これを許可するかどうか、どのくらいの期間にするか、数次か一次か、こういうふうな裁量の中身として、要素として考えられてきた部分じゃないかというふうに思うわけです。

こういった大臣の裁量に任されている部分について、現在まで許可の実態としては、今私が申し

上げましたようなことについてどういった形で考えられてきているか、特にその一つ一つの項目について例えばどうであるのかということについてお答えいただきたいと思っております。

○股野政府委員 委員がまず最初にお述べになりました一般法である入管法の二十六条の規定は、この特例法においてもそのまま維持することになつておるわけでございます。すなわち、法務大臣が許可を与えることができるというこの条項につきましては基本的に維持するわけでございまして、これは一般に再入国許可ということにつきまして、出入国管理の一つの重要な側面でございますので、この点は法務大臣の裁量行為として行つてきておるところでございます。

それでは、その具体的な裁量の判断に当たつてどういふことが考慮の中身となつてくるかと申しますと、これはまず一般法の入管法でございまして、それで一般論として申し上げますと、その再入国許可を申請される方が日本においてどういふ在留状況にあるかということが、これは大きな要素の一つとなつてまいります。さらに今度、海外に渡航される場合の渡航の目的、それから渡航先、また渡航先の国と日本との関係、さらにはこれに関連するようないかなる事情等々についての諸事情を総合的に勘案して決定させていただいていくということでございます。したがって、ただいまの御指摘のような場合につきまして、これは在日韓国人の方々あるいは在日朝鮮人の方々にしても、これも同様に、今申し上げましたような各種の要素というものを総合勘案して決定をさせていただいていくということでございます。

○鈴木(善)委員 今、総合的に同様のことを現在でもなされているというのですが、私たちが調査したところによりますと、実態としてそうはなっていないのではないかと。同じ行き先であったとしても、朝鮮の人の方には、そこで出てくるものは数次ではなく一次であり、また期間も今現行法上で最大初めのときに一年というところが三カ月というふうな期間になる、こういった差別というものが

のがずっとあったというふうに聞いておりますが、その点いかがでしょうか。

○股野政府委員 私が今申し上げました趣旨は、例えばその申請者の方の日本における在留状況とか渡航目的とか渡航先とか、各個の要素を例示させていただきましたが、こういう要素について、どういふ方からの申請であつてもすべて総合勘案させていただくということで、同じ扱いであるという趣旨でございます。

さて、その結果といたしまして、裁量行為でございますので、個々の事案によつては違いが出てくるというところは、これはあり得ることでございます。まして、在日朝鮮人の方々についての問題になりますと、北朝鮮と日本との間に国交がないということ、さらには朝鮮半島情勢、それにまた関連してくるこの国際情勢等の諸事情がこの総合判断の中に入つてまいります。そういう総合判断の中で、案件によつて、在日朝鮮人の方についての決定内容とそれ以外の方の決定内容について、今の御指摘の期間の問題も含めまして、違いが起るということもあるということでございます。

○鈴木(善)委員 この際、国際的な関係、国交が回復しているかどうかという問題についてもその数量の中の判断の材料にされるというお話ですが、これも、今こちらに定住しているその人たちについて、韓国籍であるか朝鮮籍であるか、その国籍がどうかであるかというその問題をその中で重要視して、そこでこの期間というものがおのずから違ってくるような形で御判断というものは、これから先もなされるということであると、さき初めに伺いましたときには、いかにこれは全部平等に取り扱うんだ、同じ特別の定住ということであるんだというふうにおっしゃつても、またそこで、そこにはおのずから差異がありますというふうなお話で、これから先も同じような結論が出てこないというところが考えられてしまうのですが、その点はいかがでございますか。

○股野政府委員 日本と北朝鮮の間に国交がないということについては、総合判断の中の一つの要

素として従来も判断の中に加えていただいてきていたわけですが、判断全体として行うものでございますので、関連する諸要素につきましてまた総合的に判断することによって取り組んでおられるわけでございます。

さて、法案を出ささせていただきます際のこの法案の趣旨というものは、冒頭も申し上げましたように、同じ歴史的経緯と同じ定性性を持っておられる方々について、この法律の上において同じ待遇、同じ法的地位にしよう、こういう趣旨でございます。したがって、今後の再入国許可の決定について、その再入国許可という行為自体が一つの大臣の裁量行為であるという点は、これは変わらないうえでございますけれども、その裁量行為の運用につきましては、当然のことながら、ただいま申し上げましたようなこの特例法の趣旨というものを十分生かし、尊重して運用していくという心構えでございます。

○鈴木(書)委員 もう一度そこで、おっしゃっていることは、そのまま聞きますと大変それで喜ばしいことだなどというふうに考へるのですが、具体的に考えますと、非常にまだそこでの差別というものがあるのではないかという、その危惧感がどうしてぬぐえないのです。今のところ、国際的な関係、国家間の交際というものは朝鮮国籍の方でも、自分の親族でありまたはお友達である、そういう私人間の関係で何か行為があつてどこかに出かけるということがある場合に、ほかの国籍の方と差異があるような形、それだけが判断の材料ではないとおっしゃいますけれども、しかしそれじゃ一体どこに差異があるのかということを一々見た場合に、結局そこそこ帰着してしまうというところは、出てくるおそれはなしとしないわけでは。

この点、結局国家間の外交の問題、そういった外交の問題というものは切り離して、今日日本が日本の中で平等に取り扱うという場合には、日本国民が例えはその国へ出かけていくときに、その

国が国情が非常に不安定であるとか国際情勢上うまくない、日本人に対してもしやうな形で渡航するときに許可が与えにくいような場合であればそれはともかくですけれども、ただ単に、今までここで特例の定住者であるということをもつて、そしてその行き先について、私たち日本の国民が行くのと違う形の配慮というものがなされるというふうなことがあると、やはりこれは問題があるのじゃないかと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○股野政府委員 いろいろこの問題について考えなきやならない要素なり側面があるという点を、今委員から御指摘をいただきました。私どもはこの点は十分念頭に置いてこの問題に対処していかなければならぬと思っております。

そこで、国際情勢というふうなことがあるいは国家関係というふうなことがあるいは必要になつてくるの考慮の中に入るといふ点は必要になつてくると思ひますが、他方、委員御指摘のとおり、人道的な内容である、あるいはその渡航の目的というものがごく通常の海外旅行であるというふうなことが、こういうことは、またこれは重要な要素として考慮しなければなりません。こういうふうなことをいろいろ総合して判断させていただきますが、基本的には先ほど申し上げましたとおりでございます。この特例法というものを十分考慮していただいております趣旨というものを十分考慮して運用してまいりたいと思ひます。

在日朝鮮人の方について特に御指摘がございましたので、在日朝鮮人の方々にについて申し上げれば、この在日朝鮮人の方々の再入国許可申請というもののについて、何か特段の事情があるというふうな場合は除きまして、一般のことであれば、それは例えは在日韓国人の方の申請と同様の取り扱いをするというふうに配慮をしてみたいと思ひます。

○鈴木(書)委員 ぜひともそのようにお願いしたいと思ひます。
新聞等で時々見ております、これまでも演奏旅行にアメリカに行くというふうな場合に、再入国許可というものが得られないということで非常に問題になつて、最終的には再入国を法務大臣が許可されたというふうな事例でありますとか、その他にもこういう形で新聞種になり社会的な問題になれば、その際には今までも法務大臣の許可がおりていたけれども、そういうふうにならないたくさんの事例というものが現在隠れたところにあるわけでございます。こういうものをこれから先は今局長がおっしゃいましたような形でぜひとも平等な扱いを、それが特にさういふ今言つた国籍という点によつて差別されるようなことのない形でお願ひしたいと思ひますし、私の申し上げました、一歩進んで、韓国籍の方、台湾籍の方という点ではなく、日本人と同様に、私たちは海外に行けばそのまま当然日本にまた戻つてくるといふことがあるわけでございます。韓国の方にして、朝鮮の方にして、台湾の方にして、それと同じことだと思ひます。こちらに定住している人ですから、一遍行つて戻つてくるのはまさに当然のことでございますから、そういう点も勘案されて、渡航の許可というもののについて、今現在十条その他の法律はありますけれども、その範囲ではありますけれども、許可に際してはさういふ形で十分に日本人と同様の御配慮をいただきたいと思ひます。

この点も含めて、特段の事情ということを今局長の方から言われましたが、もし差し支えなければ特段の事情の一例、二例を挙げていただけますでしょうか。

○股野政府委員 これはなかなか難しい点でございますが、我々としても先ほど申し上げましたような基本姿勢でまいりますので、裁量行為でございますので、どうしても個々の事案ごとの判断ということになります。まさに特段の事情がある場合ということ、しかもこれは当然のことながら限定的な内容になつてまいりますので、そういう場合はこれはまたそれなりの対応をしなければなら

りませんが、そういう特段の事情がないという場

合であれば、これは一般の方と同様の取り扱いをする、こういう趣旨でございます。

○鈴木(書)委員 はつきりはいたしませんけれども、もしもこれが程度結果において差別をされたような結論が出てくるような場合には、特段の事情について政府の方から、その証責任といひますか、その点について説明を明らかにしていただけるというふうに、私は今のお話では理解をいたしました。

特段の事情が通常はないわけでございますから、ある場合にはさういふことでさうなつたんだという点について明らかにされるということが含まれておるお答えであらうと思ひますが、この点についてまた後で大臣にも伺いたしたいのですが、この平等な取り扱いということだけについて、大臣、今御裁量権をお持ちなのは大臣でございますので、一言お答えいただけますでしょうか。

○左藤國務大臣 今お話しのように、今回の法律の、さういふ制定したいという趣旨というものを十分考えた配慮をしていかなければならぬ、このように考へております。

○鈴木(書)委員 抽象的なお話ですが、今局長が述べられたことのすべてを配慮していくというお話であらうと思ひます。

そこで、社会政策について提出者の方から伺いたいと思ひます。

まず、さうした、今もお話の中で平等に取り扱うということがありますけれども、なぜ私も日本人と同様の取り扱いをすべきじゃないかということとを言うがといひますと、平和条約でもつてその国籍が日本から離れたところばかりでなく、その前から定住に至るところに、もう非常に大きな歴史的な経緯というものがあつたというふうな考へております。この点について、我が国にさういふ方々が定住せざるを得なかつたというふうな経緯とか、または定住の実態について伺つてみたいと思ひます。

○小澤(克)議員 お答えいたします。

ただ、この点につきまして、御存じのとおり昭和六十二年の外国人登録法の法改正がございまして、指紋押捺について、一回押してあればもういいというような制度の緩和が図られております。そういうようなことも踏まえて、現在指紋押捺を

られた、その子孫が非常にたくさんおられる。こういう方々の歴史的な経緯、また定住性というものを考えますと、当然こうした方々の一層日本においての定住性といえますか、そういうものを安定させなければならぬというような、そういう意味がより高まってきた。このような意味から見ても、現行の出入国管理及び難民認定法で定められているものではない、より一層定住性を確保する、そういう意味におきましての特例を定めよう、これが今回の法案を提出申し上げた趣旨でございます。

○北側委員 大臣、入管特例法は今大臣のおっしゃった趣旨でございます。それ以外にも数多く残されている課題が、この在日韓国人の法的地位、待遇の問題でたくさん私はあるのではないかと考えております。

そのまだ残されておるさまざまな課題について、可能な限り日本人に準じた法的地位と待遇を与えていかないといけないのじゃないか、その必要性は大臣が地元で一番よく知っておられるのじゃないかというふうに私は考えておるのですけれども、大臣いかがでしょうか。

○左藤国務大臣 いろいろな問題がこれ以外にも、今回の法案以外にも私はたくさんあると思います。外国人登録関係の問題を、一層サービスといいますが、そういうようなものをよくしていくとか、そのほかにもまだいろいろな、当省の所管の事項だけでなく、日本全体として考えていかなきゃならない問題が幾つかあるのか、このように思います。

○北側委員 この法的地位、また待遇問題とパレレルに考えていかなきゃいけない問題が、私は帰化の問題じゃないかと思っております。在日韓国人、朝鮮人の方々の帰化の問題、これをやっぱパレレルに私は考えていかなければいけない。

この今回の永住権の問題では、一般の外国人の永住権取得の方法と在日韓国人また朝鮮人の方々の永住権取得の方法とが、全く取り扱いが違うわけですね。取り扱いを違うようにしなければい

けない状況にあるわけなんです。私は、それと同じように、帰化の問題についても、一般の外国人の日本への帰化の問題と、先ほど述べましたような歴史的経緯と日本人と全く変わらない定住性を持つている彼らの帰化の問題とは、取り扱いに違いがあるべきであると考えております。具体的にはこの後開かしていただきますけれども、彼らの帰化につきまして、一般の外国人より帰化の要件が緩和されるべきだし、また帰化手続ももっと簡易化をされなければいけないんじゃないかというふうに考えております。

私は、決して彼らの帰化を奨励しているわけじゃない、むしろ韓国籍でいたい人には韓国籍のまま日本人に準じた法的地位と待遇を与えていく、一方で、帰化をしたいと望む人たちは、緩和された要件のもとで簡易な手続で帰化を認めていくべきである、そのように考えておるわけなんです。例えば、帰化した彼らがいわば韓国籍の日本国民として自分たちの民族の誇りを持つて生きていけるような、そういう日本の社会をつくっていくかねばならないんじゃないか。私は、日本の内なる国際化を進めていく一番の問題がこれじゃないかと思っております。大臣、いかがでしょうか。

大臣、帰化についての、今私が申し上げました基本的な考えについての大臣の考えを聞かせていただきたいと思います。

○左藤国務大臣 帰化を許可するにつきまして、国籍法の定める帰化の要件に従って今まで適正に判断しておるところでございますけれども、御指摘のような方々につきましては、日本で生まれて日本の教育を受けて日本の社会にもう定着しておられる、こういう事情はそうした場合に十分考慮しなければならぬし、また現在も考慮しているとは私は考えておりますけれども、その帰化の許可申請があった場合にできるだけ速やかに許可をする。そういう方針で実務の運用をしており、また今後この方針で臨んでいかなければならない、このように考えておるところでございます。

○北側委員 大臣の方から、帰化の申請があった

場合には速やかに許可するように運用していただければならないという御答弁をいただきました。

そこで、具体的にこの帰化の要件の問題、手続の問題を少し聞かせていただきます。

今お話ししましたように、帰化の要件につきましては国籍法の五条で規定をされております。その一項の三号に「素行が善良であること」という要件がございます。まず、これからお聞きいたしますが、「素行が善良であること」というふうに五条一項には書かれておるわけなんです、これはどの程度のものを求めているのか、お聞きしたいと思います。

○清水(道)政府委員 お答えいたします。

素行が善良であるか否かの調査は、申請者の素行が平均的な日本人と同程度のものであるかどうかという観点から調査をいたしておるわけでございます。具体的には、法律違反の行為とか、あるいは納税がきちんとしておられるかどうかというような点について調査をするということになっておるわけでございます。

○北側委員 平均的な日本人と同じような人たちであるかどうかという抽象的な御基準、今おっしゃっていただいたのですけれども、例えば永住権を取得されるような在日の韓国人の方、朝鮮人の方、また台湾人の方、そういう方々が帰化申請をした場合にどう取り扱いをされるのかという前提でお聞きをいたします。

交通事犯をその方が犯されたような場合に、例えば速度違反、駐車違反等で交通切符を切られた、交通反則行為を犯されたというふうな場合の取り扱いはどうなるようになっておりますでしょうか。

○清水(道)政府委員 お答えいたします。

交通反則行為あるいは道路交通法違反とか、あるいは業務上過失というふうなことで刑罰に処せられるということがあるわけでございますけれども、こういうものでございまして、相当過去のものであるというふうなことでございまして、ほ

とんでもない問題にされないという扱いになっております。これは例えば、非常に重大な犯罪を犯しまして刑務所に服役をしたというふうな方でございまして、服役終了後相当期間を経過して、その間に犯罪行為もないというふうなことでございしますと帰化が許可される。現にそういった方々、非常に数は少のうございしますけれども、帰化の申請がありますと許されるというところでございします。

そこで、問題は交通違反行為でございしますけれども、申請の直前あるいはその期間が非常に接合してその種の行為があるということになりますと、少し様子を置かせていただくという意味で、若干の期間を置かせていただくというふうな扱いをしていただくわけでございます。また、中身のことも当然でございしますけれども、例えばスピード違反を繰り返しておられる、相当何回も繰り返して反則行為として反則金を納めておるというところでございしますと、やはりスピード違反というのは非常に大きな事故のもとになるものでございしますので、そういうようなことをしないように注意をしていただくという意味で、若干の期間は観察期間として置かせていただいて可否を決める、こういうことになっておるわけでございます。

○北側委員 ちょっと具体的に言います。

交通反則行為を例えば一回ないし二回やった、その場合に帰化申請をした、これが帰化要件の障害になるかどうか。いかがでしょうか。

○清水(道)政府委員 一回ないし二回の交通反則行為であるということでありまして、これはほとんど障害にならないというふうに申し上げて差し支えないのではないかと思います。

○北側委員 今の御趣旨は、頻りに交通反則行為を犯しているような特殊な事例は別として、そうでないような場合には帰化要件の障害にならないというふうに理解をさせていただいてよろしいわけですね。

○清水(道)政府委員 そのように理解させていただいて結構かと思います。

○北側委員 次に、交通反則行為を超えてしまつて罰金のある場合ですね。罰金を科せられるような交通事故、交通事犯を犯したような場合に、この素行要件の障害になるのかどうか。これはいかがでしょうか。

○清水(逓)政府委員 これもケース・バイ・ケースといふことが前提にはなるわけでございますけれども、申請の直前あるいは非常に短い期間の間に一回、まあ一回というふうに限定をしてお話し申し上げても、例えば業務上過失というようなことで罰金刑に処せられておるといふようなことでございますと、そのような罰金刑が処せられた背景とかそういうようなものをよく調査いたしまして、もう少し様子を見させていただく、また同じような同種の罰金刑に処せられるような行為が起るから起らないかというようにもございまして、若干の期間は、観察をするという意味で期間をかりしていただくというように扱いを現実にはしているところでございます。

ただし、許可の判断は総合的な判断でございまして、いろいろな事情を考慮して、今後この種のような犯罪を犯す可能性は全くない、本人もそういうことについては、例えば非常に注意深く車の運転をしているというような事情がはつきりしているような場合には、許可をすることもあり得るというところでございまして、あくまでも個々の事案に応じて全体的な観察の中でそういうような判断をする、こういうことになっているわけでございます。

○北側委員 今のお話は、罰金の場合にはケース・バイ・ケースであるというお話なんですけれども、交通事犯で罰金を科せられる場合というのは、普通の日本人の場合でもある意味ではよくある。例えば速度違反なんかで、たしか三十キロオーバーですと、これは交通反則行為の適用ではなくて罰金刑ではなかったかというふうに思うのです。そうした場合というのは、ある意味では我々の周囲にそういう方というのはおられるわけございまして、決してその方が素行が善良でな

いとか、私はとても言えないと思うわけでございます。

特にこの在日の韓国・朝鮮人の方々に關しましては、私は、少なくとも交通事犯による罰金刑のような場合にはこの帰化要件の障害としないような取り扱いをすべきではないか。もちろんほかの要件はあるわけで、ほかの要件は当然それぞれ調査されるにしても、この問題だけ取り上げますと、交通事件で罰金に処せられるような場合には、永住権を取得されている在日韓国・朝鮮人の方々の場合は、帰化としては原則的には不問にしていくなか、あるいは交通に關する法規を遵守するようにと、日ごろ日本国民の一人として心がけていられるわけでございます。そういうような状況を考えますと、やはり交通関係の罰金刑に処せられるような行為についてこれを不問にするというようにすることは、現段階ではちよつと私どもにはできないのではないかというふうに考えている次第でございます。

○清水(逓)政府委員 これは大変いろいろなお考えがあるかと思ひます。ただし、今交通戦争と言われるような、車をめぐる事故等が大きな問題になっているわけでございます。私どもも車を運転する場合には、スピード違反をしないようにとか、あるいは交通に關する法規を遵守するようにと、日ごろ日本国民の一人として心がけていられるわけでございます。そういうような状況を考えますと、やはり交通関係の罰金刑に処せられるような行為についてこれを不問にするというようにすることは、現段階ではちよつと私どもにはできないのではないかというふうに考えている次第でございます。

○北側委員 それでは、こういうふうにお聞きしましょう。

交通事犯で罰金刑に処せられる場合にもさまざまな情状があるかと思ひます。ですから、交通事犯で罰金刑が科せられるからといって直ちに帰化要件の障害になるわけではない、事案によつては帰化要件の障害とならない場合も十分あり得るというふうな考えでよろしいか。

それから、先ほどからしばらく待っていたかというお話が出ておりますけれども、このしばらくというのはどの程度待つような取り扱いをされておられるのか。大体で結構でございます、聞か

せていただきたいと思ひます。

○清水(逓)政府委員 罰金刑を受けたからといって帰化の障害に当然になるということではないというところは、仰せのとおりでございます。

私どもは全国の法務局で多数の帰化申請事件を取り扱っておりますので、それぞれの窓口で区々の扱いをする、またいろいろな御相談があるわけでございますけれども、そういう御相談に対しては区々ばらばらな回答をするということでは困りますので、罰金刑に処せられるような交通違反行為があつた場合には、そういう処分を受けたときから一年ぐらゐの範囲内ではちよつと帰化の許可は難しいというふうな扱い、逆に言うと、一年たつともう帰化の許可はする、その間何もなければというふうな、一つの形式的な取扱基準と申しますか処理指針と申しますか、そういうふうな形で内部は指導しているところでございます。

しかし、具体的な個々の事件のケースによつてはその幅が若干出てくることも、それはあり得ないわけではございません。短縮することもありますが、その間、例えば罰金刑に処せられてないけれどもスピード違反で交通切符を何回も切られたというふうなことになるかと、これまたちよつと事情が変わってくるというふうなこともあるわけでございます。しかし、基本的には、一回の罰金刑に処せられる行為があつたからそれがもう当然障害になるといふようなことではないというふうな御理解いただいて結構だと思ひます。

○北側委員 それでは次に、重加算税もしくは過少申告加算税が課せられるような場合に、素行要件としてはどうかということなんですが、これはいかがでしょうか。

○清水(逓)政府委員 納税義務というのは国民の基本的な義務の一つでございますので、これを適正に履行しているかどうかということ、素行要件の一つとして私どもが調査をするということになつてはどうかと思ひます。

この関係では、所得を隠べいして重加算税を課せられるとか、あるいは過少申告加算税を取られ

ておるといふようなケースが聞かれます。先ほどの刑罰に觸れる行為をした場合と同じでございますけれども、過去にそのようなことがあつたからといって、その後は適正に納税をしてそういうふうなことはもうない、ここ数年間はそういうことは一切ないというふうなことでございまして、全く障害にならないということにならうかと思ひます。

ただし、最近のうちに重加算税が課せられていふようなことでございまして、再びそういうことをする可能性があるかどうかという点を置いて許可を決定させていただきます。若干の期間を置いて許可を決定させていただきます。二年程度の期間を觀察させていただきます。その間、重加算税に処せられるとかあるいは過少申告加算税を取られるというふうなことがなければもう帰化は許可される、こういうふうなことを言つて差し支えがないのではないかと申すのでございまして、考えております。

○北側委員 過少申告加算税を課せられるだけであれば帰化要件の障害にはならない、これはそう言つてよろしいわけですね。

○清水(逓)政府委員 過少申告加算税につきましても、これが累年にわたつていないというふうなことでございまして、ほとんど障害にならないというところでございまして。

○北側委員 次に、この国籍法の五条の一項四号の生計要件でございます。「自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること」という要件がございまして、これは、在日韓国・朝鮮人の方々の間で求められているのか。

○清水(逓)政府委員 帰化の要件としての生計要件につきましては、かつては申請者本人が独立に生計を営むことができるということが法律上の要

件でございましたけれども、昭和五十九年の法律改正によりまして、本人だけではなく、生計を一にする配偶者とかあるいはその他の親族の資産とか技能によつて生計を維持することができるということであればその要件を満たすというふうな法律が改められたところでございます。

そこで、在日韓国人の方々あるいは朝鮮半島出身者の方々の生計要件が満たされていないという点で、例えばこの生計要件が満たされていないという点で不許可になるというふうな事例は、現在はまず皆無と言つていいかと思つてます。それぞれ立派な職業を持っておられますし、きちんとした生活をしておられますし、そういうふうな意味で、生計要件を理由として不許可となつたという事例はちよつとこのところはないというふうなことは私自身は考えております。

○北側委員 今のお話では、在日韓国人・朝鮮人の方々の場合は生計要件がほとんど問題とならないという御趣旨でございますね。

そうしますと、今の素行要件のお話、生計要件のお話を総合して考えていきますと、彼らが帰化申請をした場合には大半が、ほとんどが帰化の許可がなされるというふうな考えてよろしいわけですね。

○清水(連)政府委員 これは、過去の統計からも示されているところでございますけれども、申請があればほとんどの方は帰化が許可されておるといふのが実情であるという御理解で全く差し支えがないというふうに思ひます。

○北側委員 それでは次に、帰化手続の簡易化の問題を聞かせていただきます。

今のお話ではほとんどの場合帰化の許可決定が出るわけですが、この帰化の許可決定が出るまで、申請から決定までの程度の時間がかかっているのか、御答弁をお願いします。

○清水(連)政府委員 帰化事件の処理につきましては、私どもの一つの目安と申しますかめどいたしまして、申請が法務局にされたときから十カ月ないし一年ぐらいの間には許可の結論を出す

いうことで従来から努力をしているところでございます。ほとんどの事件と申しますか、ほとんどのものについては大体この期間内に処理されているという実情にございますけれども、ただ、大量の事件を抱えている東京とか大阪等の大都市局、これは若干、まことに申しわけございませんけれども、今や事件処理がおくれているというところでも、今や事件処理がおくれているというところでも、私どもといたしましてはいろいろな措置を講じてまして事件早期処理の方の努力をいたしているところでございまして、その成果は最近や拡大と申しまして、かなりあらわれてきて、処理が速くなつておるといふ実情にございます。

このことは、帰化を申請されておられる方々もそういうふうな感じておられるというふうなことは私どもは理解しております。

先ほど申しましたように、委員御指摘のとおり、在日韓国人の方々、韓国の方々、これはほとんどの方々が帰化の要件を満たしている方でございますので、そういう方が申請された場合には、とにかく速やかに帰化の許可の処理をしたいというところで私も現に一生懸命努力しておりますところでございますので、この点については御理解をお願いいたします。

○北側委員 今までのお話で、在日韓国人の方々、朝鮮人の方々が帰化申請をする場合にはも大半が、ほとんどが許可をされるのだ、生計要件などというのはほとんど問題になっていないのだ。そして、素行要件の方も意味では非常に簡単に調べがつく問題ですよ。ですから私は、一年もかかる、また東京、大阪等ではさらにかかるといふのが、どうしてそんなに時間がかかるのか、なかなか理解しがたいわけでございます。彼らの場合にはもつと簡易な手続を検討すべきじゃないか、一般の外国人の方々と同様な調査を踏ま

れておられるからそんな時間がかかるわけ、やはり別の取り扱いをしてもいいのじゃないかと私は考えるわけです。結果として大半の人が許可されておられるわけですから、私は、さらに簡易化の手続を部内で、彼らの場合について別な取り扱い

いができるような特別な配慮をなされて簡易化をされるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○清水(連)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、ほとんどの方は帰化の要件を満たしておる、日本で生まれ日本で育ち、日本の社会に完全に入り込んでおるといふ方々でございますので、こういう方々について事改め一から百まで全部調査をする必要はない、おっしゃるとおりだと思つてございまして、そういう観点から、例えば従来でも、永住許可を受けている方とか協定永住の許可を受けている方につきましてはかなり調査を簡略化して結論を早く出すように努めておる、こういう措置を現実に講じているわけでございます。

ただ、ひとつ御理解を賜りたい点は、帰化をいたしますと日本人になるわけでございますので、日本の戸籍法に従つて戸籍をつくらなければならぬ。この戸籍をつくるためには、やはり父母等の身分関係というものは正確に認定しなければならぬ。たまたまいろいろあることがございましてその身分関係が複雑であるというふうな方も、たくさんはございませぬけれども、一部にある。こういうふうな事件が出てまいりますと、処理に非常に時間を要する。これがほかの事件の処理にも影響してくるというふうなこともございまして、これが帰化処理の中の一つの重要な問題になっていくわけでございますけれども、やはり身分関係の認定だけは、これは正確に慎重にすること、これがございまして、そのために相当の時間を要しているという実情もあるということをお理解いただきたいと思つてございまして。

○北側委員 帰化申請の際にさまざまな書類を添付してまいるわけなんですけれども、私のいたいたした書類では、例えば事業の概要を記載した書面、それから生計の概要を記載した書面、かなり詳細な内容を書かなきゃいけないようになっておるのです。例えば生計の概要を記載した書面で、食費に幾らかかっているんだ、住居費に幾らか

かかっているんだ、光熱代、水道代は幾らだ、衣服費は幾らだ、こうした、ある意味では家計簿をそのまま出すような詳細なものを求めているわけなんです。また、事業の概要を記載した書面でも、負債としてどこから借り入れしているんだ、それを具体的に書かされるようになっておるわけなんです。取引先についても、こういうところと取引があつて、年間取引額は幾らだ、取引の内容はこうだ、そういうことまで記載しなければいけないような書面になっておる。

先ほどおっしゃつたように、生計要件はほとんど問題にならないわけでございます。こうした不必要な調査がなされているんじゃないかなというふうなことは考えているわけなんです。今一年かかっているものを、もっと短縮するような努力をしようと思つてはいるんじゃないかなと私は考えておるのですけれども、いかがでしょうか。

○清水(連)政府委員 御指摘のように、生計の概要を記載した書面とか事業の概要を記載した書面、これを見ますと、やや項目が細か過ぎるというふうな点はあるいはあるかと思ひます。いろいろ可能な点を考えてこういう項目を立てておるわけでございますけれども、現実に出される書面を見ますと、かなり概算的な数字でこれが記載されておるといふ実情もあるようでございます。

それからもう一つは、こういう書面を出していただきますと、ほとんどそれによつて生計要件パスというふうなことになるわけで、改めて生計要件を調査するというふうなことはしておりません。こういう書面を出しておくことが、逆に申しますと帰化事件の処理の迅速化にもつながつてくるという要素もあるわけでございます。余り書きにくいような書面であるということになりますと問題かもしませんが、そういう処理の迅速化の一助にもなるということもまた御理解していただきたい、こういうふうな思つ次第でございます。

○北側委員 私が申していただきますのは、調査が不必要にその方のプライバシーに立ち入るようなこと

はよくないということも申し上げているわけなんですね。定期預金があるんだとか、そんなの帰化には関係ないじゃないですか。そんなことまで聞く必要はないというふうに私は申し上げているわけですね。不必要なことは聞かない方がいいというのを申し上げているわけなんです。一応書いていただければそれでいいんだから、そんなもの求めるべきじゃないですね。私はそう考えております。

〔委員長退席、田辺(広)委員長代理着席〕

また、調査のために居住地の近隣とか勤務先まで聞き取り調査に行かれることもあるかと思うのです。その辺も、その方のやはりプライバシーの問題と常にこれはある意味では衝突する場面があるわけでごさいます。相当慎重にやっています。ないといけません。いかなにかというふうに、在日韓国人・朝鮮人の方々の場合を前提にして、彼らのある意味では素性というのはいくつかあるわけですから、だから私は、そういう配慮がなされるべきであるし、プライバシーを尊重しなければいけないし、また、帰化手続がもっと短くなるようにしていくべきであるというふうにお願いを申し上げます。

もう一度御答弁をお願いします。

○清水(達)政府委員 プライバシーを尊重しなければならぬというの、これは当然のことでごさいます。帰化事件の調査に当たりましては、担当調査官はそういう点に十分配慮して調査をしておるものと私は確信しているところでございます。

そういうような帰化の可否を判断するについて、関係のない事柄まで根拠を執り調査をするというふうなことは現在はないというふうな私考をしておりますけれども、そういうことである誤解を受けるというふうなことがあるいはあるかもしれない、なぜかというのを聞くのかという、その聞く意図がお互いに認識が食い違ひとして、いろいろな誤解を受けるということもあるかもしれないけれども、今後とも、そういうよ

うな許否に関係ない事柄でいろいろ不安を与えたりプライバシー侵害の心配を与えるというふうなことがないように、職員の指導には徹底を期してまいりたいと思っております。

それとともに、帰化事件の早期処理、これは私も、年来そのために努力をしているところでございまして、先生御指摘の問題点、いろいろ私も考えまして、さらに簡素化できるものは簡素化し、迅速化できるものは迅速化できるように努めてまいりたいというふうに思っています。そういうことでますます努力をしてまいりたいというふうなところでございまして。

○北側委員 最後に帰化の点で一点だけお聞きします。

確認をさせていただきたいのですが、帰化手続の中で、氏名の問題でございまして。例えば在日韓国人の方が帰化申請をして帰化許可決定が出るといふ場合に、名前を韓国での本名、例えば金さんとか、それから朴さんとかおられますけれども、金もしくは朴というふうな本名を使っているのかどうか。また、逆に係官の方がこれを金とか朴とかというふうな日本名にすることを指導していないのかどうか、この点いかがですか。

○清水(達)政府委員 帰化後の氏名につきましては、日本式の氏名にするように強制をするというふうなことは、現在はないというわけでごさいます。かつては日本人らしい氏名を使用するようにならざるを得ない時代もございましたけれども、現在ではそのような指導はしておりません。韓国の氏名も認めています。

ただ、帰化の申請がありました際に、帰化に当たって定めた氏名はそう簡単には変えられない。既に御存じのように、日本人でも氏名を変えるについては家庭裁判所の許可を必要とする。しかも、やむを得ない事由がないと家庭裁判所は許可をしないというふうなことでございまして、一たん決まると簡単には変えられない、こういうふうな問題もございまして。今後二代、三代にわたって朴とか金とか、そういう名前がいいということ

も考えてそういうような帰化後の氏名にされるのかどうかというふうな点について、慎重に氏は決められたらどうかというふうなアドバイスはするというふうなことをいたしているわけでごさいます。なお、帰化後の氏名に使用する文字につきましては、常用平易な文字を使用するように戸籍法の規定に従いまして指導をいたしております。日本人でもこの戸籍法の制約を受けまして、どういふ字でも使えるというふうなことはございせんので、そういう字を使うように指導はしております。しかし、申請者がこれ以外の文字を現実にもう使っている、つまり戸籍法で認められている文字以外の文字を現に使用しているというふうなことでございまして、そういう文字の使用も認めておるといふのが実情でございまして。

そういうことでございまして、日本式にすべてしなければならぬというふうなことで、これを強く指導するということとは現在はないというふうなことでございまして。御理解をいただきたいと思います。○北側委員 今のお話は、本名で構わないというお話ですね。本名で帰化をして構わない。金さんなり朴さんなりの本名で日本人として戸籍がつくられるんだというふうな理解をさせていただきます。

次に、外国人登録の問題についてお聞きをいたします。外国人登録制度なんです、この制度の目的を、これからは住民サービスというところに大きく力点を置いていかないといけないんじゃないかというふうに私は考えております。大臣、その点いかがでしょうか。

○左藤(國)大臣 外国人登録制度は、法第一条に明記してありますとおり、本邦に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、そして在留外国人の公正な管理に資するということを目的として設けられたものであります。この制度は、今日、出入国管理行政ばかりではなくて、労働とか福祉とか文教、住民といった各行政面でも役立つ

ている、このように承知しているところでごさいます。現行法下の外国人登録制度の基本目的を踏まえた上で、今先生御指摘の点も十分念頭にに入れて検討してまいりたい、このように考えているところでございまして。

○北側委員 先般の日韓覚書で、指紋捺捺に關しまして、指紋捺捺にかかわる手段をできる限り早期に開発するんだというふうなうたわれております。この指紋捺捺にかかわる手段、現在どのように検討しておられるのか、法務省としていつごろまでにこの代替手段案について出されるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○股野(政)政府委員 ただいま委員御指摘の指紋捺捺にかかわる手段というのにつきましては、我々法務省当局として、現在、写真、署名及び外国人登録に家族事項を加味するというのを中心に検討をいたしております。写真、具体的に申し上げますと、写真については本人であるかどうかということを確認し得るような鮮明な画像が得られる方法など、合理的なものを検討をいたしたいと思っております。署名については、その署名の実施の方式というものの検討をいたしておるところでございまして。また、家族事項を外国人登録に加味するというのにつきましては、例えば父母あるいは配偶者あるいは子などの氏名とか生年月日、続柄というふうなものなどを登録原票に記載するというふうなことを現在検討中でございます。こういうことを検討中でございます。具体的な方策というものはまだ固まらなかったわけではございません。

ただ、委員御承知のとおり、ことしの一月、日韓の両国間で覚書というのについて双方の外務大臣が署名をした経緯がございまして、その覚書の中で、日本政府として、今後二年以内に指紋捺捺にかかわる措置を実施できるように、所要の改正法案を次期の通常国会に提出することについて最大限努力する、こういうことを明記させていただいております。そこで、法務省当局としてはこの方針に沿って現在開発を進めているところでござ

います。

○北側委員 来年の通常国会に出されるというところで、ことしの夏ごろにはある程度の案が法務省の方からは出てくるというふうな考えられますが、これはいずれにしましても、指紋押捺にかわる新たな手段が実施されますのは日韓覚書が調印されてから二年以内というふうになされておりますので、二年間の期間があるわけですね。この間に十六歳を迎えられた方々、形式的には指紋押捺をしないといけないということになりますけれども、この取り扱いをどうなされるのか。もう二年後には指紋押捺というのは廃止されることが明確になっているにもかかわらず、この二年の間に十六歳を迎える人の取り扱い、特に指紋押捺拒否を仮にされた場合にどうされるのか、その点の御答弁をいただきたいと思ひます。

○股野政府委員 ただいま委員御指摘のとおり、指紋押捺にかわる新しい措置が実施されるまでの間は現在の指紋押捺制度というものが法のもとで維持されるわけでございます。確かに今後二年以内にこれにかわる措置を導入するということを明言しておりますが、それまでの間は、指紋押捺というものが本人がその本人であるというその同一性を特定する上での重要な手段と考えておるわけでございます。そこでその意味は、これにかわる手段ができるまでの間は依然あるわけでございます。したがって、そういう点を考えてこの問題については対処しなければなりませんので、仮に指紋押捺の制度が維持されている間に十六歳に達せられる方で指紋押捺をしないということになりますと、これはやはり法違反という状況が起るわけでございます。

この問題についていろいろな観点からの御議論がございまして、我々としてもいろいろ対応を考えたわけでございますが、しかしこの問題は、やはり同一性を特定するという必要性が基礎にあるということでございますので、指紋押捺にかわる手段が開発されるまでの間は、指紋押捺制度というものは維持せざるを得ない。しかし、その指

紋押捺制度にかわる手段というものをできるだけ早く開発するというところに最大限の努力をするというところで臨んでいくことにいたしております。その間について、これは法律で、指紋押捺というものがあつたということ踏まえて、ぜひこれは外国人登録法の趣旨を尊重していただくように、私どもとしましては強く希望をいたす次第でございます。(北側委員「拒否された場合はどうですか」と呼ぶ)

この問題についても、現在の外国人登録法が有効である、その指紋押捺制度も有効であるということ踏まえて対処せざるを得ないと思ひますが、今の問題が全般としてどういうかわる制度を開発中であるということも十分念頭に置きながら、しかし、やはりその制度は制度として維持していくという観点での対処が必要になってくると思ひます。

○北側委員 時間がございますので、また私午後に質問がございますので、外国人登録に関する質問をまた午後になさせていただきますけれども、今の問題で一言だけ言わせていただきます。もう二年後に廃止するのが明確なわけですが、それで、指紋押捺拒否をされた方々につきましては、おっしゃっている趣旨はわかりますけれども、私はその方々については、柔軟な運用を当然なされていかないとはいけないというふうに考えております。ぜひその点、当局とされても御配慮をお願いしたいと思ひます。

とりあえず質問を終わらせていただきます。

○田辺(広)委員長代理 引き続き、質問を続行いたします。木島日出夫君。

○木島委員 今回の改正の一つの柱であります、退去強制の問題について伺いをいたします。

昭和四十年法律第四十六号の日韓協定の地位協定の実施に伴う出入国管理特別法六条で退去強制に関する特例がつけられて、今回の法改正でそれが新法の第九条になるわけでありまして、最初に昭和四十年に特別法がつけられてから今日までの間に、第六条に基づく退去強制が実行された件数、

及び一号から六号まであるわけですが、その何号が何件使われたか、数字を示していただきたいと思ひます。

○股野政府委員 ただいま御指摘の、在日韓国人・朝鮮人の方であつて退去強制手続の対象になつた方ということでございますが、この統計につきましては、私も法務省として統計をつくつていけるのが昭和五十三年以降のことについて統計をとつていける次第でございますので、その統計をとつていける内容で御説明させていただきます。昭和五十三年以降平成二年までの間に退去強制手続というものの対象になつた人は千九百九十五名、こういうことになっております。その中で今御指摘の昭和四十一年の日韓協定の地位協定に基づいてつくられた出入国管理特別法の第六条の該当事項ということになってまいります。この六条該当の刑罰法令の違反者は、ただいま申し上げました数として八十五名が統計の中で記録をされております。(木島委員「一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十」と呼ぶ)

この八十五名の中で、いろいろな状況を判断しまして、退去強制手続の対象にはなりませんが、いろいろな審判手続等を経まして法務大臣による在留特別許可の対象になつた者が五十五名ございました。結果として、実際に退去強制命令書が発付された者は、八十五名のうち三十名ということになってまいります。

実際に送還された者につきましては、これは先ほど申し上げましたように昭和五十三年以降の統計になっておりますが、ただいまの出入国管理特別法第六条の中の一項の六号「無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者」という条項に該当する者でございますが、これが十九名でございます。それから、別途入管法の二十四条の該当事項で「無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられた者」すなわち二十四条の第四号のりという条項に該当する者が十三名。それから同じく入管法の第二十四条の第四号のへ、これは外国人登録法に違反して禁錮以上の刑に処せられた者と

いう条項になりますが、これが一名。さらに入管法の第二十四条の第四号のろに該当する者、すなわち外国人登録法に違反して禁錮以上の刑に処せられた者であつて、不法残留となつた者、これが一名。さらにもう一人、入管法の第二十四条第四号のチとロの該当、すなわち覚せい剤取締法に違反して有罪の判決を受けた者でかつ不法残留となつた者、これが一名。こういう内訳になっております。

○木島委員 ただいまの答弁に明らかなように、少なくとも昭和五十三年以降は、特別法第六条一項一号、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十に基づき理由、要するに内乱、外患、外交に対する罪及び外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者、これらを理由とする退去強制は全くなかつたということは確認してよろしいわけですね。

○股野政府委員 この昭和五十三年以降の現在の三十名の退去強制命令書が発付された者については、御指摘のとおりでございます。

○木島委員 続いて、その具体的なものをもうちょっと詰めてお聞きしたいのですが、過去五年間においてもこの協定永住者等韓国人の退去強制件数が三件あるとお伺いしているのですが、その具体的な中身についてお示しいただきたいと思ひます。

○股野政府委員 これは、過去五年間におけるものと協定永住者等の韓国人の退去強制件数の中で、韓国人の三人の方について御説明を申し上げますが、この三人の方のうち一人の方が殺人罪、それからあと二人の方が覚せい剤取締法違反、こういうケースになつたわけでございますが、これらについてはそういう内訳でございます。

まず第一の殺人の刑でございますが、これは韓国人で、協定永住許可で在留中に昭和五十年に殺人により懲役十五年の刑が確定して、服役後、六十二年に送還を行ったというのが第一でございます。それから、覚せい剤取締法違反に関連しまして

二人でございますが、一人は、協定永住許可で在留中に昭和五十三年に覚せい剤取締法違反で懲役十年の刑が確定いたしました。服役後、六十一年に出国をしたということでございます。それからもう一人、同じ覚せい剤取締法違反によつた者について、これは特別永住許可で在留中の者でありまして、実は覚せい剤取締法違反で一遍服役をいたしました後、昭和五十八年に在留特別許可を一遍受けた経緯があるのでございますが、六十一年に再び覚せい剤取締法違反で服役をして、またその結果として六十二年に懲役一年八ヶ月という判決が確定し、服役後、六十三年にこの人物は送還をした、こういう三つのケースでございます。

○木島委員 特別法第六条の四号と五号は今回の法案が成立いたしますとなくなりまして、少なくとも本法対象の永住者については覚せい剤等を理由とする退去強制はなくなるというわけでありまして、今回の特別法の第九条の第四号には「無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害された」と認定したものは退去強制の対象になるということで、これが残るわけですね。特別法との違いは、特別法は「日本国の重大な利益が害された」と認定したもの」という要件がない。今回はその要件が入ってきたわけでありまして、先日の同僚委員の「日本国の重大な利益が害された」とはどういう場合かという質問に対する答弁もありました。

そこで、具体的にお聞きしますが、先ほど、過去五年間に一件殺人により懲役十五年の刑が確定後退去強制になったという例を指摘されましたが、今回の法改正がでますと、これは退去強制の対象に具体的になるのでしょうか、ならないのでしょうか。日本国の重大な利益が害されたと認定される事案でしょうか、されない事案でしょうか、どうでしょうか。

○股野政府委員 今非常に具体的なケースについて御指摘がございました。法令上、まず委員御指摘のとおり、この新しい特別法では、昭和四十年

の法的地位協定に基づく日韓特別法の第六条の第六号よりもさらに限定を付しているということでございます。そうしますと、ここで申し上げておきますように、日本国の外交上の重大な利益……（木島委員「いや、四号は外交上ではないですよ」と呼ぶ）三号が外交上の重大な利益でございますが、四号で日本国の重大な利益というところでございます。これは、先般申し上げましたように、国家的な利益という観点での犯罪行為ということになっておりますので、通常の犯罪行為、一般人の個人的な犯罪あるいは通常の社会的な犯罪というものではなくて、国家の利益というものにかかわってくるような犯罪でございますから、その意味で、御指摘のケースの通常の殺人罪だと、これは当たつていないということになります。

○木島委員 わかりました。

先ほどの答弁の中に、六条の一項六号の「無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者」で十九名が退去強制の対象になったという御答弁ですが、これはおわかりでしたら答弁願いたいのですが、この十九名の中身は今私は聞きませんが、今回の法改正で、この十九名のうち日本国の重大な利益が害されたと認定できるものがあるかどうか、わかりますでしょうか。わからなかったら結構です。

○股野政府委員 恐縮でございますが、十九名の個別についての資料がございませんので、ちょっとその点の御答弁は差し控えてさせていただきます。

○木島委員 続いて、では本法案の九条一項三号の、外国の元首、外交使節またはその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣が日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの、ということについてお聞きます。

これは特別法の六条の一項三号と全く同じ文章ですから、法解釈も全く同じだと思うわけなんです、ちょっと確認をしたいのですが、「外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為」と

いうのは、外国の元首や外交使節やその公館が被害の対象であるという意味に解釈してよろしいのですか。

○股野政府委員 その犯罪行為の対象がそうなっているということでございます。

○木島委員 ちょっと具体的にお聞きしますが、例えば公館に対する犯罪行為としてちょっと考えられるものとして、在外公館に関する住居侵入とか不没去、それから建造物損壊あるいは放火などが考えられるわけですが、在外公館がこういう罪名に当たる犯罪の被害者になった場合にはこの条文が発動されるというふうに聞いていいわけですね。

○股野政府委員 委員も御指摘のとおり、そういう犯罪行為で日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定された場合でございます。

○木島委員 それから、外国の元首、外交使節を被害法益とする犯罪としていろいろ考えられるのですが、公務執行妨害の対象になった傷害、暴行、逮捕、監禁、脅迫、強要、名誉棄損、こういう罪名の被害者が外国の元首、外交使節の場合には、もちろん日本国の外交上の重大な利益が害されることが前提ですが、発動されるということになるわけですね。

〔田辺（正）委員長代理退席、委員長着席〕

○股野政府委員 さように考えております。

○木島委員 さてそこで、そうしますと、例えば北朝鮮や南朝鮮や台湾等の政治に対する不満があつたというこゝに在在外公館に対して住居侵入があつたということになると、この条文が発動される可能性が非常に強まってくるのですが、そこで、「日本国の外交上の重大な利益」というのはどういう要件で縛るのでしょうか。

○股野政府委員 これは、その個々の行為でまた判断しなければなりません、その犯罪行為の目的とすると何だ、それからその犯罪行為が一体どういう態様で行われたのか、それからまたその結果がどうであつたかということ、さらには例えば外国の元首なり外国の使節の本国が事

件についてどういう反応なり対応をしたかというようなこと、そしてそういうことを総合的に判断して、我が国とその国との外交関係にどういう影響が及ぶのか、こういったようなものが総合的に判断されて、そしてこの「外交上の重大な利益」ということを判定していくということになると思ひます。

○木島委員 私は、本法に基づく法定特別永住者や特別永住許可をされた者については、歴史上の経緯等にかんがみ、退去強制は本来やつてはならぬものであると考えるわけですが、少なくとも社会党に見られるような内乱、外患に限るというのが最低限の態度ではないかと思うわけでありまして、今回枠が若干拡大されているという点は大変不満なわけでありまして、その運用において厳しく縛りかけるべきではないかということをお願いして、時間が参りましたので、質問を終わりたいと思ひます。

○伊藤委員長 中野寛成君。

○中野委員 入管法の審議がいよいよ大詰めを迎えるに当たりまして、今日まで長い間、韓国を初め該当する皆様方の折衝あるいは内容の詰めにつきまして、法務当局が大変な御苦勞をいただきましたことに心から敬意を表したいと思ひます。各論につきましては午後にはいたしまして、基本的な認識、またそのことが今後残されております課題についての対応の基本にもなるかと思ひますので、基本的な認識についてまずお伺ひしたいと思ひます。

法務大臣にお伺ひをいたしたいと思ひますが、恐らく日本全国の中で在日韓国人もしくは在日朝鮮人と言われる方が一番多いのは、くしくも大臣の選挙区ではないかというふうにも思ふのでございまして、左藤法務大臣のときにこの法案の審議をするということになったことにも、何かくしくも因縁を感じるような気がいたします。また、それだけに今日まで大臣が、一政治家としても日韓関係等については随分と心を配つてこられたことを私自身承知をいたしております。そういう中

で、在日韓国人など終戦前から引き続き我が国に在留する者で平和条約により日本国籍を離脱した者の法的地位のあり方について、やはり基本的に私たちはもう一度認識を一つしておく必要があるのではないだろうか、こう思うのであります。

韓国のある学者が私にこう言ったことがあります。在日韓国人は永遠のエトランゼでなければならぬのか、言うならば在日韓国人として永遠に旅人としての扱いを受けるのかという問題提起をしたことがあります。また私も、在日韓国人の皆さんや、また韓国に訪問いたしましたときに、いずれ在日韓国人が韓国系日本人かの選択を御自身でされる時期が来るのではないかと思います、これは日本側からどちらを選びますかという強制をするものではないと思います、旅人ということでもなく、むしろいわゆる日本における少数民族としての歴史的誇りを持ち、民族的プライドを持ちながら、そしてその民族独自の文化を継承しながら、しかし韓国系日本人として生活をされるということとを考へる時期も来るであろう、こういうことを申し上げたことがあります。しかし、これはあくまでも私も友人として申し上げたわけでありまして、日本側から提言したり強制したりするものではないということも承知をいたしております。しかし、それほどに日本人社会の中にあって日本人と同じ権利義務の關係にあるべき人々である、こうも思うのであります、そのためには、他の経緯を持つ外国人の皆さんとはおのずから違いがあると思います。

この認識につきまして、アメリカですと国籍取得、市民権取得、そして在米外国人、大別して三種類がありますが、日本の場合にはその市民権取得という部分が制度上ありません。そう考えますと、ある意味では、日本のこの問題に対する仕組みのあり方と同時に、日本で生活をしておられる皆様方のプライドと感情を大切にしながら、国際社会にあって日本があらゆる人々にとって住み心地のよい国である、これは逆に日本のプライドということになるであろうと思います。そういうこ

とを基本的に認識しながら、これら法律及び制度は整備されていかなければならないであろう、こう思うのであります。

法務大臣の基本的な御認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○左藤國務大臣 在日韓国人、平和条約国籍離脱者及びその子孫の方々にとっては、これらの人々が持つておられます今日までの歴史的な経緯、先ほども申しましたが、それから定住性、こういったことから考えまして、これらの人々が我が国の社会秩序のもとで安定した生活を営むことができれば、こういうことにしなければならぬ、それが大切なことである、こういうふうな我々考へております。

今先生がエトランゼというお言葉をお使いいただきましたが、まさにその言葉自体は、さらに旅人よりもっと、異邦人とか異国人とかいうふうな、国籍的なものをより強調しておるのではないかと、そういう意味では非常に的確な御表現じゃないか、かつたかな、このように思ひますが、そうしたこともありまして、政府としてはこれまでこういった方々の法的地位の安定に努力をしてまいりましたけれども、今後これらの人々に対して一層安定した法的地位を付与する必要がある、これが今国会にこの法案を提出して御審議をお願いしておる一番基本的な考え方であろう、このように思ひます。

○中野委員 そこで、今回、入管法の改正問題につきまして、これは言うならば二十五年間の懸案事項でありました。私も国会で、もうそろそろ議論を始めるべきではありませんかと思ひ上げたのが十年ほど前だったと思ひます。やっこの機会を得ましたが、この機会に日韓の法的地位協定について改めて協議をし直し、そして単に三世以下の問題というだけでなく、いろいろな、在日韓国人の処遇の問題、法的地位の問題、権利の問題等々について議論がなされ、また要望もありました。随分多岐にわたりましたので折衝が日本と韓国の間で行われました。そして新たにそ

の協議の結果に關する覚書が結ばれたわけでありま。今回は入管法の改正であります、この覚書と特例法案の關係、そしてまた今後残された課題について、法務省としてどのような作業をされておられますか、その作業日程、プログラムと今後のスケジュール、そしてまた基本的な御認識を法務当局からお伺いしたいと思います。

○股野政府委員 ただいま委員が御指摘いただきましたように、今般のこの特例法案を提出させていただきますにつきましては、委員御自身も大変な御努力を日韓關係においてお払いいただいたという経緯があると、私どもも十分承知をいたしております。多数の關係者の方々の御努力によって一つの大きな成果が得られてきていると考へるわけでもよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

その経緯の中で、委員御指摘のように、日韓兩國の外相がごとしの一月に署名をいたしました覚書がございまして、その内容は、入管管理法の關係する事項のほかに、外国人登録法に關係する事項があり、また教育問題あるいは公立学校の教員への採用問題、さらに地方公務員への採用問題、こういう各事項について、日本政府が在日韓国人の方々について対処方針として考へているところを取りまとめたてて表明をされているという次第でございます。こういう事項の中で法務省が直接所管いたしますところは、この入管法の關係と、それから外国人登録法の關係になってまいります。

入管法關係につきましては、現在御審議を願っておりますこの特例法案の御審議をいただきました上、御可決をいただきました際に、これを速やかに所定の手続を経まして施行し、實際の運用に当たりまして、先ほど来御議論をいただいておりますいろいろな観点というものが我々十分踏まえて、この法案の趣旨に基づいた適正な運用を図つてまいる考え方でございます。

それからもう一つの重要な懸案になっております外国人登録法關係の事項につきましては、これ

はただいま申し上げました日韓の兩國外相が署名をいたしました覚書の中で、一つのスケジュールというものを示してございまして、今後、すなわちごとしの一月から起算いたしまして二年以内に指紋押捺にかゝる措置というものが実施できるような、その指紋押捺にかゝる手段を開発して、そして、その結果を法律案に取りまとめさせていただきます。今般の通常国会においてこれを御諮りする、こういうことで考へさせていただきます。したがって、現在はその指紋押捺にかゝる手段というものの開発に最大限の努力を集中しているわけでもございまして、この点、我々の成果を早く取りまとめたいと考へておるところでございます。

○中野委員 外国人との關係におきましては、よく相互主義という言葉が言われます。この在日韓国人の皆様を初め、今回の対象になります方々については、いわゆる相互主義では処し切れない特別の措置が必要なケースということで、先ほど大臣が基本的認識を申し述べられた、まさにその御認識に基づいてなされたものであります。

よく言われますが、例えば押収押捺の問題もそうでありま。けれども、すべての外国人に一律に改善をしておけるもの、それから今回のように歴史的な経緯を踏まえて特別の扱いをするもの、法務省としての扱いについては二種類あるのではないだろうか、こう思うのであります。ちなみに、そういうことも含めまして、日韓法的地位協定に基づく協議、これは在日韓国人が対象でありましたが、特例法案が、在日韓国人のみならず、平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者及びその子孫を対象となつたわけでありま。もちろんこのことについては、在日韓国人の皆さんも、この平和条約に基づいて日本の国籍を離脱した方々については理解をされるところであろうと思ひますが、それ以外との区別というものが当然あるであろうと思ひますし、また、申請を要せずに特別永住者とする者、すなわち、法定特別永住者の制度を設けることとした理由というも

のがあると思うのであります。

このようにして、この区分けはなかなか微妙でございまして、当然歴史的背景のみならずいろいろ理由が存在するであろう、こう思うのでございまして、その区分けにつきまして、そしてまた、分けることは、当然その歴史的背景があつて特別にしなければいけないという日本政府側の、ある意味では義務といひましようか、そういうものがあるというふうにも考えることができると思うのであります、この整理の仕方につきましての基本的御認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○股野政府委員 委員御指摘のとおり、日韓の法的地位協定に基づく協議というものが、この法案を提出していただきます過去の一つの重要な背景としてあるわけでございまして、その日韓の協議を踏まえた上で、なおかつ、在日韓国人の方々が持つておられる歴史的経緯と定住性というものを考えます場合には、やはり同様の歴史的経緯と定住性を有せられる方々がおられる、これは日本政府としても十分に考えて対処しなければならぬところであつたと考えます。

そこで、その考え方をこの法律案の中に取りまとめさせていただきます、日本国との平和条約に基づいて日本国籍を離脱することになった人々については、一定の要件を定めまして、それについては、在日韓国人の方であつても在日朝鮮人の方であつても、あるいは在日台湾人の方であつても同じ法的な地位を付与する、こういう整理をさせていただきますのであります。

それからまた、同じ特別永住者という法的地位を認めるわけでございしますが、手続面では若干の違いを設けていただきましたのは、法的に既に、例えば協定永住許可者あるいは特別永住許可者のように、一定の手続を過去にとつておられて、永住許可という点では一つの永住資格を持つておられるわけですが、それについて今度の新しい法案でさらにその中身が豊かになる、こういうこととさせていただきますけれども、既に過去に手続等を

とつておられてもう身分関係がはつきりしておられるという方について、これは新しい手続をお願いすることなく法定の特別永住者という資格をここでひとつ認めることにした。他方、これから新しく生まれてこられる方々等があり、あるいは、例えば二重国籍の方であつて外国籍を選択されたという方々につきましては、これはやはり手続上ひとつ申請という手続をとつていただくということが法的な手続として大事だ。しかし基本的には、認められますところの特別永住という資格においては、手続の違いはございしますが内容的には同じになるということでございします。

○中野委員 時間が参りましたから終わります。民族の誇り、そして人間としての感情、それらのものが制度を超えて錯綜するわけでありますし、根底にその気持ちから極めて重要な要素としてあるわけでありますから、今後の具体的な対応、運用等々を含めまして十分な御配慮がなされますように御要望申し上げます、終わりたいと思ひます。

○伊藤委員長 御苦労さまでした。

午後一時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、両案審査のため、参考人として日本経済新聞社論説委員小井土有治君、愛知県立大学外国語学部教授田中宏君、弁護士金敬得君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。参考人各位におかれましては、御多用のところ本委員会に御出席をいただきました、まことにありがとうございます。

両案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきますようお願いを申し上げます。

上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。御意見は、小井土参考人、田中参考人、金参考人の順序で、お一人十五分以内に取りまとめてお述べをいただき、その後、委員の質疑に對しお答えをいただきますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。また、参考人は委員に對して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、まず小井土参考人をお願いいたします。

○小井土参考人 大変重要な衆議院の委員会で見聞を述べさせていただきます機会を与えていただきまして、大変恐縮でございます。私、日本経済新聞におきまして一応韓国問題、朝鮮半島問題を担当しているということからお声をかけていただいたのだと思ひますが、法律の専門家ではございませんで、一般的な意見の開陳になりますことをお許しいただきたいと思ひます。

皆様御承知のように、我が国と韓国は、本年一月の海部総領の韓国訪問、ソウルにおきます盧泰愚大統領との首脳会談におきまして、未来志向の友好関係の確立ということの合意で一致いたしました。これは、極めて近い隣国として当然の合意でありまして、韓国との地政的な関係ということも考えますと、なぜ今ごろなのかという疑問がわくわけです。疑問というよりも、むしろ私としては悔悟の念にとらわれざるを得ない、こう申し上げてもいいかと思ひます。

こうした両国の合意が今の時点で成つたという背景には、両国の不幸な歴史、特に我が国の戦前における加害者としての行動があつたわけでありまして、我々は今、隣国同士としての当然の良善な関係を築いていかなければならない時期を迎えている、こういうふうにも思ひます。

今、世界的に見ますと、ソ連、東欧の自由化に続きまして、朝鮮半島でも韓ソ両国の国交樹立、中

国と韓国との経済的な関係を中心とする全般的な関係の改善、当事者である南北対話の進展、さらには我が国と北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国との国交交渉の進展ということなど、脱冷戦の動きが強まっておりますけれども、こうした中で我が国としては、地方自治体を含む政治は無論のこと、企業、さらには国民一般の果たす役割は極めて重いと考えております。

その際重要なことは、盧泰愚大統領が来日しました際に国会での演説で訴え、皆様お聞きになったかと思ひますが、歴史認識を深めることが非常に重要であらうかと思ひます。私もソウルに長期滞在した経験がありますが、今願ひますと、両国関係の歴史についての私の知識と認識がまことに浅く乏しく、かつ、韓国人の歴史認識あるいは対日認識についてはほとんど無知に近かつたということを率直に白状しなければならぬ次第であります。

さて、私がソウルにおりましたときに大使を務められました須之部三氏は、韓国側から大変評価された大使でございましたけれども、須之部さんが座長をされました日韓二十一世紀委員会の最終報告書は、両国関係についての基本となるべき重要な諸点を指摘しております。

第一は「建設的なパートナーシップの発展のために歴史認識の醸成が必要である」という点です。これはまた当然のことでありまして、こういふことはふだんの我が国の学校教育や日常生活の中で忘れ去られてゐるのではないかと思ひます。両国の人的交流は日ごとに活発になつておりますけれども、まず歴史認識のギャップの存在を認め、それを克服するための努力を積み重ねることが揺るぎない友好関係の確立につながるのだと考えております。

第二に、委員会の報告書では「日韓両国には歴史が重い荷物として作用している」ということを認識する一方、これを克服し、建設的な関係を築き上げるための努力を傾けるべきである」ということを指摘しております。歴史の重荷には多くの問

題があると思いますが、在日韓国人問題はその代表的なものであると受けとめてよいと思います。在日韓国人の皆さんに対する不当なべつ視、差別はまことに恥すべきものとしか言ひようがない、こう申し上げてよいのではないかと思います。

ただ、そうした背景には、二十一世紀委員会の報告書が指摘しておりますが、「日韓関係の歴史に深く根ざした問題であるだけに、法制的なものだけでなく、多くの複雑な社会的・心理的な側面をも持つており、その解決は容易ではない。特に、日本の社会が持つている同質的な性格が、自分と異なるものへの寛容性の欠如につながり、外国人に対して排他的な姿勢をとらせて」きている、そういうことがあると思ひます。

在日韓国人の方々は、本法案の提案理由説明でも述べられておりますけれども、我が国での定住性がますます強まっております。しかも、その定住には苦い歴史の経緯があるわけでありす。したがって、我が国の社会秩序のもとでできる限り安定した生活を営めるようにすることが極めて重要であると思ひます。

在日韓国人の方々に対する社会的・心理的側面の問題の改善には、これは教育の問題などもかわりまして相当時間がかかるかもしれませんけれども、まず、本委員会がただいま審議されている法制的な待遇改善が全般的な改善につながる第一歩になるのではないだろうか、かように考えております。これらの人々にはこの法案の内容でもまだ不満もあらうかというふうに推察いたしますけれども、本法案は待遇改善の重要な一里塚である、こういうふうには評価してよいのではないだろうかと思ひます。

以上述べましたのは私の個人的な見解でありまして、日本経済新聞でも、日韓首脳会談当時、子孫に誇れる新しい日韓友好関係の確立をということを社説で訴えておりました、この法案もその重要な一歩であると認識をしておるわけでありす。

法案の内容について一、二だけ私見を述べさせていただきます。

ていただきます。

幾つか事務の機関委任ということがございますけれども、この点は、詳しくは触れませんが、評価してよいのではないだろうかと思ひます。

それから、退去強制について幾つかのケースが出ておりますけれども、問題になるのは「法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害された」と認定したものと「うく」だりではないかと推察いたします。ただ、現在の我が国におきましては、国会の厳しい監視あるいは各種民間団体の厳しい監視ということが存在しております。したがって、法務大臣の政治的・恣意的な運用ということとはそれほど憂慮する必要はないのではないだろうかというふうに考えております。

再入国許可の問題につきましては、現行制度あるいは諸外国の事例から見まして、大幅な改善であるという評価をしてよろしいのではないだろうかと思ひます。それから、在日韓国人の方々が日本企業に就職し、場合によっては海外駐在するというケースも出てきています。これは海外駐在するといふたしますが、そしてその場合の海外駐在期間、これも長期化する傾向にあるだろうというふうには思ひますけれども、原則四年、最大限五年という期間は、十分であるというふうな評価をしてもよいのではないだろうかというふうに思ひます。

に、この期間の延長ということとは、入管当局の行政の簡素化という問題にも貢献するのではないかと一応評価いたします。入管当局の事務処理量も増大する傾向にあると漏れ承っております。したがって、こういう期間の延長ということとは、在日韓国人の皆さんの利便に役立ただけでなく、入管当局の事務処理の簡素化、合理化、さらには迅速化につながるというふうな側面もあるかと考え、これも一応評価していいのではないだろうかというふうな感じがしております。

以上、一般論的なお話を中心に、私の本法案を評価する意見を述べさせていただきました。

○伊藤委員長 ありがとうございます。

次に、田中参考人をお願いいたします。

○田中参考人 御紹介いただきました田中でございます。

この法案についての私の意見を申し上げる手順ですけれども、最初に、この法律をどういうふうな考えたらいいのかということについての私の意見をちよつと申し上げてみたいと思ひます。

今回の法案は入管法に関する特例を定めるということと制定されるわけですから、入管法は申すまでもなく外国人に関する最も重要な基本法の一つで、外国人登録法と二つで基本になると思ひますけれども、その基本法において今回の特例は、旧植民地出身者の置かれていた状況というものを包括的に取り扱うという点では、戦後四十数年、入管法が制定されて随分時間がたちますけれども、初めてのことであります。従来は、六五年に結ばれた日韓条約に基づきいわゆる協定永住制度というものがあつて、きよいうにたいた資料でも約三十二万の人がその該当者となつておりますけれども、それ以外の同じ歴史的な背景のある人については何ら特別な配慮はなされず、別の言い方をすれば全く一般の外国人として在留するといふ形をとってきた、それを是正するといふことで今度の法律が出されたという点では、大変重要な法律だと思ひます。

その場合にどういふ基本的な観点に立つて物を考えるべきかということに最初にとつと申し上げたいと思ふのですが、昨年韓国の盧泰愚大統領が日本にお見えになり、日韓の間で新しい時代を迎えるということがこの間大に議論をされてきたわけですから、昨年盧泰愚大統領が来日された折に海部首相は、不幸な過去を謙虚に反省し、率直におわびの気持ちを申し述べたい、こういうふうにあいさつをされたはずで、さらに天皇も、貴国の人々が味わわれた苦しみを思い、痛惜の念にたえません、という言葉を使われたわけですね。これらの認識が今回の法案の中にどのように反映されてるか、この法案を見たときに、まさに今私が御紹介したような言葉がにじみ出るような、それが伝わってくるような法案であるかどうかということが、私は考えるときの最大の出発点ではないかという感じがいたします。

少し具体的なことに入りますけれども、まず最初は、この法案のタイトルが「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者」、これは別の言い方をすれば先ほど申し上げた旧植民地出身者ということにならうかと思ひますけれども、この人々を一本化してまとめることの出発の時期のとり方です。

この法案では、従来の入管当局の考え方を踏襲しているようだけれども、一九四五年の九月二日、昭和二十年の九月二日、ミズーリ艦上で日本が降服文書に調印をしたその日を起点にして、それ以前から引き続き日本にいる人という時間的な範囲を設定している。ところが、この法律のタイトルにありますように、日本国の国籍を離脱したといふ日本側が考えている日は、一九五二年の四月二十八日、昭和二十七年の四月二十八日の講和条約の発効日、この時点で日本の国籍がなくなつたといふのが日本政府の公式見解のほうです。したがって今回も法律のタイトルにそれをお使いになつていらっしゃるわけですね。

この資料集の中に入っているいわゆる民事局長通達と呼ばれる、どういふ人たちがどの時点で日本の国籍がなくなるかという、その具体的なことを示した有名な民事局長通達というものが参考資料の中に入っておりますけれども、そこにもありますように、講和条約の発効の時点で、しかもこの民事局長通達は、内地にいる人もすべて日本国籍をこの日になくする。そうすると、裏側から読めば、朝鮮半島や台湾にいる人も含めて講和条約の発効の時点で日本国籍を失う、これが民事局長通達なんです。そうすると、この一九五二年の四月二十八日以前に日本に入国をした二つの地域からの人たち、これは当然特例の対象にしなければ理屈が合わないのではないかと。

できるだけそういう範囲を狭くしたいといふのも一つの考え方でありますが、逆に、先ほど御紹介

介したような歴史認識を本心に踏まえてやるとすれば、従来はそうであつたかも知れないけれども、今回は必ずしも定められた講和条約発効時点に少なくとも時点をとらないと、従来のままの踏襲では、先ほど御紹介した総理なり天皇の言葉が果たして十分具現されているかどうかという疑問が残らないだろうかという事です。

それからさらに、これは社会党案も含めて非常に不十分だと私は思うのですが、具体的な人間の問題を考えるときにはいろいろな実態があるわけですね。特に長い植民地統治という様なことを踏まえれば、日本と二つの地域との間にはさまざまな人の行き来があつて、ある時点で期日を決めますと必ずそれに漏れる人が出てくるわけです。それをどこまでもどんどん入れていくということになると、これは恐らく実務としても成り立ちませんので、少なくとも今回の特例法の対象になる人たちに極めて近い関係にある、例えば家族ですね、例えばたまたまそこで線を引くと、奥さんは韓国にいて日本に御主人がいるということとはあり得るわけですね。

そういう場合に、現在の場合には、いやもうこの起点より後から来た人は一般外国人だということにするしかないわけですね。ところが、せっかくこういうものをつくるのであれば、どの範囲を入れるかということは一義的には決められませんが、ここは入管当局の御判断にゆだねられませんかと思ひますが、少なくとも窓口をつくって、それに非常に近接する人については特別永住を与えることができるという条項を加えておいて、これは常識的に、今言ったような家族関係とかそういうことを見ていけば、おのずとどの部分については特別永住を持つ人とも掘うということが妥当であるのかということがわかるだろうという気がするのです。生身の人間の問題を考えるとすれば、どうしてもそういうことが必要ではないだろうか。それから、これは相当技術的には難しいかも知れませんが、ぜひ申し上げておいた方がよいと思うのは、基本的にはこの法律は日本国との

平和条約を起点に考えていますけれども、実は歴史的な背景を同じくする、あるいはこの提案趣旨の中にあります定住性という様な、この提案趣旨の説明の中には歴史的経緯というのと定住性というの二つのキーワードとして使われていますけれども、そういう点で考えると、中国大陸出身の日本に居住する中国人、台湾人の場合にはこの法律で植民地支配との関係の部分はカバーできま

すけれども、中国には、東北地区に満州国という、形の上では外国を日本はつくりました。さらに日華基本条約で基本的には非常に緊密な関係があつたと言われる、日本との基本条約を結んだ中国の汪精衛政権、例えばそこから中国人強制連行というのを日本政府はやりましたけれども、これは今にして思えば外国人を連れてきたのです。朝鮮半島はその限りでは帝国民といふことになりま

すけれども、外国人を日本に国策のために連れてきて働かせるということをつつたわけですね、そうすると、中国大陸というのは平和条約の発効に伴つて云々ということでは該当しないですけれども、歴史的経緯をとるとすると、あるいは定住性ということで見れば、全く同じカテゴリーの人のこの法律の外に置かれることになる。これを同じ法律で一緒に解決するということは技術的にも非常に難しいと思ひますけれども、私は、先ほど申し上げた窓口をつくって、そういう人たちを今度できる特別永住というカテゴリーに加える余地、それをやはり設けておかないと、こういう形できちつと網をかけてしまふと、それからこぼれた人はいくつかをしても特別永住を得ることはできないという制度に結果的になるわけですね。その点のことをやはり考える必要があるのではないかと。

次に、退去強制の問題というのがあります。これは、外国人である以上、何らかの意味での退去強制については制約を受けるのはやむを得ないという一般論はもちろんです。成り立ち得ると思ひますけれども、冒頭で申し上げた歴史認識を踏まえて考えた場合に、法務大臣が重大なという認定をした

ときには退去強制ができるという形で、従来よりもかなり網は、絞りはかけてありますけれども、もう一歩踏み込んで、外交とか内乱、外患という刑法で非常に厳密に規定されている以外のものが、例えば懲役七年というのが依然として残っているように思ひますが、もう少し絞るということの方が冒頭で申し上げた歴史認識を具体化するということにならないだろうか。その点では、私はまだ退令の制限については不十分な部分が残っているというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

次に、再入国許可の点です。これは年数を、一般外国人は最大二年を今度の特別永住の該当者については五年まで延長することがポイントですけれども、再入国許可の問題は、期間が長いのか短いのかというところに問題があるのではなくて、むしろ再入国許可が与えられるかどうかという、その判断のところに歴史的経緯なり定住性という立法の趣旨が全く反映されていないという、ここがこの条項については最大の問題だと私は思ひます。

別の言い方をすれば、期限については配慮をするけれども、再入国を与えるかどうかについては何一つ制約を受けない。別の言い方をすれば、入管当局が従来と同じ考え方で運用することが可能である。入管当局がどういう運用の仕方をするかということについては、もちろん裁量ですから、裁量というのはどちらにでも向きますけれども、ただ残念ながら、長い間問題になった指紋の問題の中でも、指紋を押していないということで、親が亡くなつてお葬式に行くというときでさえ法務省当局は再入国を認めないという、過剰な制裁を現実に行つたわけですね。指紋を押さない人については、刑罰がきちんとして担保されているわけですが、そのほかに再入国をも加えて制裁を加えるということとを、ついでこの間までやつたわけですね。そういう裁量の中に、歴史的な経緯のある人が同じ裁量の中で再入国がもらえるからえないかをお任せするということであつたのではないだろうか。

日本人も旅券の取得については一定の制約があります。非常に限定的な制約がある。逆に、その制約を受けない範囲であれば再入国許可は原則許可というか、許可しなければならぬとかあるいは許可するものとするという様な条文で、はつきり再入国の許可というものは、居住権の延長として、生活の本拠が日本にあるわけですから、日本人が海外に旅行すると同じような性質の行為にすぎないという原則に立てば、期間を延長するという今回の改正案というのは、より重要な点で非常に問題があるという気がいたします。

あともう一点だけ申し上げて、時間が来るようです。それから終わりたいと思ひますが、冒頭で申し上げましたように、入管法といふものは、日本における外国人にかかわる最も基本的な法律の一つであるわけですね。当然日本における外国人の中に、今回の特別永住という、資料によりますと大体六十万人ぐらゐの人たちがその対象になるといふ試算が出されておりましたけれども、この外国人は一般外国人と違うということが非常にはつきりしてくることになりま

す。先ほど言ひましたように退去強制についても、あるいは再入国についても、ところが、外国人は一人の人間ですから、再入国とか入管以外のあらゆる分野で、一人の人間として日本の中で生活をしている。この法案に直接は関係ないでしょうけれども、立法府として今後いろいろ立法政策を進められる上で、外国人であるがゆゑに制約されている、制限されている、いわゆる国籍条項で不利益をこうむっているさまざまな制度が日本にはたくさん残っているわけですね。それをいづれ日本人か外国人かという、二分法で今まできたわけですね。でも、せっかく入管法の中に特別永住という、一般外国人とはかなり際立つて違つたカテゴリーの外国人がはつきり誕生することになるわけですから、その人たちは単なる外国人というところで排除されるということを抑制するような立法政策が今後他の分野で広がっていくことが、海部首相の言葉を具体化することにつながるのではない

か。

たくさんありますけれども、一つだけ申し上げて、時間が来ますので終わりたいと思いますが、日本のさまざまな法制度の中の、戦争犠牲者援護立法と呼ばれる一連の法律があります。私が調べたところでは十三本法律があるようですが、この法律はいずれも、日本国籍を持たない戦争犠牲者としての補償が受けられないという制度になっています。例えば日本の戦争に駆り出されて負傷する、左腕を失った、日本人であれば大抵障害年金が三百万ぐらい出るようですけれども、朝鮮人であれば、日本国籍がないというただそれだけの理由で、一銭の障害年金ももらえないというのが現状なんです。

それで、これももとへ戻れば、まさに今度のこの法案のタイトルにあるように、あなたたちは日本国との平和条約に基づいて日本国籍がなくなっただから、天皇の赤子として戦争に行つて戦死しようとした戦病者になろうと、一切関知しないというのが残念ながら今日まで続けられているのです。日本国籍を平和条約によって失った人たちは、一般の外国人と違うわけですから、かつて帝国臣民、天皇の赤子という形で日本の戦争に駆り出された人たちが、その人たちの遺族なり、あるいは障害を持って生活をしている人たちが、これが全く放り出されているわけですね。この法案のタイトルにある精神を体して立法政策を改善するということは早急にしていただきたい。そういう意味で、今度のこの法律のタイトルにある発想、平和条約のところで国籍が変わったということから生じたさまざまな矛盾、これを今後全面的に見直す出発点として、この法律は大いに活用していただきたいという気がします。

○伊藤委員長 ありがとうございます、失礼します。

次に、金参考人にお願いたします。

○金参考人 御紹介いただきました金敬得と申します。

きょう、ここにおられる諸先生方の前で今から

十五分ばかり話させていただけることになったわけですが、この会場におられる中で、あるいは傍聴人の中にもおられるかもしれませんが、この法案のタイトルの対象者は恐らく私くらいじゃないかと思うんですね。私は、この法案で言うところのいわゆる日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の一人でございます。

それで、ちょっと私事にわたりますが、もう少し皆さんの御理解をいただくためにお話し申し上げますと、私は実は一九四九年に和歌山で出生いたしました。在日韓国人あるいは在日朝鮮人二世でございます。私の父親は、一九〇八年に韓国の一農村で生まれたわけでございます。当時は日韓併合の前でございますので、私の父親は大韓帝国国民として出生したわけでございます。それで、一九一〇年の日韓併合によって、私の父親は二歳で日本帝国国民という地位になるわけですね。それで、一九二七年、満の十八のときに父親が日本に來日するわけです。それで、日本で私を初め私の兄弟、全部含めて六人いるのですが、すべて日本で出生いたしました。それで、その六人はいずれも結婚しておりまして、子供をそれぞれもうけてまして、全部合わせますと約十五、六名になります。いわゆる三世が十五、六名になっておるわけでございます。両親はいずれも日本の地で数年前に亡くなりました。でございますので、私の家系からいいますと、一世はもういない、それから、私のめいが既に結婚しまして子供を産んでおりまして、二名おるのですが、四世が二名います。こういう構成になっておるわけでございます。

これは私事を申し上げるようでございますが、実は在日の今この法案の対象者になっておる約六十萬の家族構成は、ほぼ今私が申し上げたような構成と考えていただいてもよろうかと思えます。だから、ほとんどがもう、日本生まれの二世、三世、四世が九〇％を占めておるといふことでございます。そういう人々の法的地位を規定する法律であるといふことをまず御念頭に置いていただ

きたいといふことでございます。

もう一つ、この法律のタイトルが「日本の国籍を離脱した者」となっておりますが、ここでひとつ御注意いただきたいのは、離脱したといふと何か自分の意思で離脱したといふふうにかえれるかもしれませんが、それは必ずしもそうじゃないといふことですね。詳しくは申し上げませんが、いわゆるサンフランシスコ講和条約で朝鮮が独立をした、それに伴って朝鮮人は日本の国籍をなくすのだといふふうな民事局長通達で平和条約発効の十日ぐらい前に出て、現在に至っております。この国籍の喪失措置に対してはいろいろ法的疑義が残っております。現在まで議論があることは御承知のことと思います。

一つは、日本の憲法上民事局長通達というものが、その民事局長通達の出されました当時、既に日本国憲法は施行されておりました。日本国憲法は、十條で「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」こうなっております。そうしますと、従前日本国民とされておった人々の国籍を存続させるのかさせないのかといふことは、これは法律で、国会の論議を尽くしてしなければいけなかったはずなんです。それがなされずに、一片の民事局長通達でなされておるといふところに、一つの日本の国内法上の問題点があるわけでございます。もちろんこれにつきましては、御存じのように最高裁判所は、これは一片の民事局長通達でやっただけではなくて、サンフランシスコ講和条約の朝鮮の独立条項、その当然解釈としてそういうふうにしたのだと、そういう立場に立つておるわけでございますが、これについても、平和条約の草案過程をずっと調べてみますと、必ずしもそうは言えないといふのが現在の有力な学説でございます。

しかし、ともあれその後の日本国籍の喪失の経緯を今ここで云々しても、事実としてそれ以降日本国籍がないという形で日本の行政がずっと進められてきておりますので、問題は、そういう国籍を離脱したという歴史的経緯に問題があるという

ところを、彼ら旧植民地出身者の法的地位を考えていく場合には、法的にも絶えずそこところは評価をしていただいた行政なり立法作業をしていただかないと、正当な解決が難しいだろうといふふうに思ふもので、そう申し上げるわけでございます。

特に、この日本国籍の喪失につきましては、最高裁判所の判例の補足意見にもありますように、朝鮮に対する植民地支配なかりせばそうであったであろう状態に現状回復するのだといふのです。法的に非常に疑義のある措置でございましたけれども、それを辛うじて合理化できるとすれば、将来に向けてあしき植民地支配をなかつたものにしよう、だから現状回復しようじゃないかといふところでこれが辛うじて合理化されておる、そういうものなんです。そうしますと、果たしてこの現状回復の意味といふのは、一体在日朝鮮人あるいは韓国人に対する法的地位を考えていく場合にどのように具体的に評価されなければいけないのかといふことが次の問題になると思ふのでございます。

そこに対する私の考えは後ほど述べさせていただきますこととして、とりあえず日本が日本国籍喪失措置に伴つてなした措置といふのは、きょうこの法案の中で廃止、削除されることになっております法律百二十六号の二条の六項、これ一つだけです。それ以外に、かつての特別の歴史的経緯なり日本での生活実態、そういうものに対する配慮が一切なしに、とりあえず日本の入国管理令の適用を受けることになるので彼らについても何らかの入管法上の在留資格なり在留の期間を与えなければいけない、しかし、在日朝鮮人はそういう期間や在留資格なしに日本国民として生きてきた関係で、その在留資格、在留期間のどこにも当てはめようがない、であるから、別途法律で定めるまでの間彼らについての在留資格、在留期間なしに日本で居住することができ、これが法律百二十六号の二条六項といふものでございますが、日本が旧植民地出身者の日本国籍喪失措置に伴つ

てなした唯一の法的措置は、この法律百二十六号の二条六項、これだけなのでございます。これ以外には一切なしに、日本の戦後措置は一たんは終わったといえますが、非常に未決の戦後処理だと私は考えますが、そういう形であつたわけですね。

それが、一九六五年の日韓条約によりまして一たんは協定永住という制度ができました。入管特別法というものがあつて、この入管特別法も今回の法案によつて廃止されるというふうになつておるわけですが、その入管特別法といふものは日韓法的地位協定のときの一つの協定永住権者に関する論議で私なども非常に印象深いのは、当時、永住権の範囲をどの範囲にするかという形で日韓両国で激しい議論があつたわけですね。韓国側の方は、日本で生まれ育つた旧植民地出身者は子々孫々にわたつて日本での永住権を保障するべきだ、そういう主張をしたわけでございます。ところが、日本政府の基本的立場は、かつて日本国籍を有しておつたとされた者に限定すべきだ、それ以外の子孫については協定永住は必要ないという形で、それで協定永住、二代目までは永住権を認めよう、しかし三代目以降については二十五年後に再協議しようという形で政治的妥協が図られて、九一年問題というのが生じたわけですね。

その九一年問題は一月の海部総理の訪韓の際の日韓外相書で一応の決着がついたわけですが、そのときの日本側の議論はどういうことだったかといふと、子々孫々にわたつて日本での永住権を認めるということ、日本にゆめゆめ少数民族問題を残すことになる、これは日本の将来に禍根を残すことになるんだという、これは当時の佐藤栄作総理の答弁でございます。これは佐藤栄作総理の答弁だけでなく、ここに日経新聞の方もおられますけれども、当時の日本の社説というものを私すべて調べたことがあるのですが、全く同じ論調なのでございます。すべての社説が、朝鮮人が日本の社会で永住権を持つてずっと住むという

ことは日本の社会に禍根を残す、これは日本の社会としてやつてはいけないうんだ、これが当時のマスコミであつたわけですね。そういう雰囲気の中で日韓法的地位協定あるいは日韓条約というものが締結されたわけですが、それから二十五年たつていふわけですが、今回の法案の中で、在日韓国人あるいは朝鮮人あるいは台湾人、旧植民地出身者に対しては子孫にわたつて遡及的な永住権を認める、やつとそうなんだわけですね。だから、逆に言いますれば、二十五年前の佐藤栄作総理あるいは日本のマスコミの憂慮が、二十五年たつた現在ではもういふことが日本の社会にとつて少なくとも永住していくことが日本の社会にとつて少なくともマインナスではない、そういうことを言つていられるような時代ではないという状況を迎えておるということ、これは言えるのじゃないかと私は思うのです。それが一つでございます。

それからもう一つ、日韓協定の問題点は、日韓協定によつて在日韓国人・朝鮮人の中に法的地位の違う者が生じた、その問題があつたわけですが、それも今回の法案の中で韓国籍、朝鮮籍を問わず一本化するということで、そのこと自体も戦後四十数年ぶりにやつと一本化の法律ができる、この点も私は評価できると考えております。

ただ、私が先ほど申し上げました少数民族をやつとこの法律で、少なくとも六五年当時の議論とは違つて子々孫々にわたつて永住権を認めていこうとなつた、果たしてその意味合いが本場に朝鮮人が朝鮮人として日本の社会で生きていく、そういう存在として日本が積極的に認めていこうという気になつておるのか、それとも、もうどうせ二世、三世、四世になつておるんですから、こういうものを認めたところで朝鮮人は朝鮮人としての文化、そういうものを恐らく維持できないだろう、であるから認めていいだろうという、これは非常に微妙でございますが、どちらの方に立つのか。私としては、やはりこれから二十一世紀を目指す日本で、かつてのような、少数民族が日本に残

るのが日本の社会に禍根を残すというふうな考えではだめだろう。ですから私は、この法律は、在日韓国・朝鮮人の戦後処理、言つてみれば日本国籍喪失に伴い原状回復、その出発点にやつと立ち戻つた、大事なことは、この法案の次に彼らが本場に韓民族なり朝鮮民族として日本の社会で生きていくために必要なさまざまな社会的障害、差別といふものをいかにしてなくしていくか。

特にこの場で私お話ししたいのは、やはり就職差別、それから日本の学校教育の中で学んでおる子弟が九〇%でございますので、彼らに対して韓国語、韓国の歴史を教えてくれとは言わないまでも、彼らが日本の学校教育の中で差別を受けない、日本人に対しては差別はよくないという教育、彼らに対しては堂々と韓民族として、あるいは朝鮮民族として生きていける、それが人として生きる道だということを教えてもらへるような教育、そのためには日韓の正しい歴史教育が必要でございましょうけれども、そういうところに対する配慮がぜひともお願ひしたいところでござい

ます。また私事にわたつて恐縮でございますけれども、実は七四年に日本の横浜地方裁判所で非常に有名な判例があります。日立製作所に就職を拒否された朴鐘碩君という人に対する判例なんです。その判決の中で、日本の大企業は朝鮮人を朝鮮人という理由で採用しないのは周知の事実である、こういうくだりがあるわけです。それが七四年の判例でございますが、実は私は、七二年に大学を卒業いたしました、日本のジャーナリストになることが志望であつたのでございます。日本の大学の就職課に相談に行きましたら、君、それは無理だよ、一〇〇%だめだからあきらめなさい、ではどういふところに就職できるのですか、日本の一部上場企業はだめだ、二部以下で非常にあなたのことをかわいそうだと思つてくれる社長さんがあらわれたら温情で採つてくれるだろうから、そういうときは日本名で就職しなさい、こう言われたのです。

要するに、日本の七二年当時の現状はそうだったわけですね。それじゃいかぬと私は思ひまして、それで司法試験を目指すわけです。司法試験を目指した動機も、実はこれも差別だと私は思うのですが、当時司法試験は外国人でも受けられる、しかし合格した後に司法研修所に入るに際しては日本に帰化をしなければいけない、日本の国籍を持つていないと司法研修所に入れないんだ。すると、研修所に入れないと弁護士になれないわけですね。ところが、弁護士法は、戦前の弁護士法と違ひまして、戦後は国籍事項がなくなつておるのです。にもかかわらず最高裁判所がひょうたんのようになんか中を締めておつたという、これは日本の皆様方の目から見るとどう見えるか知りませんが、私の目から見ると明白な民族差別である。

というのは、一つは、自由業の弁護士に外国人がなれないという理由はない。それからもう一つ、日本で合格できる外国人といふのは、前例もすべてそうですが、旧植民地出身者以外はないのです。アメリカ人が日本に来て司法試験の勉強をしたからといって、あの試験に合格できない。最高裁は、過去の例から見ても十分知つておるのですが、外国人といふことで彼らを切る。切られるのは結局旧植民地出身者だつたということですね。そういう問題は現在もまだあるということですね。ですから、何としても就職差別について、この法律でできた直後でも結構でございますから、できるだけ韓国人あるいは朝鮮人が日本の社会で日本人と同等な立場で就職できるような、そういう法案並びに社会環境づくりをぜひともお願いしたいと思つてござい

ます。それから、もう一つの民族教育のことについてでございます。

昨年の五月に盧泰愚大統領が訪日されて日本国会議院の本会議場で演説しましたが、その中でこういふくだりがあつたのでございます。日本の皆様方は、かつて韓半島で子供が学校で自分の本名を使った、あるいは親から教えられた言葉を

使った、それを理由にして打ちたたれた経験がある、その痛みはなかなか御理解いただけられないでしょう、というふうに盧泰愚大統領が言われたわけですが、これはまさに日本が戦前、植民地時代になした同化政策、韓国語を使っていけない、名前までも韓国の名前を使っていけない、私もおじいさんの戸籍謄本、除籍謄本を韓国から取り寄せますと、金というのが消されて金澤という除籍謄本が出てくるわけです。それが日韓の植民地支配の歴史であるわけですね。

韓半島におきましては、そういう歴史は日本の敗戦とともに終結しておるわけでございます。しかし、事きょうの法案の対象者であります六十万の在日朝鮮人の方に目を向けてみますと、彼らはいまだに約九〇%までが通名という、かつての創氏改名時代の日本名を名のらざるを得ないという現状にあることですね。これが学校に通っておる子供の場合も同じなんです。こういう自己の出自を明らかにできない、それは明らかにできない朝鮮人の側にも問題点があることを私は認めますが、決してないわけではございませんが、しかし、やはりそれはそうせざるを得ないようになっている周囲の圧力がどうかといえ根本原因だと思ふわけでございます。ですから、そういうものをなくす方向でぜひとも立法作業をお願いしたいと思ふわけでございます。

というのは、私も韓国人の一人の立場としまして、確かに逆境というものは、艱難なんじを玉にするという言葉もありますが、それを克服できれば、それはそれなりに一つの人生経験で貴重なものとなるのですが、しかし、それは非常に各個人に大変な努力と大変な能力を要求するものなんです。ですから、政治家の皆様方をお願いしたいのは、逆境を克服するのは個人の方かもしれないけれども、そういう逆境をなくするのは政治家の力である、ぜひとも日本の行政並びに政治の力でそれをやってほしいということをお願いしたいわけですね。

それから、ちよつと時間が過ぎましたがあと

二、三分。

今回の法案に關しましては、先ほど田中教授の方からありましたように、日本国籍の離脱ということに基づきするのであれば、やはり一九五二年四月二十八日が基準にならなければおかしいだろうというところは、私も同様の意見でございます。それから、再入国につきましては、やはり私も指紋捺捺の段階で、指紋捺捺を若干の間ですが拒否した期間があったのですが、何度入管に足を運んでも再入国を出してもらえなかった。韓国に出張も行けず、そういう非常に苦しい思いがあるわけですが、再入国というのは、期間の問題じゃなくて、日本に生活の本拠を持つておる在日韓国・朝鮮人については、少なくとも日本人が旅券を今申請すればそれは露東的に旅券が発行される、それと類似の、よく似たような要件で再入国が露東的に出るといふような、そういうところの御配慮が必要じゃないか、期間よりもですね。

それからもう一つ、退去強制事項に關しましては、私の個人的な考えをこの場で率直に申し上げさせてもらえば、旧植民地出身者に対しては退去強制事項は全面的に廃止すべきだというのが私の考えでございます。私も、韓国に三年住んでいる間に、実際に協定永住権者で七年を超える刑を受けたこと、この理由によつて韓国に強制送還された人と会ったことがあるのですが、彼らは韓国では生活できません。やむを得ず再度日本に密入国してきたというケースも私は存じ上げております。彼らは、見つかることまた韓国に送られる。韓国間でキャッチボールになってしまうわけですね。こういうことはもうそろそろやめてもいいんじゃないでしょうか。

それから、仮に世界にそういう例がない、外国籍を持つておるながら一切の強制退去をしない例がないということ、政府の方がよくおっしゃるその論理に乗るとしても、それであれば内乱、外患に限るべきであつて、特に今回の改正法案の一項三号、外交使館とかそういう人に対する犯罪行為、これは日本の刑法が一九四七年に外交官だと

かそういう人に対する特別な刑を排除した、それを日韓協定の地位協定のときに復活させたものでございまして、日韓協定の地位協定は強制退去事項を縮小したというふうに一般的に解せられておるわけでございますけれども、どうもこの条文だけは、入管法で定めておる強制退去事項よりもっと厳しくした事項ですから、少なくともこの事項は今回の特例法案から落とさなければいけないのではないかと、私はこういうふうに思ふわけでございます。

非常に私事にわたつて恐縮でございましたけれども、私が今ここで最後にお願ひしたいのは、海部総理がこの前韓国に行きまして、在日朝鮮人もともに生きる人々だということをメッセージの中で述べましたけれども、本当に在日韓国・朝鮮人が日本の社会にあつて日本人とともに生きていくような法的、社会的環境づくりをぜひともしていただきたい。

よく、在日韓国・朝鮮人は日韓あるいは日朝のかけ橋になるべき存在だといふふうに言われるわけですが、現状の在日朝鮮人の置かれてある社会生活実態からいいますと、これは不可能です。というのは、日本人も朝鮮人も全部ゼロで生まれるわけですが、日本人の場合は、長じてからに従つてプラス日本人という形で、日本の文化を身につけて日本人らしくなつていくわけですが、朝鮮人は、日本で生まれますとマイナス朝鮮人になつていくわけですね。日本から、朝鮮人は劣等だといふイメージをぶつけられる。そのイメージに耐えられなくて、彼らは自分が朝鮮人ということを感じていく。長じてから従つて、思春期になつて、これはどうもおかしい、人として生きていくのにどうもおかしい、差別から逃げるのはおかしいんじゃないかといふふうに悩みに悩んだ末に、やつと自分が韓国人として生きようじゃないかといふアイデンティティーに到達するわけです。それに約二十年を要するわけです。そうすると、その二十年のギャップがある人が、そこで気づいて努力してみたところで、なかなか韓国を理解するということ

はできがなくなるわけです。既に日本人と、普通の日本人が二十まで生きた、その二十年間のギャップがあるわけなんです。

ですから、私は本当にお願ひしたいのは、在日韓国・朝鮮人が本当の日韓のかけ橋となれるように、ゼロで生まれて、日本の社会で長ずるに従つて、プラス朝鮮人、プラス韓国人として、みずからの出自を隠さない、そういうふうにして生きていくような社会環境をぜひともつくつてほしい、それをお願いして、私の陳述を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○伊藤委員長 大変ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○伊藤委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。星野行男君。

○星野委員 自由民主党の星野行男でございます。

ただいまは小井土先生、田中先生、金先生からそれぞれ貴重な御意見、御教示を賜りまして、まことにありがとうございます。

まず、小井土先生にお伺いをさせていただきます。

田中先生からもお話がございましたように、我が国政府は、我が国がかつて行いました朝鮮半島及び台湾に対する植民地支配について深く反省をいたしております。また私たちが、そのような事情のもとでいろいろな理由から終戦前より我が国に居住し、日本国との平和条約の発効によりまして日本国籍を離脱した在日韓国人・朝鮮人、そして台湾人の皆さん、そしてその子孫の方々に深い御同情と心からなる友愛の礼を表明いたしたい、そう思っております。そして、このような歴史的な経緯と、そういう方々の我が国における生活の実態を考へてみますときに、我が国といたしまし

期間が五年でございまして、そういう形で期間が五年というような提言をしております。それについて今回入管当局が四年、一年プラスということにございまして、期間をそういうふうにしたという点については私も評価しております。

○星野委員 それでは、田中先生に一点だけ。

先生からいろいろと御教示を賜りまして、これから国際化の進展する中、あるいはまたいろいろと韓国その他の国々との友好関係が進展する中での課題として私も受けとめさせていただきます。また勉強してまいりたいと思います。ただ、現状を踏まえて、今回の特例法案は従前よりは前進、こういう評価をいただけるのではないかと。したがって、今後の新しい展開、前進の一步と小井土先生はおっしゃいましたが、そういう評価はいただけないものでございましょうか。

○田中参考人 基本的には、私が申し上げましたように、従来のいろいろな経緯を踏まえて、平和条約によって日本国籍を喪失したというある意味では原点に戻って問題を考え始めようという出発点になったという点では、新しい出発が起これたという点には考えております。

○星野委員 ありがとうございます。

終わります。

○伊藤委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 委員の小澤でございます。

参考人各位におかれましては、御多忙の中をお願いいたします。大変貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。私も、参考にさせていただきます。

若干お尋ねしたいと思っております。ちょっと順序不同になりますが、まず田中先生にお尋ねしたいと思います。

田中先生、私どもの社会党案についても御批判も含めていただいたのですが、余り評価の方はしていただけなかったように聞いておりました。特に、社会党案では、特別再入国許可制度というの

を設けまして、日本人における旅券発給とはほぼ同じ要件で、これを許可しなければならぬとしたところが政府案との最大の相違点ではないでしょうかというふうに思っています。

私もがそのようにした理由は、これは歴史的経過も当然でございしますが、これらの方々の定住性の実態からすれば、出国と再入国という法的構成をとらざるを得ないにいたしまして、実質的には日本人における海外渡航、出国と帰国、帰国という言葉は外国人ですらから妥当でないかもしれませんが、要するに生活の本拠地に帰ってくることである、この実態に着目すれば、これは日本人における旅券発給とは類似した取り扱いをしなれば本当の意味での海外渡航の自由ということが保障されないのではないだろうか、こういう発想から社会党案のような構成をとったわけでございします。この点については、むしろ先ほどのお話かなというふうにも思うわけでございしますが、その他の点も含めて結構でございますが、社会党案についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○田中参考人 どうも失礼しました。社会党案については、結果的には申し上げたことになったかもしれませんが、例の四月二十八日にか九月二日にするかというところを一つ問題を出しましたけれども、きちつと言及しなかったのは大変失礼だったと思っております。社会党案は、基本的には四月二十八日を起点にしているという点で、私は、政府案よりは大変進んでいるというのか、すぐれているというふうには思っております。

それから、再入国の点についても、私は、ポイントの問題ではなくて再入国許可の付与そのものの羁束性というのか、それが確実に与えられるように保障するということが歴史的経緯なり定住性を踏まえたという立法趣旨に沿うことになので、ただ期限を少し長くしたということだけでは問題ではないか。その点も、社会党案は再入国許可ということについて基本的には羁束的に許

可が与えられるような法制をとらうとしていらっしゃるという点で、政府案よりは非常にその点はきちつとしていらっしゃるというふうに思っています。

私が社会党案について言及したのは、結果的にはその周辺の人たちが、特別永住を取得することになるであろう人たちの周辺の人たちが、あるいは周辺というところでは片づかないかもしれないけれども、中国大陸の出身者等がこの特別永住の中に入れるような窓口を私は設けてほしい、その点については社会党案もという形でしか社会党案に触れなかったものですから、どうも失礼いたしました。

○小澤(克)委員 大変ありがとうございます。

今御批判いただいた点は、私もいろいろ検討したのですけれども、率直に言います、立法技術的に非常に難しいものがございまして見送ったという経過がございします。旧満州国については、私ももちよつとそこまで思い至らなかったわけでございますが、今後も大いに勉強させていただきます。

それから、金先生にお尋ねいたします。

金先生の今のお話、大変感銘深く伺わせていただいたわけでございします。ともに生きるという姿勢が在日の方々にも、そして何よりも日本人にとつて必要なのではないだろうかということを改めて痛感したわけでございします。

そこでお尋ねしたいのですが、この問題を欧米の方々に言ってもなかなか御理解いただけない。その一つは、それならなぜ帰化しないのだ、こういうふうにおっしゃるわけですね。日本ではそんなに帰化が難しいのかというのを言われます。日本はそれほど帰化が容易でないことは事実でございますが、しかし私は、問題はそんなところにあるのではなくて、我が国においては帰化というの国籍、ナショナルティーの問題でございします。ある国家にとともに帰属し、そこに国家の構成員という法的地位を設定するかどうかという、まさに法的地位の問題でございしますが、どうも国

籍の問題と民族の問題とがやや混同されがちでございまして、帰化をする、その国籍を得るということが即民族的同化を事実上強制されるような、我が国にそういう社会的実態があるのではないだろうか。民族というのはいちろん社会学的な概念でございまして、法的概念の国籍とは全く別でございます。さらに、余計なことでございますが、生物学的な概念の人種というのとまた別の概念でございします。

そのことが一つと、それからもう一つ、逆に在日外国人の方々の方にも、例えば大韓民国の公民である、あるいは朝鮮民主主義人民共和国の公民であるという、ある国家への帰属が同時に民族への帰属意識の一要素となつて、民族的アイデンティティーの一要素というふうにも思っております。そういう観点からおられるといいますが、そういう要素があつて、その帰化ということがなかなか難しい。

したがって、私も、その帰化すればいいではないかという言い方は決してしてはならないのでありまして、これは日本古来の大変いい風俗だと思つたのですが、日本人は外国人を非常に丁寧に扱ってきたという歴史があるわけでございします。そして、外国人を外国人として、しかし丁寧に、そしてその人権は十分に保障し、その民族性を十分に保持していただくことも生きるという姿勢が必要なのではないだろうかというふうに私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○金参考人 民族と国籍の問題、私も非常に難しい問題で余りよくわからぬ点があるのですが、私の個人的な、全く個人的な考えですが、確かに民族と国籍とは私は違ふと思つた。しかし日本の社会というのは、国籍イコール民族であるのか、という、そういう風土、非常に強い単一民族意識といえますか、の親和が非常に強い。

一つその例示で申し上げますと、日本が七十九年に国際人権規約を批准いたしました。一九八〇年に国連の事務総長あての第一回報告書が出されたのは御存じだと思いますが、それに関連しまし

でございますが、公称二万四千人と言われておるわけですね。日本全国に広げて、あるいは差別を受けるからといってアイヌということを名乗り出ないような人も入れればもっとふえると思うのですが、しかし一応公称二万四千であるわけです。二万四千のアイヌを仮に日本が報告書の中で少数民族として認めるのであれば、既に平和条約発効以降現在まで日本に帰化をした朝鮮人あるいは韓国人だけでも十五万人になるわけですね。なぜ十五万の朝鮮人、韓国人を少数民族と位置づけがで

垣根というのは、私は法的、社会的差別と心の垣根、両方あると思うのですが、足を踏まれた方がいっその心の垣根を解くかというなかなか難しいところがあるですね。日本の社会がやはり、童話の太陽と風の話じゃありませんけれども、風をびゅうびゅう吹きつける限りはコートをしつかり閉めておくしかない、そこに太陽の光をすつと

したが、私は、この再入国のところについては、法制度として全く法務大臣の自由裁量のままになつていてということ、運用の面でいろいろ最近では改善されているということでしょうが、しかし、法制度として自由裁量がそのまま原則が残されている。これは特別永住権を保障することと基

○北側委員 三名の先生方には大変お忙しい中貴重な御意見を賜りまして、心から感謝を申し上げます

的地位、待遇を今後検討していく中の非常に大切な、貴重な材料とさせていただきますと思います。

まず最初に小井土先生にお聞きしたいと思いますが、先ほどのお話の中で、日韓二十一世紀委員会報告書を挙げられました。日韓の建設的なパートナーシップを築くために、まず日韓での歴史認識のギャップを埋めていかねばならないというお話がございました。私も全く同感でございます。日本の若い世代、戦後生まれの若い世代がこれまでの日韓の歴史について余りにも知らなさ過ぎると申します。日本の植民地支配、同化政策、強制連行、そして戦後の一方的な国籍の喪失、こうした経過について知らなさ過ぎる、ここに大きな問題点があると私は思います。

具体的にこの歴史認識のギャップをどう埋めていけばよいのか、先生の忌憚のない御意見を聞かせていただきたいと思っております。

○小井土参考人 先生の御意見に全面的に賛成であります。ただ、認識ギャップをどう埋めていくかということについての的確、即効的な対策というのはいかなるものではないかと思っております。

まず、我々大人が、韓国に対する不当な偏見、差別というものが現にあると思っておりますが、これを改めることが必要であると思っております。そして、例えば家庭の場などにおいてもそういう言動をしないということ。仮にそういう言動をした場合は、なぜそういう言動をするようになったのかという点について、体験的に子供たちと対話するということも必要なのではないかと思っております。

それから、学校教育においても大いに改善していただきたいと思います。例えば学校教育において日本の歴史を学ぶ場合、どうでしょうか、受験勉強のため、かなり古い時点で日本史の教育が終わっている。私は、場合によれば日本の歴史教育あるいは社会科教育は、現代史からさかのぼっていつて教えるというようなことをやる必要がある人だろと思うんですね。現代と全く関係のない

い昔の話だけを教育しているのでは意味がない。ただし、昔の話といつても、韓国の方々の心に深く刺さっているのは、秀吉時代の通商使の問題があります。それから、江戸時代の通商使の問題がほとんど触れてない。私も学校教育の過程で教えてもらった記憶がないのでありますけれども、これは韓国文化あるいは大陸文化の日本への伝播という点で大変な役割を果たしたわけですね。ですから、この辺の学校教育を大いに変えていただくということが必要なんではないかというように感じています。

それから、最近では修学旅行で韓国に行かれる方が多いのでありますけれども、これも事前の教育ということと、現地で現地の若い高校生あるいは中学生との対話の集会というようなことも持つようにしたら、一段と効果があるんじゃないかというように感じています。

○北側委員 金先生にお聞きいたしますが、まあ同じ質問でございます。

今の日韓での歴史認識のギャップを埋めていかなければならない。特に日本の方ですね。先ほど先生の方から就職差別を初めとする差別をなくさなければならぬ、また韓国人、朝鮮人の方々が通名を名乗らざるを得ないような日本の社会の周囲の状況があるんだというふうなお話がありました。こうした日本の社会、差別をなくすようなそうした日本の社会をどのようにつくっていくべきなのか。私は、本当に日本にとって内なる国際化の第一歩がこの在日韓・朝鮮人の問題ではないかというふうに痛感しておるんですけれども、在日の先生のお考えをぜひ聞かせていただきたいと思っております。

○金参考人 私非常に若輩の身で、余り口幅つたいことは言えないのでございますけれども、やはり日本の最近はやりの国際化ということがありますけれども、やはり私自身も日本の社会の内側

から日本を見る者として、日本の国際化というのは、外に向かつての日本国の発展といえますか、それだけが国際化であればやはり非常に問題があると思うんですね。日本の世界に向けての地位が上れば上がるほど日本の国内、日本の内側が開かれていかなければ、やはりそこが同時並行、盾の両面にならないと真の国際化は私は難しいんじゃないかと思っております。そういう内なる国際化のやはり第一歩、日本の国際化の第一歩は、旧植民地出身者に対するきちっとした戦後処理をすることじゃないかと私は思うんです。

先ほど私、原状回復の意味ということについては後で申し上げておいたのですが、言う機会がなかったのですが、実は旧憲法から基本的人権の尊重、国際協調主義という新日本国憲法になった途端に、従来日本帝国臣民としての地位に置かれておった人間が外国人という地位になつて、日本国民と外国人という地位の格差というものは、ある大学教授は日本人の基本的な人権は外国人の關係においては特権であると言ったぐらいに、格差が大きかったんですね。最近では徐々に縮まっておりますけれども、そういう状況に置かれてしまった。やはりその問題点を、一体彼らにとつての原状回復とは何なのか。それは、やはり植民地支配によるところの同化政策から、いかに彼らを朝鮮民族として日本の地の社会にあって生きられるようにするかということが、まさに彼らにとつての原状回復じゃないかと思うわけですね。

先ほど田中参考人の意見にあった戦争傷痍病者、彼らにとつてなくした生命、手足はもう二度とは返らないのですが、彼らに対しては、やはりその失った手足に対して代価を与える、補償ですね、それとやはり謝罪、やはりこういうものがなくないと、私はどうしても日本の国際化ということとはちよつと言いつらいんじゃないかという気がするのです。

それで、特に私は日本の外国人政策を、ずっと変遷あるわけでございますが、どうも私の目から

見て感じますところは、やはり一たん規制をして、それで何か言われて、在日朝鮮人の方から何か言われて、問題があるぞと言って、すつたもんだした末にやつと、じゃあこのところはちよつと是正しましょう、こういう形で現在までやってきたんですね。しかし、これから二十一世紀に向かつてあとも十年も残らない時代で、いつまでそういうやり方をするのか。僕はだめだと思つたんですね。だからやはり、海部総理がいみじくも共に生きよう、共生しよう、在日朝鮮人は、そうだとおっしゃったので、そうならば私は、言われてやるのではなくて、積極的に在日朝鮮人のための特別法、総合的な、入管法プロパーだけではなくて、そういうものを真剣にやはり議論していつてほしいと思つたんです。そういうことが成つてこそ初めて、一つの歴史ギャップといひますか、それも埋まるのではないかと。

○北側委員 ありがとうございます。

田中先生にお聞きいたしますが、先ほど田中先生のお話の中で、本法案の平和条約締結者の定義、昭和二十年、一九四五年九月二日以前から引き続き本邦に在留する者という定義が大前提としてあるわけなんですけれども、先生のお話、一九五二年四月二十九日のサンフランシスコ平和条約発効以前とすべきではないか、その御趣旨は本当に非常によくわかるわけなんですけれども、本法案で言っております平和条約締結者に形式的に先生がおっしゃったような当てはまらない人で、同じく居住の安定を与えていかねばならない人があることはもう事実でございます。先ほどの先生のお話では、そういう方々、平和条約締結者に近接する人々、また強制連行されてきた同じような立場の中国人の方々、そういう方々にも本法案で与えております特別永住というのを与える方

法を検討すべきであるというお話がございました。私も全く同じ見解でございます。

具体的にこれ、特別永住をそういう方々に与えていく方法、ケース・バイ・ケースになつてくるかと思うのですけれども、先ほど先生少しお話しされましたけれども、具体的にどういう方法を今後検討していけばよいのか、もう少し具体的に先生の御意見をお伺いしたいと思います。

○田中参考人 私が申し上げたのは、二種類あるというふうに考えて、一つは、文字どおり平和条約に基づき日本国籍を離脱した者の家族というように考えていだろうと思うのです。

それからもう一つは、これは理論というか理屈の上では大変難しい話になると思うのですが、中国大陸の出身者で、私は、五二年、昭和二十七年の四月二十八日を起点にすべきだという考え方で、それから以前から日本に住んでいる、そしてその人たちが生まれた子供たち、これは同じ考え方ですけれども、それをこの法律によって新しくつくられる特別永住というカテゴリーの中に加えることができるような措置をとる。

法務省の方では、当然個々の外国人の在留の経歴というのか、経緯についてはほぼ完全な資料を持っているはずですから、今回も恐らく従来公表されたことのない数字が今回の法案の資料として載ってますけれども、それは特別永住の対象になる人かどうかというところが出されているわけで、こういう資料というのは従来は把握できなかったのです。例えば中国人が何人いるかというようなことはもちろんわかるわけですが、今回のこの資料の中で、例えば中国人の中で台湾の人でおかつこの講和条約、政府の場合には九月二日ですが、九月二日以前からいる人ないしその子孫が正味何人いるかということは今度初めて把握されたわけで、そういう形で把握するデータは入管の方で全部お持ちのはずですから、恐らく不可能ではないんじゃないかという気がいたします。

○北側委員 以上でございます。

○伊藤委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

三名の参考人の先生方には大変貴重な御意見を賜りました。十分に参考にさせていただきたいと思っております。

○小井土先生にお聞かせ願いたいのですが、歴史認識を深めることが大事である、特に歴史認識のギャップを埋めることが大事であるとおっしゃられました。その具体的な中身について、日本にある歴史認識はどういうものであるか、在日韓国人という言葉を使われましたが、韓国、朝鮮、中国、台湾等にある歴史認識はどうなのか、具体的にお聞かせ願いたいと思っております。

私は、この問題の出発点は、第二次世界大戦の誤り、侵略、併合が誤りであったということ、明確に日本として、政府としても認識をすること、そしてそこから出発して、対等、平等の立場から物事を考えていくことではないかと考えておるわけでありまして。私も日本共産党は、あの大戦中侵略戦争は誤りであると植民地解放を唱えた政党としても、痛切にそのことを感じているわけでありまして、先生のおっしゃられている歴史認識のギャップ、もうちょっと具体的に聞かせ願いたいと思っております。

○小井土参考人 木島先生から大変難しい質問を受けまして、正直言ってお答えに戸惑います。私の使った言葉を逆に御質問いただいたので私が逃げるわけにまいりませんけれども、ちょっと正確ではございませんが、端的に我々日本人一般という感じで申し上げさせていただきますと、日本人は、今先生がおっしゃったように、侵略、併合という問題について、時の経過とともに頭の中からそういう事実関係あるいは歴史的事実というものを忘れ去ってきているのではないかと感じています。ところが、盧泰愚大統領の国会演説でもございましたけれども、受けた側の人々はその痛みをなかなか忘れないということでございます。

私ソウルに数年間滞在し、それから昨年でしたか、韓国の政府関係者あるいは野党の例えば金大中氏、さらには各新聞社の論説委員の皆さんと率直な意見交換をすることがありましたけれども、その場合非常に痛切に感じ、また厳しく言われるのは、日本が過去の国として行ったことについて厳しく認識していないのではないかということでした。昨年の日韓関係の是正にかかわる交渉の中でも、韓国政府が過去の歴史について厳しく日本の認識表明というのを迫り、日本側は総理大臣あるいは天皇陛下のお言葉ということで対応したわけでありまして、基本的には、私は、日本政府あるいは日本国民が、一億総ざんげといううな形でなくて、もっと明確な形で過去の歴史に對して早期に態度表明を行うべきではなかったのか。そういうことがなかった。要するに、別の言葉を使いますと、ボタンのかけ違いがあったというところが韓国、朝鮮民主主義人民共和国あるいは中国の方たちの日本に対する厳しい批判の目として現在に残っているのではないかと感じています。

したがって、過去の認識を我々は相手国側の立場に立って我々自身の認識を深めると同時に、日韓二十一世紀委員会が「日韓交流の現状と課題」という文書の中で表明しておりますけれども、青少年交流の一層の拡充というように通じて改善していくことが必要なのではないかというように感じています。明確な答弁ができなくて、おわびしたいと思っております。

○木島委員 田中先生、金先生御両名が原案作成者となられております「在日韓国人・朝鮮人の処遇改善に関する提言」、本日も示されましたが、私も法律時報で既に読んでいたわけでありまして、そこでは、この提言から見て、今回出された特例法案の持つてくる前進面と不十分な点という点が先ほど田中先生からおっしゃられたと思うのですが、一つ田中先生にお伺いしたいのですが、退去強制について、歴史認識を踏まえるともう一歩踏み込んで絞りをかけるべきではないか、不十分で

はないかというお話があったのですが、中身については触れられませんでした。この提言を見ますと、退去強制制度が残っていること自体が在日韓国人・朝鮮人への差別的象徴と考えられている、基本的にはなくすべきである、仮に残しても内乱、外患にかかわる犯罪に限定すべきであるということが書かれております。もちろんこういう認識なのでしようか、具体的に田中先生にお伺いします。

○田中参考人 もちろんそういうことでございます。象徴するというように私が考えますのは、日本の社会で、非常に残念なことですが、在日朝鮮人の問題がいろいろ出たときによく口にされる言葉は、朝鮮に帰れということをよく言われるのです。子供がいじめられる場合でも、退去強制を制度として持つということ、国家がいざとあらば追い返すぞという意志表示をするということになるのです。ですから、要するに国家は厳にそのことをしない、これは別の見方をすれば非常に国家の名に値しないという考え方をすれば、私も、率直におわびの気持ちを上げたいと本当に思っているのなら、そのくらいのことはやってもいいのではないかと、そのくらいの腹を決めて事に処さないと、残念ながら日本の国内には非常に排外意識とか差別意識というものがあつたわけですから、そういう点で国とか政府というのはより自己に厳しく当たるべきだという点で、この退去強制事由というのは非常に象徴的なものなのです。指紋の問題が大騒ぎになったときも、私は本当に残念だったと思いますけれども、大阪府警の外事課長というまさに担当に携わる課長が、指紋を押すのが嫌なら帰ればよいじゃないかということ、堂々とテレビカメラの前で、全国にあれば放映されたのです。ところが、あの外事課長発言が公の立場で批判されたというのは、これは私は知らないのです。言われっ放しです。日本の政治家は非常にひんしゅくを買うことをよく言いますけれども、

ども、それは厳に慎む必要があるという点で、国家が外国人の追放権をきつとみずからそれを制約するということは、一つのあかしだという点で大変重要な事項だというように私は思っています。

○木島委員 ありがとうございます。

金先生にお伺いしたいのですが、先ほど民族と国籍の問題のかかわりについてお話がありました。先生も原案作成者として名を連ねておられます。先ほど述べました提言、この中にはこういう言葉があります。「日本には帰化制度がありますが、これまで帰化は事実上在日韓国人・朝鮮人がその民族的矜持を捨て、百パーセント日本人化することを求める制度として機能してきました。そのため、完全に日本社会の一員として定着している二世、三世の在日韓国人・朝鮮人の間に「帰化」への嫌悪感が残っています」という言葉があります。これらの点についての実態とその背景等について、もうちょっと突っ込んでお聞かせ願えれば幸いです。

○金参考人 例えば私の体験でございますけれども、私が司法試験に合格したときに、最高裁判所の方からやはり帰化してくださいと言われたわけでございます。私は、日本の方にいつもこう申し上げるのです。帰化しなければ、要するに日本の国籍を取得しなければ得られない権利のために帰化を持ち出すのならまだ話はわかるというのです。しかし、日本の弁護士あるいは司法修習生になるために帰化を持ち出さなければいけないのか。要するに、私の目から見ると合理性がないわけです。

そういう帰化政策、時間がないので簡単に言わせてもらいますけれども、私はいつも、在日の六十万あるいは七十万というのはフライパンに入れた豆のようなものと言うのです。日本の社会は、そのフライパンの豆を火にかけてあぶっていくわけですから、熱くなって耐えられなくなると豆がはじける、はじけた豆を拾って日本人にしているという、その火の役割をしてきたのが差別であ

る、その先頭に立ったのが法的、行政的差別だ、その法的、行政的差別が植民地時代以来の日本人の差別意識を助長したと私は言えるのではないかなと思うのです。

やはり日本の社会にもまだそういう民族差別は厳として残っております。例えば最近でも、引越して表札に朝鮮の名前をばつと掲げて、それで引越したときに朝鮮語なんか使ってやりますと、日本の方々も引越したのあいつに行きますね、それで私も行きますと、門をあけてくれない人がいるのです。数軒ですがあります。それは多くはありませんが、あるのです。十軒回れば何軒かある。そういう日本社会の差別意識、やはり非常に根深いものがあると思うのですが、これを何らかの形で、行政なり政治なりがその差別意識をなくする方向にリードしていかなければならぬと私は思うのです。ところが、日本の帰化政策などは、例えば帰化しなくてもいいときの権利の対価として帰化しなさいということが出てくるというの、やはり帰化を迫られる当事者にとつては非常に屈辱的なものとならざるを得ないと私は思うわけです。そういう実態があることは間違いないです。社会的にも、例えば日本人と結婚するときに、いや、うちの娘と結婚したいなら帰化しろとか。帰化したって人間変わらねえね、民族性は全然変わらないのですが、なぜそういう言葉が今でも出てくるのか。ちよつとそういう状況があるものだから、なかなか皆さんあれだと思ひます。

だから、私はそういう状況をなくすために、まず朝鮮人が朝鮮人として今あるがままに生きられるような法制度をまずつくった上で、その後に来る段階として国籍の選択はまさに個人の自由に任されるべきだという形で、そういうときも、国籍の取得の制度が今のようない〇〇％法務大臣の自由裁量という帰化のやり方がいいのか、これについては私は疑問を持っております。特にそういう経緯のある人については、国籍喪失の経緯も踏まえて、一〇〇％法務大臣の自由裁量の帰化とい

うのではちよつとやはり制度的にもまずいんじゃないかという、個人的な考えを持っております。○木島委員 行政や国の施策として差別意識をなくすようにリードしなければいけないというのは、まさにそのとおりだと思わなければならないというの、そういう先生の立場から見て、本件の特例法がどのくらいリードしていると思われるか、いかがでしょう、ざつとばらんに。それを聞いて終わりにします。

○金参考人 だから私は、これは今後を見なければいけないと思うのです。この法律自体は、従前の入管法と比べて進歩していると率直に言えると思います。それは、まず在日朝鮮人、旧植民地出身者が中国人も含めて一本化されたということ、それから子々孫々にわたる永住権を認め、そういうことで従前、今ある法と比べれば、進む方向に行っていることは間違いないと思うのです。

ただ、私が申し上げたいのは、こういう入管法、外国人登録法、これは直接関係ありませんが、そういう法律が外国人を規制する二大中心法としてあるわけですが、在日朝鮮人が日本の社会で生きていく上にとつて、もっとそれ以上に社会生活上重要なものは、やはり学校で学んでいるときに人間としての誇りが持てるような教育を受けられるということ、それからもう一つは、その教育の現場を離れて社会に出たところで、スタートで挫折を味わわなくてもいいような、自分が得た能力をそのまま伸ばしていけるような社会、だから民族教育と職業選択といいますが、そこあたりが本当の保障が一番重要だと私は思うのです。そういうものにつながるものとしてこの法案があるのあれば、これは本当に積極的に評価できると私は思うのですが、これで終わりであとに従前とおりのじや、この法律自体は別にマイナスイヤありませんけれども、どうもこれからの日本の社会の国際化に向けては評価に値しないのじゃないかなという……。この法案自体はいいと私は思います。

○木島委員 ありがとうございます。終わります。

○伊藤委員長 中野寛成君。

○中野委員 民社党の中野寛成でございます。参考人の皆様方、きょうはありがとうございます。まず小井土先生から、質問時間が短いものですから、三先生にまとめてお尋ねをさせていただきます。

まず、小井土先生が歴史的認識のギャップの問題について触れました。社会的、心理的意識の改善、これは私は今日まで意識差別と表現をしてまいりました。もう一つは、制度上の差別を行政差別と申し上げました。この行政差別についてはかなり改善をされてきたことは事実だと思ひますが、今金先生もおっしゃられました事例のように、意識差別の方はなかなか解消されません。そういう意味では、これからこの行政差別の解消が意識差別の解消につながっていくべきで、そのためには運用面においていかにして心を込めてやっていくか、この今日までの反省が法案にどうにじみ出ていくかという田中先生の御指摘は、まさにそのことも意味するかどうかというふうに思ひわけであります。

実は十四年ぐらい前になりますが、一連の在日韓国人の問題につきまして、国民年金のことや、銀行融資のことや、公営住宅の入居の問題や、ずっと順番に取り上げてまいりましたが、そのときに、今法務省にいらつしやるかどうか分かりませんが、法務省の方が私にこう言いました。中野さん、どうしてそんなに在日韓国人の問題に熱心なんですか、余りそれをやり過ぎればかえって票が減りませんか、選挙に不利になりませんか。法務省の方が心配するくらいに、当時必ずしも意識差別は解消されていなかったというふうにも言つても過言ではないと思ひます、さすがに最近の法務省の方はそんなことをおっしゃいませんが。在日韓国人、チェイル・ハングサラムもしくはチェイル・チョンサラムに対する意識だけでは

なくて、外国人に対する日本人の意識改革というのが必要であろう。教育の問題があります。行政差別を解消することによってリードする役割を果たすこともあります。また、小井土さん初めマスコミの皆さんが大いに書き立ててくださるということもとりわけ大きな効果があるだろうと思います。これらのことについて、現在日本人の心の中に巣くっている心理、それをいかにして改善していくか。とりわけ日本人の場合は難しいと思いますが、難しいのは難しいほど努力が必要で、それらのことについて、今日までの御体験の中で、こういうことをもつとやればいいのではないかと、いうふうな御提言がありますればお聞かせをいただきたい、こう思うのであります。

次に、田中先生にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど離脱という言葉についても触れられました。御指摘のとおりだと思います。離脱させられたと言った方がいいのであろうと思います。同時に、御指摘の講和条約の発効した日を起点にするというお考え方については、一九四五年九月三日から一九五二年四月二十七日までの間のいわゆる戦後入国者の問題、それからもう一つは、一時帰国者、これは法務大臣声明でかなり救済された部分ではありますが、しかし必ずしもすべてが解決したとはいえないと思います。もう一つ、潜在居住者の問題があります。これは、法律上には非常に難しいことですが、しかしこれも実際上はほっておけません。先ほど金先生が、強制送還をされても向こうではとてもではないけれども生活できる状況ではない、これは潜在居住者の場合、同じことが言えると思うのです。これらのことにつきまして今後どういうふうにしていくべきかについて、あわせてお聞かせをいただきたいのであります。

もう一つ、日本人で、すなわち日本国籍者で韓国人と結婚をした、夫婦ですから、できれば同じ国籍を持ちたい、もしくは同じ境遇を共有したいという気持ちがある愛情の中から生まれてくるこ

との方が多くであろうと思います。そのときに、もし韓国籍に国籍を変えた場合に、もともと韓国人の方は特別永住者になります。しかし、その方と結婚した日本人は、国籍を変えた場合特別永住者にはなりません。むしろ逆の立場に立たされるわけであります。これは法制上どう対処すべきなのか。そしてこの問題は、今後むしろ数は多くなるわけですが、こういうケースが極めて多いと思われ、これについての法整備というのにはなかなか難しい。これをどうお考えになりますか。技術的な問題でございまして、先生のお考えをお聞かせいただければと思います。

それからもう一つ、金敬得先生にお尋ねをいたします。

今も国籍と民族の関係についてお話がありました。私は、韓国人の皆さんの結婚式に呼んでいただくことがあります、そのときに無理を承知でこういうスピーチをします。

あなた方は日本で生まれた韓国人です。生まれながらにして韓国人です。日韓のかけ橋になるという希望を我々は当然持ちますが、そのときに二つお願いがあります。一つは、日本に生まれたのですから、日本人以上に日本の歴史と文化について勉強してください。また、韓国人なのですから、誇りを持って韓国の歴史と文化を勉強してください、韓国に住んでいる韓国人以上に。そのことによって、すばらしい日韓のかけ橋どころか、国際人としての誇りを持って生きていっていただきたい。これが一つお願い。もちろん、それができるようにする環境をつくるのは政治家の仕事です。そして、その環境が極めて厳しいことも御指摘のとおりです。しかし、あわせて御本人たちにも誇りを持ってほしいという願いを込めて申し上げます。

もう一つは、ぜひ韓国へお帰りになったときに、うそでもないから日本はいい国だと言ってくれませんか。韓国にお帰りのになったときに、韓国人の皆さんが、チェイル・キョッポー、在日同胞が日本でそんなにいいめられているのだというこ

とで、日本と韓国の間について特に反日感情が強くなる、これは決していいことだと思わない。むしろお互いに仲よくするためのかけ橋としての役割を果たすために、ぜひそういう役割も果たしてもらえませんかというのをあえて申し上げることをあります。

もう一つ、これは日本側から言うべきことではないと思っておりますが、あえて皆さんが私を日本の国会議員ではなくてハンゴククッキーオン、韓国の国会議員みたいだと言ってくださる言葉に甘えてときどき申し上げることは、在日韓国人は永遠のエトランゼでなければならぬかという韓国の学者の方からの問いかけがありました。この問いかけの意味は、実は私の解釈とは違いますが、こうだと思います。在日韓国人であり続けるのか、韓国系日本人であろうとする日か来るのか、この選択の自由を要求する日か来るのか。日本側からセツとするというよりも、これはむしろ皆さん方から要求がなければ日本側から申し上げることは極めて失礼なことだと思えます。こういう問題提起をすることがあります。

しかし、先ほど来言われておりますように、この問題については、日本社会における少数民族に於ける国民の意識と、そして少数民族を大切にすることの行政上の仕組みとが必要であります。そういうものがあつて初めて帰化を屈辱的とも思わなくなるでしょうし、同時にまた、国籍取得権が得られることを失礼とも思わなくなるのではないだろうかというふうにも思えます。その環境がまず先に大切であらうと思えます。この点について、率直な御感想をお聞かせいただければありがたいと思います。

では、小井土先生からお願いたします。

○小井土先生 在日韓国人の方々などに対する行政的な改善というのはあるけれども、社会的、心理的意識の改善が進んでいないというお話がございました。全く私はそのとおりであるだろうと思います。これは、日本人のアジアの方々に対す

る差別というのは、大ざっぱに申し上げますと、やはり明治以降の歴史に起因しているのではないかと、いうような感じもいたします。

要するに、先ほど申し上げましたけれども、朝鮮通信使などに対しては大変な尊敬の念が払われたということがあるわけですね。しかし、明治以降、日本では脱亜入欧といいますが、あるいは先進国に追いつき追い越せ、あるいは白人崇拜というふうないろいろ複雑な感情が日本人の中で育つて、これが長い歴史の間で定着してしまっていて、韓国あるいは朝鮮、中国の方々に対しては、いかなる差別、べつ視ということにつながっているのではないかと、いうふうに思います。

最近ではアジア各国あるいは世界各国から外国人労働者が日本を目指して来ておりますが、こういう人々たちに対しても大変な差別、不当な待遇という問題があると思えます。日本人の白人以外の外国人に対する、我々日本人と同じといいますが、要するに、人間的な待遇あるいは人間的なつき合いというものが、これから大変になっていくのではないかと、いう気がいたします。

そういう中で、人口の問題あるいは人手不足の問題ということから、有用な外国人人材の活用ということを経営なり、地域なり、社会が必要とし、迫られている中で、意識の改善というものも進むのかなという感じがしております。

先生が先ほど、結婚式の中で二つお願いしているというところをおっしゃっていましたが、その中で、やはり歴史を学んでもらいたいということをおっしゃっていましたが、これは私、繰り返しながら申し上げますけれども、日本の学校教育、家庭教育の中でも実践してほしいことであるというふう

に思っております。

それから、私に対する質問ではないのですけれども、私と同じ考えを金先生に御質問されたので、一言だけ触れさせていただきたいと思っております。

帰化が非常に難しいということがございます

が、韓国系日本人というふうな将来に日韓国人の方々がなつていただくことも必要なんではないかなというのを、私考えたことがございます。したがって、質問されていないことでもありますけれども、金先生のお答えを丁寧に聞かせていただきますというふうに思っております。

○田中参考人 私に質問されましたのは、たしか二つあったと思います。一つは潜在居住者の問題、これは私もかねがねいつも気になっていたことなんですけれども、この国でも不法入国というか密入国者の問題というのは大なり小なり抱えているわけで、例えばアメリカのメキシコからの移民労働者の問題についても、アメリカは八六年に入管法改正をしたときに、結局いわゆるアムネステイを実施して、申告をした人には在留を許可するという手続をとったと言われていますけれども、この国でも、法を犯した人を簡単に免罪にするということには抵抗があるだろうということとはもちろんだと思っております。

しかし、別の見方をすれば、潜在居住者というのはまさに無権利状態に置かれるわけで、私もそういう人と話をすることがありますけれども、例えば運送路上で交通事故に遭遇して足を負傷した、その場から立ち去るだけでも大変だという状況になったとしても、その人にとって絶対やってはいけないことは、警察が来るまでそこにいてはいけないわけで、足を引きずりながらでもとにかくそこから逃れるというのが至上命令なんです。ましてや加害者に補償要求するとか、そんなことは到底できないわけです。最も典型的な泣き寝入りや余儀なくされるわけです。例えばどこかで仕事をしていたとしても、夜遅くまで働かされて非常に安い賃金しかもらえない、もう少し上げてくれないかという話をしようと思っても、運悪ければ、おまえ、そんなこと言うなら入管に行くかと言われれば、どんなに長時間低賃金で働かされても、ただ黙って耐えるしかないという、非常に悲惨な状態に構造的に置かれるわけですね。そうすると、法を犯した者だからやむを得ない

といつて国家がほうっておくのか、やはり彼らも同じ人間であるということで、国家が譲歩してその人たちの存在を公認するか、これは国家としては非常にづらい選択を迫られるわけですね。

ところが、私の知っている限り、いわゆるアムネステイというのを日本の法務省はやってたことがないですね。一度もやったことがないので、ですから、今回本当にこれをやるのであれば、思い切つて一度国家が全面的に譲歩して、とにかく潜っている外国人を全部自首させて在留を許可する。もちろん別の見方をすれば、そんなことをやったら、また潜つてきて、そのうちに許可になると思つてどんどんふえるという言い方をしますけれども、それはアメリカだつてフランスだつて同じです。けれども、国家が譲るといふ雅量があるんですね。ところが、日本は残念ながらそのところが、とにかくいついまだに申告した人は全部在留を許可するという、ちょうど恩赦があると全部免罪になる、ああいう方式を外国人の在留について一度もとつたことがないので、そういう意味で、潜在居住者の問題というのは、一度どこかで国家が譲歩するということを体験するという意味で大事じゃないかという気が私はします。

それから、もう一つのお尋ねは、先ほどもちよつと申し上げたのですけれども、私も余り細かい立法技術は申し上げる能力ありませんけれども、ただ今回の法案ですと、こういう範疇に入つた人は、法務省の試算では六十万八千ですか、この人たちは特別永住というステータスを保障するというところで、一つの繰引きがきつとされるわけですから、それに非常に近接した人は、そういうものに属さない人は特別永住という資格は申請によって取得できないようになってくるのです。ところが、例えば入管法の方にある一般永住というものは、ほかの外国人、他の在留資格でいる人が申請によつて一般永住に移行できるわけです、もちろんそこで審査というのが入りますけれども、ところが、この特別永住という資格

は、それに属さない人が申請によつてそこに加わる余地がないのです。ここへ線を引いて、その人以外はだめだということですから。

それで、それに非常に近接する人については、その特別永住の中に参加できる余地を残す、そういう制度を何かつくつて、法務大臣はそういうことを与えることができる、そういう立法的な解決というのは不可能ではないんじゃないか。

それで、さっき言いましたように、中野先生がおっしゃったのも、その範囲を、結局、日本人が結婚をして日本の国籍を離脱して韓国の国籍を取るといふ選択ももちろんあり得るし、現にあると思いますけれども、ただその場合には、日本の国内であるとき突然外国人になるわけですから、そうするとその時点でその外国人はどういう在留資格で日本に在留するか、日本の外国人管理に服することになるわけですから、そのとき重要な在留資格というのをどうするか、例えば今度できる新しい特別永住という人と結婚している人は、その特別永住の仲間に入れるような余地を設けておくということとは可能ではないか。恐らく今度再入国なんかも、四プラス一で五年間ということになりますと、同じ家族の中で、ある人は四プラス一の再入国ができる、しかしそうでない人は従来どおりの一プラス一、最大限二年。そうすると、一緒に向こうに行つて生活をするということがあった場合に、やはり不都合が起きるわけですね。

そういうことで、人間本位のことを考えれば、せっかく新しい制度を導入したときに、それに付随する人たちのいうのをその中に加えられるような工夫というのは、やはりしておいた方がいいのではないかと気がいたします。

こうすればいいんじゃないかというちゃんとしたことを余り申し上げられませんが、どうも失礼しました。

いますか韓国語ですけれども、家では韓国語で通しておるわけですね。

ただ、一つのエピソードを申し上げますと、これは私の友達で、韓国で生まれ育つた韓国の弁護士さんですが、日本語を勉強したいというので、日本の大学に行くといつて家族を連れて私の家の近くに一年ばかり来たことがあるのです。その子供さんがちょうど幼稚園に通うようになった私の息子と同じ年だったもので、同じ幼稚園に通つたのですが、その二人の子供が、私はいまだに母さんが、これは韓国語で話していましたが、私の子供が、これは韓国語で話していましたが、母親に、お母さん、日本では韓国語を話すと人は変な目で見ると言つたのです。それを聞いておつた韓国から来た韓国の弁護士さんの息子さんが、変な目じゃないんだ、ばかにした目で見るんだというふうに言つたのです。まだ幼稚園に行つたばかりの子供が、日本の社会ではそれを感じるわけですね。日本で生まれた人じゃなくて韓国から来た、まさに両親とも韓国の弁護士夫婦の子供さんが、そういうふうなことを日本の幼稚園に少し行つただけで感じる。

そういう日本の客観状況があるというときに、韓国人として恥ぢずに強く生きろということ、私も口ではしよつちゅう言つて、そういう形で自分らに自戒も含めて言っておりますけれども、まだ日本の客観状況がなかなかそれを容認するようなどころにまではいつていないということをお理解いただきたいと思います。

それからもう一つは、私はよく日本で、こういう在日朝鮮人、自分自身の問題でございまして、日本の社会ができるだけ開かれた社会になつてほしいというふうな常々言っているわけですが、開かれた社会にならなければいけない、特に日本に対して外国人の人権云々と言つたのであれば、韓国内の外国人に対する人権、それをきちつとやらないとやはり説得力を持ちませんよ。確かにまだ韓国はGNP一人当たり五千ドルの国でござい

まして、日本のようにその五倍に達している国と違
いますので、それはその国の発展状況に應じた外
国人政策というのがあるかと思ひますけれど
も、しかしそれは、方向性としてはそういう形
でやらなければいかぬということは常々言つてお
りますし、韓国がそういう社会になることを私も望
んでおるわけでございます。

それから、韓国系日本人という考え方でござい
ますけれども、これは、先ほど申しましたように
日本の社会は、韓国系日本人として存在すること
を現状はなかなか容認しない。例えば、司法試験
に合格してもうあしたでも検察官になれる、裁判
官になれるという人がなれば本名でやれないのか。
法務省が強調しているかどうかは別として、なぜ
本人がその気になつてそういうことがやれるよう
な社会にならないのか。むしろそれが日本の社会
を豊かにするのじゃないかと私は思うのですが、
しかしまだ現在までのところそういう人が出てき
ていない。むしろ、韓国籍、朝鮮籍を持つてい
る人ですらなかなか本名を名づけない。

特に日本の学校に通っている在日の子弟が、最
近日本の先生方にも非常に御理解のある先生が
多くなりまして、まず民族意識の第一歩は本名を
名づけることだからだと言つて、学校でそういう教育
をしてくれる先生方もふえてきておるのでござい
ますけれども、十人入つてきた生徒さんを中学な
り高校なり三年間一生懸命そういうふうな教育を
して、卒業式で辛うじて本名を名づけるようにな
るのが、二名だというのです。その一、二名
が、卒業式の全校生徒の前で、涙を流しながらす
べてを、自分が本名を名づけるに至った経緯を話す
というのです。

当たり前のことですね、自分が生まれ育つて
持った本名を名づけるのに何で涙を流さなければ
いけないのかという、これが日本の社会の現状であ
るということ御理解いただきたいということであ
すね。なかなか韓国系日本人として生きるとい
う生き方が、日本の社会は、観念的には考えられ
て、現実的にはなかなか難しからう。

一つの例証としまして、例えばそういう形で帰
化した十五万人、私の知る限りでは、大体そう
いう当時の日本の法務省の政策でしたから、日本
名で帰化している。創氏改名の名前で。仮に、
じや日本が多民族社会あるいは韓国系日本人のそ
ういふものを認める、かつて帰化するとき日本
名で帰化させた人間に対しては、韓国の姓に戻
たいといった場合に、届け出のみで制度的にそれ
を認めるという法制度を果たして準備できるかど
うか。むしろそういうことを始めていくことが韓
国系日本人への、日本側がやつていく一つの道
じやないかと私は思うわけです。

それからもう一つ、韓国系日本人という考え方
が出てくる背景には、やはり民族国家間の対立が
あつて、民族国家間の対立がある限り外国人と日
本国民との間にはしよせんは法的地位の違いはど
こかにあるのだ、例えば参政権の点とか、そうい
うことの考えが基本的前提にあるのであらうと私
は考えるのですが、しかしこの民族国家の枠組み
が、外国人と日本国民が永劫に法的地位が違ふの
だというやうな民族国家の枠組みの論理が、果た
してこれから先何年間有効性を保ち得るか。それ
は何年かは有効性を保ち得るでしょうけれども、
恐らく僕は一世紀は有効性を保ち得ないのじやな
いかと思つてゐる。

だから、そういうところから見れば、何も国籍
を変へることによつてみずからの法的地位の差別
を解消していくという方向にいくのじやなくて、
国籍の意味が相対化されてくる、そういう方向に
向けての方向性というものは、その国内で外国人と
して生きることにむしろ積極的意味があるのじや
ないか、私はそういうふうな常々思つておるわけ
でございます。

それからもう一つは、韓国系日本人の道がもう
一つ時期尚早だと私が申し上げたいのは、日韓の
関係を見たときに、例えば私が韓国側に日本はそ
んな悪い国じやないというやうな形で弁解するど
きにも、私が日本国籍を持った立場でやるより
は、韓国籍を持った立場でやつた方がはるかに説

得力があるのです。それは、日韓の戦後処理がま
だきちつとついておらない、謝罪の問題も含め
て。何かあることに謝る、謝らないという問題が
出る。一方では、日朝の国交回復というのはまだ
なされておらないわけですから、そういう現状で
韓国系日本人への道ということとは、在日朝鮮人
にとって必ずしも日韓・日朝のかけ橋になるやうな
道ではない、現状を私はそういうふうな考へてお
るわけでございます。

答へになったかどうか分かりませんが……。

○中野委員 ありがとうございます。

○伊藤委員長 以上で参考人に対する質疑は終了
いたしました。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見を
お述べいただき、まことにありがとうございます。
委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げ
ます。大変ありがとうございます。
どうぞ御退席をお願いいたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○伊藤委員長 速記を起してください。

○伊藤委員長 質疑を続行いたします。岡崎宏美
君。

○岡崎(宏)委員 きょうの朝から引き続き質疑が
あるわけですが、私の社会党の他の議員の方から
もこの特例法案については先日引き続いて質
疑も行われておりますし、先ほど参考人の皆さん
からもお話をいただいた中で、私たちは今後いま
だ大きな課題を持つてゐるというふうにも思いま
すので、この特例法案を考へるに当たつても同時
に大切にしていきたい課題として、外国人登録法
にかかわる問題について私はお尋ねをしたいと思
います。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

ことしの一月十日に交わされました覚書の中
でも外登法にかかわる合意事項がございますので、
この部分についてまず確認をお願いしたいと思います。

います。この合意事項については在日韓国人の方
のみならず在日朝鮮人、そして在日台湾人の方に
も適用されるものと受けとめてよろしいでしょ
うか。

○左藤国務大臣 本年一月十日の日韓両国外相の
署名いたしました覚書におきまして、在日韓国人
について今後二年以内に指紋押捺にかかわる措置を
実施できるよう所要の改正法案を次期通常国会に
提出するということを明らかにしたわけございま
す。そして今指紋押捺にかかわる手段の開発など
一連の作業を進めておるわけでございますが、こ
の作業に当たりましては、日本におられる在日
韓国人と同様、歴史的経緯及び定住性を有する在
日朝鮮人等の存在を念頭に置いて検討をいたして
おるところでございます。

○岡崎(宏)委員 今大臣もおっしゃつたわけだ
が、覚書の中で「指紋押捺については、指紋押捺
に代わる手段を出来る限り早期に開発し、これに
よつて在日韓国人三世以下の子孫はもとより、在
日韓国人一世及び二世についても指紋押捺を行わ
ないこととする。」とされた上で、「指紋の押捺
に代わる手段については、写真、署名及び外国人
登録に家族事項を加味することを中心に検討す
る。」というふうにごさいますけれども、具
体的にどのようなものを現在検討されていらつし
やるのか、お願いいたします。

○股野政府委員 この点、現在、ただいま大臣が
お話しになりました基本的な方針というものに基
づきまして制度を開発中でございます。まだ開発
の途中でございまして、具体的に固めるとい
うところまでには来てないわけでございますが、開
発に当たりまして基本的なポイントとしておりま
す点、これがまず三つございまして、第一は、本人
を特定する上での写真をどう活用するかという点
でございます。これは、写真が本人であるとい
うことを十分確認し得るやうな鮮明な画像を得る、
そういう方法など合理的なものが必要であらうと
いうことを検討しているところでございまして、
二番目に、署名という点も一つ考慮の対象にし

ておりますが、署名というものがなかなかいろいろ問題がございますので、署名ということを本人確認の方式として考える場合に、実施のどういう方式が考えられるのかということをご検討されているところでございます。

それから三番目に、家族事項というものを外国人登録に加味するというご検討をお聞かせください。この点もいろいろ観点から現在検討中でございますが、登録原票というものがございまして、それにその家族事項を書く場合、例えば父母、配偶者、子というような人々についての氏名や生年月日や続柄といったものを先ほど申しました登録原票に記載していく、こういった内容で、今その具体的な案について鋭意検討しております。先ほど申し上げました我々の基本的な考え方として、ことしの一月の覚書で一つのタイムスケジュールというものを示したいとしておりますので、それに沿って現在この具体的な方策を検討しているところでございます。

○岡崎(宏)委員 検討中なので具体的な部分まで余り細かく言えないということなのでしょうけれども、写真の活用というのは、現在日本の中でもいろいろな証明に本人を確認するための写真というものが通っておりまして、できるだけこれは簡単であるべきだと思いますし、その署名という分も今検討の中にあったわけですが、その際、現在署名というものを考えて検討されている中で、民族の固有の文字、これを使うということも含めて検討されていらっしゃるのでしょうか。

○股野政府委員 まさにこの署名ということが、どういう文字を使うことが署名として有効であるか、また先ほど申し上げましたように、本人を本人であると確認するための一つの手段としてこの署名というものがなければいけません。署名という文字が適当なのか、これはよく考えなければいけない点がございます。そういう意味で、現時点では、大変恐縮でございますが、どういう文字によるべきであるかということそのもの

も今一生懸命検討しているという状況でございます。

○岡崎(宏)委員 きょうその部分だけでやりとりをするわけにもいきませんし、今後の問題として、特にこの外登法の関係については政府の方からも恐らく改正を提案されるだろうということもございまして、そのときにまた私たちがどうも意見を言いたいと思っております。ただ前提として、どの国籍の人であれ、私たちがこの今の日本で一緒に生きていくというときに、それぞれの人が持つ誇りというものを大切にしようというものでなければならぬ、決してここに住む外国人の人たちを管理していくためのものであってはいけません。ということをご検討いただきたいと思います。

今も、指紋の押捺を廃止していく、なくしていくということがスケジュールとして上がってきている、こういうことでは来ましたが、現在、なくそうというところまでは来ましたが、しかし法改正施行まではまだ今の時点では進んでいない。この期間内に新たに登録される方がないとは言えませんが、その方に対しては、指紋の押捺をすることが現時点では義務づけられております。しかし、今いろいろな経過の中でなくそうということになったときに、しかもそれがすぐ目の前におおよそ見えていくときに、まだ法施行がされていないから、改正されていないからといって指紋の押捺を義務づけるのはどうかと思うのですが、先ににかく指紋の押捺だけはやめましょう、こういう改正をするお気持ちはございませんか。

○股野政府委員 御指摘の点は、この指紋押捺にかかわる手段を開発する時期との関連で、我々政府部内、また関係者、そしてさらには具体的に韓国側との話し合いもありましたので、いろいろな観点からの御議論がありまして、我々内部でも多角的な検討をいたしました。基本的には、今委員御指摘のとおり、今後二年以内というタイムスケジュールの中で指紋押捺というものは撤廃されていく、そしてそれにかかわる手段が導入されるということでございますが、何分この指紋押捺が本人

を特定するための手段として非常に重要な意味合いをこれまで持ってきている。それにかかわるものがない段階で本人を特定する手段がなくなってしまうというところは、これは制度上とてもそのままでいいということにはいかない要素があります。そこで、いろいろな問題も検討いたしました。まず、現在の法体制のもとでは、委員御指摘のとおり一定の年齢、具体的には十六歳にならねばならず、外国人の方に指紋押捺をしていただく義務が生じます。これは現行法上まずそういう義務がございまして、もし仮にその点について何か暫定措置を考えると、やはりそれを改める法的手段が必要でございます。

さて、そういう法的手段を講ずるということについての問題点と、それから今目前にまでその指紋押捺にかかわる手段を開発するという時期が来ているときに、そのための開発とまた法的な新案措置というものと両方いろいろ考えた結果でございますが、非常に早い期間に現行制度について指紋押捺にかかわる措置を開発するということが、これをもってこの問題に対応させていただくのが一番堅実な道であろうという結論を得ておるわけでございます。

したがって、この点について現在そういう法制度があるわけでございますので、その間は、法務省当局としては、義務の年齢に達せられた方、義務を持つておられる方はやはりこの現在の法制度についてそれを守っていただきたいということ、しかし同時に、日本政府としてはこれにかかわる手段の開発については最大限急いで行うということ、この二つのことをもって対処させていただくというところでございます。

○岡崎(宏)委員 最大限早期にということも含めて譲ったとしても、仮に該当した人が、私は指紋を押すのは嫌だ、こういうふうにおっしゃった場合に、今の場合でしたらこれは違反ということになって刑事罰に当たってまいります。しかしこれは、今回特別法をつくらうという考えからいっても、タイムリミットをつくりながら改善してい

こうという考えからしても、やはり不合理ではないかと思えます。せめて告発はしない、こういう法務省、大臣の考えを各関係のところに通達するという運用上の問題というのは、これはできるのではないのでしょうか。

○股野政府委員 大変難しい御指摘でございます。やはり法秩序を維持していくという立場にありまして法務省当局としては、本人のお気持ちに仮に指紋押捺をしないというものであっても、法律上の義務はひとつ守っていただきたいと申さざるを得ないわけでございます。また、それではそれに対する違反者についてどう対応するかということについて、今御指摘のような告発をしないということをもた法務省当局として言うことも非常に困難があるということでございます。

御存じのとおり、この問題についての全般の取り扱いは、昭和六十二年の外国人登録法の改正で、指紋押捺について一回押すということがあればいいという基本的な改革を行っているという経緯があり、さらにその後、指紋押捺制度のあり方について、国会でのいろいろな御議論も踏まえての検討も当局として行ってきたということとはございますので、そういういろいろなことを考えてこの問題について対応させていただいている。政府としては、そういう意味でいろいろなことを考えながらこの問題については対応させていただいているということが、私どもとして申し上げることでありうかと思えます。

○岡崎(宏)委員 法があるから守って当たり前というか、守るよというのとは一つ筋ではありますけれども、しかし、私は何で今回改善に向けて動き出したのかというのを考えたときに、それを大事にしようとするなら、人権というものを法務省は本当に大事にしようとするなら、あえてもう目の前に、これはやはり我々としてはあつてはおかしい制度として、なくしたいからというものについて嫌だと言う人が出てきた場合に、しかも一回きりだということに、その最初の一回に当たると嫌だと言うときに、それを告発してい

けばしかも刑事前に当たる、言つてみれば犯罪人扱いをされ得るということに關しては、これは私は、法務省としては勇氣のある判断をされてもいいのではないかと思うのですが、あえてもう一度お聞きをいたします。

○股野政府委員 先ほど申し上げたとおりでございまして、法の立場ということから言つと、やはり一つの、そこには基本的なものを守らなければならぬ。ただ、この問題については、先ほど来その指紋押捺ということの扱いに關しまして、政府側の制度も、そしてまた今後の取り組み方についてもいろいろ新しい考え方を取り入れてきていくところとございまして、違反者に対する対応ということについてもそういうことも念頭に置いた上での対応をしている、こういうこととございまして。

○岡崎(宏)委員 私は、あえて国の法律が、その人間が、特に一人の人が社会的に何にも悪いこともしていないのに、しかもこれまでの経緯で私たちは前に向かつて進もうとしているときに、法が新たに人権を侵害するといふふうなことを生まさないために、ぜひ今とは言いませぬけれども、そういう決断を求めておきたいと思ひます。

指紋押捺をやめていく中で、これまで皆さんに押していただいたといひますか、そういう資料がたたくさんあるはずなんですけれども、この取り扱いについてどういふふうにされていくおつもりでしょうか。

○股野政府委員 委員御指摘のとおり、これまで指紋押捺をなさつておられる人々について、まずその登録原票に押された指紋といふものがございまして、そういうものは、これは各市区町村側で保存がされております。他方、この指紋をもう一つ指紋原紙といふものに押していただいております。その指紋原紙の方は、これは法務省側で保管をしておるという状況がございまして。

さて、そこで今度の、現在検討中とございまして、外国人登録法の改正法案を国会でお諮りをした新しい法体制というものが将来できた段階において、ではこの二つの種類の指紋の記録といふものをどうするかということが確かに考えなければならぬ点でございまして、これもまさにこの外国人登録制度のあり方についてとの関連で今考えている、検討中の課題でございまして。

○岡崎(宏)委員 参考までに教えてください。今どういう保管のされ方をしているんでしょうか、それぞれ。

○股野政府委員 これは、市区町村では市区町村側でそれぞれ保管され、法務省側では一括して法務省の側で、今の保管をしている中身はそれぞれ原票があるいはその指紋押捺の原紙かという違いはありますが、それぞれの市区町村あるいは法務本省の側で保管をきちんとしていただいているというところでございまして。

○岡崎(宏)委員 実は私が今お尋ねしたかったのは、現物を保管していらつしやるのか、ちよつときのう説明していただいたときに、マイクロフィルムで保管をされているようなことを伺ひしたのですが、そういうことを具体的にどういふ方法でされているかをちよつとお尋ねをしたいんです。

○股野政府委員 大変恐縮でございまして、昨日どういう御説明を申し上げたか私もよく存じませんが、原票はやはり原票そのものでございまして、それから、法務省側で保管しておる原紙、これも私自身見ましたが、原紙そのものを保管いたしております。

○岡崎(宏)委員 時間ですからあれですが、もう一つ、登録証明書調製用原紙といふのがありますね、写す際の。あれはどういふふうになつておりますか。今何か、もう既に使つた後は廃棄をされているといふふうにもちよつとお聞きをしたのですけれども。

○股野政府委員 これは、今の登録原票の上で指紋があるわけとございまして、そういうものを今度は外国人登録証明書として一つのカードにいたしまして、それを地方入国管理局に送つていただいて、そして外国人登録証明書にちゃんとつ

くつて、そしてまたそれを御本人の手に行くように各関係の市区町村の方にお送りする、こういう作業があるわけとございまして、そういうときに、今の調製用の原紙で転写された指紋といふのがございまして、これは、そういう地方入国管理局で証明書をつくりました後は、やはり調製用の原紙といふものも市区町村側にお返しをいたしております。そこで、その市区町村側にお返しをいたしました後、市区町村側でその調製用の原紙は順次廃棄する、こういう扱いになつております。

○岡崎(宏)委員 現に指紋があるものが廃棄をされている一方で、登録原票、それから指紋の原紙の廃棄について、まだこれからの検討課題ということなんでしょうけれども、これは私は、ぜひ第三者の立ち会いのもとできちんと廃棄をしていく、これまでに済んだことは済んだこととして、これから置いておくのではなくて、指紋を嫌だと思ひながら押してきた人たちのその気持ちを考へても、きちんと廃棄をしていく、あるいは希望する人にはお返しをするということも含めて考へていただいてもいいのではないかと思います。ともかくもここから何とかすればいいんだということではなくて、過去にやつてきた事実は、もう一つ一つの事務的なものも含めて事実だと思ひますけれども、そこも含めてぜひきちんとしていただきたいと思います。

もう時間が終わつたそうですからなんですが、最後に要求だけいたします。外国人登録証明書の常時携帯について、これも覚書の中で触れられております「常識的かつ弾力的な運用」を検討していくことになつております。しかし、この文言そのものでは極めてあいまいでして、当事者の人たちの気持ちからすれば、一つ間違えばこれによつて犯罪人という扱いにもなりかねない。常に不安と、それから人としての誇りといふもの、これを傷つけられていくのを、私たちが自分たちの写真をつけたカードを、例えばおふる屋さんに持つていくだろうとか、あるいはスパーに行くときも、お茶飲みに行く

ときも持つていないといけないであらうか、その途中であんな持つていくかどうかと聞かれて、仮に持つていなかったときに、なぜだ、違反だといふことで追及されたら、そういうことを考へていきますと、この「常識的かつ弾力的な運用」といふものは、やはり当事者の皆さんの気持ちといふものをぜひ一番に酌んでいただくものでなくてはなりませんし、さつき指紋の押捺でも私お願いしましたが、国の法によつて人権が侵害される、こういうふうな批判をいただくようなことがあつてはならないといふことを忘れないでいただきたいと思います。それを念頭に置いて具体的な案をぜひ早期に出していただきたいと思います。それをお願いをしまして終わります。

○星野委員長代理 御苦労さんでした。北側一雄君。

○北側委員 それでは、午前中に引き続きして質問をさせていただきます。

外国人登録の問題でございましてけれども、午前中、指紋押捺にかかわる手段について、開発され、実施されますのが二年後である。その実施までの間、十六歳を迎えて指紋押捺をすべき人の取り扱ひについては、その運用は柔軟にしなければいけないといふふうには私は考へますし、罰則の適用については絶対には私は考へません、罰則の適用については、先ほどからの御答弁を聞いておりますと、法律が残っているから仕方がないという御答弁でございましてけれども、それはわかりました。それでは、仮にこの外国人登録法の十四条一項並びに十八条一項八号の罰則、この二つの指紋押捺に關する規定について、二年間適用猶予の法案を提出させていただいて、可決できればそれに従うということですね。

○股野政府委員 この点、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな角度から検討した結果でございまして、指紋押捺にかかわる手段といふものが一つあつて、そこで本人が確認できるといふことであらうかと思ひますので、やはりその問題との関連が明確にされる点が必要であらうかと思ひ

ます。

○北側委員 私の質問は、二年間適用猶予の法案をつくれればよろしいのですと云っているのです。

○股野政府委員 まさにその猶予ということが、それではその本人をどういう手段で特定していくのかということとの関連で考えられなければならないので、今その二年間の例えは暫定措置といったようなことについても、そのような点での御検討及びそれにかわる措置といったものがそこにお考えいただかなければいけないのではないかと思います。我々の今まで考えているところでございます。

○北側委員 それでは、ちょっと時間がありませんで、今の問題については追って改めてやらせていただきますと思います。

外国人登録原票というのがあります。今私こちらに書式を持っておるのですけれども、この外国人登録原票に刑務所など矯正施設への在監歴を記入するよう、法務省が市区町村に指示しておいたというふうな事実があるのかどうか。具体的に言いますと、法務省の入国管理局がつくった内規の外国人登録事務取扱要領の「在監者等に関する特則」というのがありまして、そこに、市区町村長は、矯正施設の長から入監の通知を受けた場合、原票の備考欄に施設名と出入監年月日を記入すること、というふうな特則があるのかと書いてあるのですけれども、まず、こういう事実があるかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○股野政府委員 この点については先般のこの委員会でもお取り上げをいただきましたが、その際に御説明した経緯もございまして、この外国人登録法の趣旨が、基本的に外国人の居住関係ということとを明らかにするという趣旨が基本でございます。

そこで、ただいま先生御指摘になりました外国人登録原票の備考欄というところに、その外国人の居住関係を明らかにするという趣旨から、もし当該外国人について矯正施設への入監があった、

あるいは移監があり、出監ということがあったという場合には、矯正施設の側から通報をいただくということ、そしてその旨だけが単に居住関係を明らかにするという意味で記載をされているという事実がございます。

○北側委員 私は、これは大変大きな問題じゃないかと思えます。この外国人登録原票というのは、三十年とか三十五年とか、長期にわたって市町村の窓口で保管される原票でございます。その原票に、現在の居住先を知るためとはいえ、そういう必要性があるとはいえず、結果として過去の在監歴等もずっとこの備考欄に記載されてしまふというの、やはり御本人のプライバシーといえますか、それを大きく侵害するものではないのか。そういう現在の居住先、いるところを確認する方法でやるべきであって、こういう三十年間も三十五年間も残るような原票にそういう在監歴をずっと残しておくというのは、私はおかしいと思えます。いかがでしょうか。

○股野政府委員 この点、先ほど来申し上げておりますように、このことはあくまで居住関係を正確に把握するという趣旨で出ていることとございまして、もとより登録原票というものをきちんと保管していくということによって、ただいま御指摘のような問題があつてはならないと思つておるわけでございまして、この問題について我々は、外国人登録法という趣旨からの取り扱いということにしているわけでございます。

今御指摘の観点というものがあつたという御指摘、この点は我々としても心にはとめる必要があつたと思つて、何分にも基本的な外国人登録法の運用にかかわる問題でもございまして、大変難しい問題がございまして、そのような今お取り上げいただいたような観点から、すなわち矯正施設というところでの取り扱いについての人権という観点から何か考えられるところがあるかどうか、これは今後考えてみなければならぬ点であらうかと思つております。

○北側委員 いずれにしましても、備考欄に十年前、二十年前のそうした在監歴が残つてしまふわけですね。そこはもう現在の居住地でなくとも残つてしまふわけなんです。結果としては在監歴をずっと記載しているのと変わらないわけなんです。それはもう全く不必要な記載であると言わざるを得ないと思つて、現在の居住先がどこかというところを知るためであるならば、そんな矯正施設の名前とか入った日、出た日まで詳しく書く必要は全くない、私はそのように思つて、そういう記載については備考欄からなくしていただければ、御検討いただきますようお願いをいたします。ぜひ前向きに検討してください。よろしくお願ひします。大臣、いかがでしょうか。

○股野政府委員 大変難しい点ですが、今委員もたまたま御指摘いただきましたように、現在の居住関係を把握するにはその点についてどうだろうかという御視点、過去の記録でそこまで書くことが必要であるかという点、こう幾つかごらんになられてそういう点もお感じになられたと思つて、そういうようにいろいろこの点は難しい点がございます。特に市区町村の側にしますと、一定の時間がたちますと、その居住関係というものをきちんと把握したいというときに御本人がどこにおられるのかわからないという事情が起こるのも、これも問題でございまして、そういう観点も含めて現在の居住関係という視点も考えなければならぬという点でございまして、今いろいろ御指摘いただきましたので、この点について今後どういふことが考えられるか、我々としていろいろ考えてみる必要はあるかと思つております。

○北側委員 大臣、検察庁や警察じゃないわけなんです。どうして外国人登録原票に結果として在監歴が残るような形で記載をしないといけないうのか、私は大きな問題であると思つて、別な方法でもできるはずで、大臣、どうでしょうか。

○左藤国務大臣 そうした本人の所在というものはどうだったかということ、それが犯罪で収監されたかとかそういうことでなくて、他から所在を知る方法があるとかいふふうなことであれば、何かそういう方法に切りかえていかなければいかぬだろうと思つて、そういう面も含めまして検討させていただきたいと思つております。

○北側委員 ありがとうございます。それでは、時間がございませんで次へ行かしていただきますけれども、入管法の言うところの平和条約国籍離脱者という定義でございまして、平和条約国籍離脱者の要件に当たらない人でおかつ今回の法案と同じような取り扱いをしていくべき人が、少数ながらおられるわけですね。では、そういう方に対してどうしていくのかという問題をぜひお聞かせ願ひたいのです。例えば戦前に一時帰国されて戦後に帰つてこられた方とか、それから事情があつて戦後に一時帰国された方とか、さらには日本にいる家族を追つて戦後日本に來た人とか、こういう方々については本案の適用はございせん。いわゆる平和条約国籍離脱者には当たらないことになつてしまふ。それはやはり問題であつて、本法で言う特例永住者でできるだけ同様の取り扱いをしていかなきゃいけないんじゃないかと私は考えるものでございまして、いかがでしょうか。

○股野政府委員 この点、まさにこの特例法というものの該当者の範囲の問題でございまして、いろいろ御議論をいただいているところであります。私も、この法律によつてつくられる新しい法的地位というものが、格段に御本人のために有利な内容になつていふこともひとつ考えなければいけないと思つておるもので、やはりどこかで一つの範囲を絞つていくことは必要であらうかと思つております。

そこで、現在の法務省の考え方は、この問題についてのいろいろな検討を経て従来からとつておりました考え方として、昭和二十年の九月二日以前から引き続き本邦に在留している人ということと一つの範囲の線として出させていたかどうかでございます。そうすると、ただいま委員の御指

摘のような、例えば一時戦後の時期に帰国をしてまた日本にきた人とか、あるいは戦後日本に入国をした人というのは該当しなくなつてまいりますが、この問題についても、昭和四十年の日韓協定地位協定の締結時にいろいろな経緯がありまして、その際に法務大臣声明というものが発せられて、そういう方々について一つの日本政府としての配慮をすることを行つた経緯があり、実質上そういうことによつて、法務大臣による在留特別許可、さらにその後そのほとんどの方がまた申請をされて永住という資格をとつておられるということがございます。

そういう経緯も踏まえて、私どもとしては、こういう今の法律そのものの該当者という意味では一つの範囲というものを設けていたにいたしておりますが、それに近接する立場の方々についでの問題とすることは、従来からの経緯を踏まえ、先ほど申し上げました法務大臣声明というものが昭和四十年にも出されている、そういう経緯も踏まえて配慮をしていく、それは一般入管法上の永住資格の取り扱いということも含めて、全体的な入管法の体系全体の中でできる限りの配慮をさせていただくということで対処していく考えてございます。

○北側委員 できるだけ今回の特例永住者の方々と同様の取り扱いを運用上していただきますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

次に、これは結論だけ、答えだけで結構でございます。

この四條、五條の許可の意味なんですけれども、これは羁束裁量である、ですから申請があつたら必ず許可しなければいけないという趣旨でございます。だから実質的には届け出制度とは何ら変わらないものであるというふうに考えてよろしいわけですね。

それともう一点、四條二項の「六十日以内」という届け出期間があるわけなんですけれども、この「六十日以内」を徒過した場合の取り扱いをどう

うされるか、その辺について御答弁をお願いします。

○股野政府委員 法的に申しますと、実は先生も御存じでいらつしやると思いますが、やはり申請による許可と届け出というのでは、一つの違いがございます。ただ、この内容につきましては、ただいま先生がおっしゃつたとおり、一定の要件を満たしておればこれは必ず許可しなければならぬということ、で、羈束的な規定になつておりますので、その行為として届け出の行為と類似した効果があるということは言えると思ひますが、法的には、これは届け出とはまた別の申請と許可、こういうことになつております。

それからもう一つ、申請期限の問題でございますが、これは法的にこういうことを規定させていただいておられますけれども、従来からこういう問題の取り扱いについては、やむを得ざる事情があるといった場合には、当然こういう法律の趣旨というふうなことももちろん考えた上で弾力的に対応させていただいております。

○北側委員 永住権を取得している外国人、在日韓国人の方々、朝鮮人の方々の永住権を取得している外国人の方に、一定の要件のもとで地方参政権を与えることをそろそろ検討していつてもいいのじゃないか。これは今すぐに結論が出てくる問題ではないのは、もちろん承知の上で申しておるのですけれども、日韓覚書の中でも韓国の方から要請がございましたし、現実にも今日日本の社会に在る在日韓国人の方々の例をとなれば、自治会とかPTAとか、地域社会の中で本当に発展に貢献しておる方がたくさんおられるし、納税をきちんとしておられても参政権がないために税金の使途のチェックができない、監査請求ができないというふうな状況なわけですね。外国の例では、スウェーデンやデンマークやノルウェーでは、地方参政権を外国人にも一定の要件で認めております。

大臣、例えば大臣の地元、生野区の場合ですと、十五万五千人の人口のうち四分の一の三万八

千人が在日の方なんです。ところで、今統一地方選挙をやつておりますけれども、生野区の市議会議員の定数は五なんです。南の住之江区の定数は四なんです。ところが、有権者数を見ますと、生野区は九万五千余人、住之江区は有権者数が十万人余いるのです。それなのに住之江区の方が一つ定数が少ないわけなんです。なぜ少ないかといつたら、この在日韓国人のような方々、そういう方々の人口も含めた上で定数をつくつてい

るからなんです。

だから、私は、今申し上げたような趣旨から考えましたら、今すぐどうこうということではなくて、そろそろ自治省でも検討していただいていいのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○谷合説明員 改めて申し上げますまでもございせんけれども、選挙は、公権力の行使とか公の意思決定に携はるることになります公務員を選任する行為でございます。外国人にそうした選挙権を付与することについては極めて難しい問題があるというのが、私どもの考え方でございます。

○北側委員 私は、今すぐ結論を出せんというふうな性急なことを言つてゐるのではなくて、これまで在日韓国人や朝鮮人の方々の歴史的な経緯、本当に日本でしか生きていけない方々なわけですよ。実際、地域社会の中で密着した生活をされて、地域社会の発展のために貢献されている。自治会などで役員もされておられる方がたくさんおられるわけですよ。そういう方々がたくさんおられる中で、地方参政権について認めていいのかわどうか、日韓覚書でも韓国から要請があるわけなんです。省、省内で検討することを開始してもいいのじゃないか。すぐにイエスと言つてゐるのじゃないのですよ。いかがですか。

○谷合説明員 日韓協議のときに韓国政府の方からそうした地方参政権についての要請があつたというところは事実でございますし、私もそれに対しては先ほど申し上げましたような考え方を述べさせていただいたところでございます。た

だ、そうした要請があつたという事実を踏まえて、覚書にもそうした記録がなされたというふう

に承知をしております。

この問題については、事柄の性格上大変難しい問題が含まれておると考えておりますので、私どもとしては、現時点では先ほど申し上げましたような考え方を要するわけにはいかないわけでございますが、そうした要請についての事実十分受けとめさせていただいてゐるということでございます。

○北側委員 非常に大切な問題、これはまた別の機会に時間をかけてやらせていただきたいと思ひます。

同じような質問なんですけれども、地方公務員への採用拡大の問題につきまして、日韓覚書の中で「採用機会の拡大が図られるよう地方公共団体を指導していく」というふうに書かれております。この地方公務員への採用拡大、在日韓国人の方々、朝鮮人の方々の地方公務員への採用拡大について、具体的にどのように取り組んでいかれますのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○金子説明員 先般の日韓三世協議の決着の際に、政府の方針をたゞいま先生お申し越しの点で表明したところでございますが、この趣旨につきましては、本年初めからの都道府県あるいは政令指定都市の総務部長あるいは総務局長会議等におきまして、種々説明をいたしております。また、個別の地方公共団体からの相談に対する助言等を通じまして、その周知徹底を図つてゐるというふうな段階でございます。今後におきまして、地方公共団体におきまして当然の法理に抵触しないというふうな職種につきましては、外国人の採用機会の拡大を図るよう指導に努めてゐるところでございます。

○北側委員 もっと具体的に御答弁いただきたいのでありますけれども、時間が来ましたので終わります。

先ほどの地方参政権の問題にしろ地方公務員への採用拡大にしろ、公の意思形成にかかわるとか

公の権力云々とか、そういう非常に抽象的な言葉で否定してしまうことには大きな問題があるのではないかというふうには私は考えております。

以上でございます。

○星野委員長代理 木島日出夫君。
○木島委員 午前中に引き続き、これから再入国許可の問題についてお聞きをいたします。

今回の特例法によりまして、再入国許可の問題につきましては、期間が一年から四年に延びた、最長五年に延びたというところは大きな前進であるかと思いますが、実は先ほどの参考人の意見として、田中宏先生からは、問題は期間じゃない、どういう場合に再入国の許可がおりるのか、そちらの方こそ問題であるという意見が述べられました。また、同じく参考人の金さんからも同様の意見が述べられまして、再入国許可の問題につきましては、外国人として扱って法務大臣の自由裁量に任せるのではなくて、旅券発行の要件と同じように日本人並みに扱うべきであるという意見が述べられました。

ところが、午前中の股野入管局長の答弁をお聞きをいたしますと、あくまでもこれは法務大臣の裁量である、そして在留状況、渡航目的、渡航先、渡航先の国と日本国との関係、国際情勢など総合勘案すると述べられました。そして、運用として特例法の趣旨を考慮するというにとどまりました。

そこで、まず大臣にお伺いしたいのですが、三人のうち二人の参考人からかような意見が述べられたことに対してどういう所信なのか、お伺いしたいと思います。

【星野委員長代理退席、委員長着席】

○左藤国務大臣 お尋ねの件は、いろいろな条件とかそういうことについてどういうふうにかとていう御趣旨であらうかと思えますけれども、やはり一つの公正、公平な規則のものは必要ではなからうか、そのように何かの基準がなかったならば、全く自由裁量というふうなことであつてはならないのじゃないか、私はこう思います。その

裁量いたしますときの基準というものが公正、公平に行われなければならないのじゃないかと思うことが一つ。やはりそうしたことに、客観情勢とかいろいろな問題がまた変わっていくというふうなこともありますので、そういう意味でも、そのときの情勢によって判断をしていくという、法務大臣の自由裁量というのはいささか意味での自由裁量であらう、こういうふうな考えます。

○木島委員 審議の中で再々、再入国許可の問題について、外国人登録法上の指紋捺捺を拒絶した者に対して再入国許可を与えないという点について質問がなされておりました。昭和六十一年度版の「出入国管理」と題する法務省入国管理局の出版物を見ますと、昭和五十七年に外国人登録法の一部改正法が国会に提出されて、指紋捺捺制度は維持されることになった。このときの国会で、私も日本共産党から指紋捺捺制度は全廃すべきであるという提案も出したのですが、否決されたわけでありまして。ここで「改正法の施行（五十七年十月一日）を機に、指紋捺捺拒否者に対しては原則として再入国を許可しないという方針で臨むこととした」と大変厳しい指摘があるわけでありまして。そして昭和六十一年中の不許可件数が三十六件で、そのうち三十一件が外国人登録法上の指紋捺捺の拒否を理由とするものであるということが書かれております。

先ほど入管局長から、昭和六十二年の法改正以後は指紋捺捺拒否者に対して、永住者については弾力的に運用しているという答弁がありました。昭和六十二年以降指紋捺捺拒否を理由とする再入国許可が不許可になった例があるのかどうなのか、数字を示していただきたいと思えます。

○股野政府委員 ただいまの委員からの御質問は、永住者等の資格を持つ者について、昭和六十二年以降指紋捺捺拒否を理由として再入国許可を不許可になった例があるか、こういう御質問であらうかと思えますが、これは、昭和六十二年の改正以降についてはそのような不許可にした例はこ

ごいせん。

○木島委員 これは、指紋捺捺拒否者で再入国許可の申請があつたけれども全部許可したということでしょうか。そもそも申請がなかったということでしょうか。

○股野政府委員 再入国許可申請を出されて、それを許可したということでございます。

○木島委員 先ほど来、これから次期外登法の改正問題まで二、三年くらい時間がある。その間に仮に指紋捺捺拒否者があつても、そのことゆえをもつて再入国許可を不許可にするということとはしないということをお答弁していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○股野政府委員 ただいま申し上げましたように、この永住者等については、昭和六十二年の法改正以降、弾力的に対応してきているということがございまして。また、今般こういう特例法というものを提出をさせていただいておりますので、その特例法の趣旨ということも十分考慮していく必要があると思ひますので、そのようなことを十分踏まえて、弾力的な対応ということについては心がけてまいる所存でございます。

○木島委員 再入国許可問題について、指紋捺捺拒否を理由としては不許可にしないということの運用が図られるであろうと思ひます。しかし、あくまでも本法が成立しても再入国許可問題については法務大臣の裁量に任ぜられてしまふ。在留状況とか渡航目的とか国際情勢など、全くどのようによつても解釈できる事由によつて不許可になるおそれもあるわけでありまして。

そこで、こういう日本の今の永住外国人、特に今回問題になっております特例許可永住者、特別許可永住者に対する処遇がいかに国際的におくれているかの問題について次にお聞きしたいのですが、外務省お呼びしておりますのでお聞きします。

現在、国連で出・帰国の権利宣言に関する論議が進められております。一九八八年に国連の差別防止・少数者保護小委員会に、ムバンガ・チボ

ヤさんという方から出・帰国権利宣言草案が提出されました。その草案の十一條によりますと、「居住国を離れる合法的永住者は、その国に帰る権利を否定されない。」ということが明文で規定されております。このような宣言案が、一九八八年に私が述べた小委員会に提出されたかどうか、まずその事実をお聞かせ願ひます。

○角崎説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、宣言草案が現在国連人権委員会の下部機関でございまして差別防止・少数者保護小委員会の下に設置されました作業部会におきまして審議されております。現在、前回、昨年の作業部会におきまして第一條より第四條までの審議を行ったところでございます。

○木島委員 八八年にチボヤさんから出された宣言草案の第十一條に、私が今述べた条文があることも事実ですか。

○角崎説明員 第十一條は、居住国を離れる合法的永久居住者は、本宣言第七條に規定されているのと同様の合理的理由がある場合を除き、その国に帰る権利を否定されないという条項でござい

○木島委員 第七條にいろいろ制約を記載した幾つかの文言があるわけなんです。例えばその中の「国の安全」に基づく制約」というのがありますが、それなんかを見まして、「権利の行使が明らかに、緊急かつ重大な危険を国家に生じさせる事態においてのみ、援用できる」とありまふ。それから、「公の秩序」に基づく制約」とありまふ。その中で、これを見ますと、「保護されるべき特定の利益と直接に關係するものでなければならぬ」と非常に制約が強いわけでありまして、少なくともこの宣言草案が成立して第十一條の文言あるいは第七條の文言がそのまま採択されるようになりまふと、再三法務省の入管局長が答弁されているように、在留状況とか渡航目的とか国際情勢などを理由にして再入国許可をしないというふうなことは、国際的には通用しないということになると思ひます。

そこで、この権利宣言、特に十一條について、
国連のこの小委員会から日本政府に対して意見を
求められたことがあるかどうか。それに対して日
本政府としてはこの十一條に対してどういふ意見
を述べたのか、教えていただきたいと思ひます。

を離れる合法的永住者は、その国に帰る権利を否
定されない。」「そういう宣言をつくれと言つてい
るのです。日本政府のこの態度とまるとつきり違
うわけでありませう。それから、ポルトガルとか
フィンランドなども、合法的永住者はもちろんそ
の国に帰る権利を認めろという意見を言つてい
るわけですね。なぜこんなおくれた態度を日本政
府はとるのですか。外務省は、そういう態度をこ
の小委員会に報告したときに、法務省と相談したの
ですか。

○角崎説明員 お答え申し上げます。
日本政府は、宣言文全体につきましてコメント
を求められました。我が国は、こういう宣言案が
国際的な文書として作成される以上、普遍的な内
容のものとする必要がございます。それで、その
ためには、同小委員会の作成いたします草案は、
各国からの意見を踏まえて十分な議論が尽くされ
る必要があるというふうな考え、国連に対しまし
てはそういう観点からコメントを提出いたしまし
た。

○角崎説明員 お答え申し上げます。
当然のことながら、関係省庁とは協議をした上
でコメントを提出いたしております。

御指摘の第十一條でございますが、合法的永住
者の居住国に帰る権利について規定されていると
ころでございます。我が国といたしましては、合
法的永住者といへども外国人である以上、その再
入国も基本的には外国人の他国への入国に当たり
り、外国人の入国を認めるか否かは主権国家の裁
量に任されているのであつて、合法的永住者の居
住国への帰国権が国際法上確立されているとは言
えないという認識に立ちまして、同条の削除を求
めた次第でございます。

○木島委員 国際人権上非常におくれた態度を、
日本政府はこの問題におとりになつてゐる。こん
な態度をとつてゐるのは西ドイツぐらゐいしかな
いわけですよ。この宣言草案に対する各国のコメ
ントも出ております。例えば国連難民高等弁務官事
務所、こういうところからどういふ意見が出てい
るかといふと、先ほど私が指摘した第十一條の文
章の中の、「この宣言第七條に基づいて適用され
るのと同様の正当な理由を除き、居住国を離れる
合法的永住者は、その国に帰る権利を否定されな
い。」という文章なんですが、国連難民高等弁務
官事務所の意見は、「この宣言第七條に基づいて
適用されるのと同様の正当な理由を除き、」とい
う、そういう制約を取つて、無条件で「居住国

を離れる合法的永住者は、その国に帰る権利を否
定されない。」「そういう宣言をつくれと言つてい
るのです。日本政府のこの態度とまるとつきり違
うわけでありませう。それから、ポルトガルとか
フィンランドなども、合法的永住者はもちろんそ
の国に帰る権利を認めろという意見を言つてい
るわけですね。なぜこんなおくれた態度を日本政
府はとるのですか。外務省は、そういう態度をこ
の小委員会に報告したときに、法務省と相談したの
ですか。

○木島委員 いや、既に認められたからそれを日
本政府が認めろといふのじゃないのですよ。国際
社会でそういうルールをこれからつくつていきま
しようといふことで、小委員会へ権利宣言草案が
出たわけでしょう。それで小委員会から世界の各
国に、こういう国際間のルールづくりをするけれ
どもどういふ意見でしようかといふ照会が来たわ
けでしょう。それに対して、そんなものをつくつ
てはならぬという態度を日本政府が国連に対して
行つたといふことは、国際人権が歩前進するのを
足を引つ張つてゐるということになるのじゃない
ですか。法務大臣、どうですか、こんな態度を日
本政府がとることが国際社会にとっていいことか
どうか、お答えください。

○左藤國務大臣 今のお話はいろいろの意見があ
るうかと思ひますが、まだ日本の中におきまして
そういうところの認識までに到達してゐないとい
うようなことから、第一段階におきましては今の
そのういつた回答をしたのではなからうか、この
ように思ひます。

○木島委員 実は、国連で今作業が行われてい
るこの出願・帰国の権利宣言づくりは、別に今こ
で論じられてゐるような、特別な歴史的経緯が
あつて日本に在留してゐる在日朝鮮人、在日韓
国人、在日台湾人の問題ではない、一般論としてこ
ういふルールづくりをしようと言つてゐるときな
んです。ましてや歴史的な事情があつて、侵略
戦争があつて、そして併合があつて、それに基づ
いて強制連行等のような歴史的に恥すべき行為を
経た上で日本に連れてこられた皆さんがやむなく
日本に居住する、日本の国内でしか生活ができな
い、そしてもう既にそれが二世、三世の時代にな
つてゐる。先ほど金参考人は、自分から見る
ともう四世の時代になつてゐる、もう日本の国の
中でしか居住できない人たちが九〇％になつてい
るとおっしゃつておつたわけなんです。まさに
もう日本人と同じじゃないか。ただ、国籍は韓国
だ、民族としては韓国人である、しかしその民族
としての誇りを持つて日本人と共生したい、こう
いふ人は合法的永住者の中でも特に保護されな
きゃいかぬ、特に出国と入国の自由は認めなけれ
ばいかぬと思ふのですよ。ところが、法務省ある
いは外務省、日本政府がこういう国際的なルール
づくりに対して足を引き張るなんという態度が
変わらなければ、在日韓国・朝鮮人の法的地位と
いうのは本當に守られないんじゃないかと私は思
うわけでありませう。

どうですか、本法案が出されてきて、これ
は歩前進の法案ですから今後が大事だと言われ
てゐるわけでしょう。そういうかたくな態度は
少なくとも撤回をして、そういう国際人権を前進
させる立場に法務省は立つべきだと思ふわけであ
ります。法務大臣、どうでしょう。

○股野政府委員 いろいろ御論議があるところだ

と申します。しかし、この法案を提出させていた
だきました私どもの考え方というものについて
は、これは従来の、今までのいろいろな法制度の
大幅な変更等前進を遂げよう、こういう内容に
なつておりました。やはりこういう問題について
は、歩一歩国内でのいろいろな意見、日本の国
内でのいろいろな法の制度との関連、法体系全
般等を見ながら着実に進めていくということが必
要ではなからうかと思ひます。特にこの特例法
案につきましては、私どもも思ひ切つた内容にさ
せていただいております。またその運用に当たつて
も、従来の経緯等について十分尊重した運用を
図つてまいらる、こういう態度でございますので、
そういう私どもの努力のほどもやはりひとつ御理
解願ひたいところでございます。

○木島委員 終わりますが、国際社会は、長い時
間をかけて歩一歩合法的永住者の出国、帰国の
権利を認めていこうじゃないか、歩一歩進んで
きてゐるのですよ。この段階に至つてまだそうい
う態度を日本政府、法務省がとつてゐることはま
ことに遺憾であるといふことを私申し述べまし
て、質問を終わらせていただきます。

○伊藤委員長 中野寛成君。
○中野委員 午前中に基本的なスタンスにつきま
してお尋ねいたしましたので、これからは若干具
体的な問題について、対象者の皆さんが心配をし
ておられることがありますので、お尋ねを申し上
げたいと思ひます。

まず、引き続き在留する者には、退去強制事由
に該当して在留特別許可を受けた者や、退去強制
令書の交付を受けて現在収容または仮放免中の者
がいるわけでございます。国へまだ帰つていない
人たちがいるわけでございます。そして、新法に
おける退去強制事由には法律がかわれば該当しな
い、こういう人たちの場合は、この新法が施行さ
れることによつて救済されますか。

○股野政府委員 引き続き在留する者ということ
につきまして、ただいま御指摘の在留特別許可を
受けたという人たちについて考えますと、在留特

別許可を受けたということは、本邦での在留を否定されたということではございませんので、したがって、本邦に引き続き在留を認められた者というところで、本邦での在留は継続している、こういう扱いで臨む考え方でございます。

それからまた、退去強制令書の発付を受けて収容をされているというような場合でも、その後何らかの事情で退去強制令書というものの発付処分が取り消された、こういうことも現にあるわけでございますし、それで在留特別許可が付与される、こうなりますと、やはりこれも同様に引き続き在留する者として取り扱うことにいたしております。

○中野委員 次に、第五条の対象者は、平和条約国籍離脱者でありまして現在永住の資格を有しない者ということですが、これらの者について羈束的に永住を許可するというものでありますけれども、これも申請さえすれば特別永住者として認めるという趣旨かどうか。

○股野政府委員 御指摘の点、今の第五条の対象者というものは、在留期間の定めのある在留資格というものを有しているということになつてまいりますが、そういう方たちは、在留期間の更新等のために地方入国管理局に出頭をされます。そういうときに特別永住の申請をさせていただければ、それは羈束的に永住を許可しようということでございますし、お話しのとおりでございます。

○中野委員 この手続、申請に当たりまして六十日以内という規定があります。この六十日以内に申請できない場合、すなわち外国で生まれた、天災や人災に遭ったというふうなことで相当な理由がある場合には、現在、こういう場合は後日申請をしても認められるという弾力性があるわけでありまして、これはこの新法においても適用されますか。

○股野政府委員 先ほど来御説明申し上げておりますように、やむを得ない事情というものがあつた場合に、六十日以内に申請ができなければ、こ

れはそういうやむを得ない事情というものを踏まえて弾力的に対応してまいります。

○中野委員 生まれてからしばらくの間は二重国籍者になるということになりますが、その後、一定年齢に達しまして日本国籍を離脱する子供たちも対象となりますか。

○股野政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○中野委員 次に、先ほど参考人に意見を述べていただきましたときに実はお尋ねしたことでありましたが、日本国籍者、日本人で、婚姻、養子縁組などの理由で特別永住対象の国籍に変更した、例えば韓国人と結婚をして、そしてやっぱり配偶者と同じ国籍、同じ境遇にあつたという気持ちで韓国籍にいわゆる国籍転換をしたという場合に、これは手続をとりまして、国籍取得の自由、選択の自由はあるわけでありまして、そうすると、自分で望んで韓国籍になったんだという理由が一方あります。しかしながら、やはりこれは、夫婦または親子ということになりますと、一つの家族として、単位として、むしろ同じ境遇を与えてあげることが人道に必要なのではないか、私はこう思うのであります。

いわゆる日本に住んでいる韓国人であるがゆえにこの特別永住が認められる、しかしその人と結婚をした日本人が韓国籍に変わりますと特別永住者ではない、この逆転現象が起こるわけでありまして、また、そういう御夫婦が日本で就職をし、そして海外へ派遣をされるということになると、帰国するときに別の待遇を受けるという問題が起こるわけでありまして、このことについては、この新法は配慮した内容にはなっていないわけでありまして、これらについても、むしろ運用上配慮する、もしくは将来の検討課題として前向きに取り組まれる御意思はありますか。

○股野政府委員 一つの逆転現象という御説明でございましたが、あるそういう状況、法的に、つまり元日本人だった人の地位ということになってまいりますので、その点、確かにこの特例法の対

象には入っていないわけですが、しかし元日本人でございますので、これは日本政府としても、日本での在留ということについては最大限の配慮をすべきだと思います。そこで、当面もそういうことが起こりますと、これはまあ一般入管法のもとの永住ということにできる限り配慮をしていくということになるかと思ひます。この新しい特例法でどうするかといった点はひとつ検討課題ということではあると思ひますが、当面は一般入管法のもとで永住ということについて最大限の手当てをいたすという考えでございます。

○中野委員 先ほど来同僚委員からたびたび質問されておりますが、この強制退去に関連をいたしまして「日本国の重大な利益」、そして一方で「外交上の重大な利益」という部分もあります。もちろん外交上の重大な利益とは日本国の重大な利益の一部をなすものであるというふうには思ひますけれども、これらについては、この法律の趣旨からして極めて厳格に限定的に解釈をしなければならぬであらう、こう思うのであります。法務大臣の認定、まあ自由裁量という言葉を使っておりますが、法務大臣も自由裁量で勝手にやるというところは当然お考えではないでしょうか、むしろ正確には、法務大臣の認定が下される場合にこれは極めて限定的に解釈しなければなりません。これに該当するような事例がご何年間かの間にありましたか。また、今後これらについての法務省の基本的な姿勢をお聞きしたいと思います。

○股野政府委員 全く御指摘のとおり、退去強制事由で、第九条でございますが、ここに書かれてあるような内容について限定的に扱っていくべきは、これは当然でございます。特に「日本国の重大な利益が害された」という表現は、これは全体の流れが単なる個人犯罪とかあるいは通常の社会的な犯罪というものでなくて、あくまで国家の基

本にかかわるようなそういう犯罪ということでございます。これはそういうことで限定的に運用していくべきものだと思っております。また、近年においてそういうようなカテゴリーでの退去強制があつたかという点でございますが、私どもの現在の承知している限りではございません。

○中野委員 同じく再入国につきましても、これまたよく法務大臣の自由裁量とか、また法務省が制裁手段としてこの再入国許可を利用したとかという指摘がなされるわけでございます。これらにつきましても、やはりこの法の趣旨にのっとりて厳格にいたしますか、限定的にいたしますか、むしろこれこそ羈束的に認めるといふくらい姿勢を基本的に持つてもらわなければなりません。このことについて法務省の御見解をお聞きします。

○股野政府委員 まさにこの再入国許可の規定の適用に当たりましては、この法の趣旨を十分に尊重した運用が必要であると思ひますし、その意味において、特段の事情というものがなければ、十分に生かされるような規定の運用を行っていくべきであると思っております。

○中野委員 これらの審査に当たりまして、言うならば一々法務大臣が御自身で書類を読んで、御自身で判断をされていくことはしないわけでありまして、担当の皆さんがそれぞれ審査をし、判断をされると思ひますけれども、これも恐らくは、私の承知する限り、特定の担当者が一人で判断するということではないと思ひます。實際上、現在法務省はどういう運用をいたしますか。手続をとっておりますか。また、今後そういうことについての注意の仕方をお考えですか。

○股野政府委員 許可をする場合というところは、これはもう御本人の方々の便宜を考えまして、できるだけ簡易に決裁がなされるようにいたしております。問題はこういう場合に不許可とするかというところでございまして、現行の法体制においても、不許可ということとは、これは何かそこに特段の事情があるといったことでございまして、これについては単に、例えば申請を受け付ける地方

入国管理局の手元に置くことにとどめませんで、必ず法務本省の方に進達をいたし、法務本省の方で十分な検討というプロセスを経るようにならしておきまして、その意味において、決して一部の人が十分な考慮なくして不許可にするというようなことがないように取り計らっております。

○中野委員 最後に法務大臣にお尋ねをいたしますが、これはもう基本的なことで結構でございます。これは、入管法の問題は人道的な意味ももちろんあります。そして先ほど来審議をしておりますように、韓国や朝鮮や中国、台湾、いわゆる旧植民地に対する歴史的な経過の中で、日本がなすべき当然の義務としてなさなければならぬ部分もあります。同時にまた、日本が極めて人道的な国である、また権利を大切にしている国である、また諸外国との友好関係を極めて重要に考える国であるということとを全世界に示す一つの要素でもあります。

そういう意味では、歴史的経過を踏まえながら極めて前向きに、単に閉鎖的に考えるのではなくて、まさにいかにして開放的にし得るかという視点において考えなければならぬであろうというふうに思うのでありまして、今後の運用またその他の諸問題についての検討、そういう中において十分その精神が生かされるように御努力をいたさきたいと思っております。また大臣の地元では、昨年からこの韓国からの、いわゆる朝鮮通信使の歴史を振り返るために四天王寺ワッソーなどが企画をされて、大変な人気を呼んでおりますし、また、そういう歴史があったということを学校では教えられるけれども、むしろ具体的実例のひな形を見て改めて認識を強くした人たちがたくさんいるわけでございます。

そういうことなどを踏まえながらしっかりとした歴史観を持ち、しっかりとした人道的精神を持っていく、そのことのための一つの象徴でもあるというふうに思うのでございまして、今後のこの法の運用にかけた、またその他の問題にかけます基本的な心構えについて、結びに大臣からお伺

いをいたしたいと思っております。

○左藤国務大臣 今先生お話がございましたところの考え方では、やらなければならないと思っております。一つの歴史的な経緯、それからまた、そうした日本に今おられる、今度の適用の対象になられる方々、そうした方々の生活の一層の安定という問題と、それからもう一つは、やはり国際親善というふうな将来的な日本として当然考えていかなければならない問題、そういった点をあわせまして、単に法律の条文の問題だけでなく、その運用の点につきましても特別の配慮を払っていかなくやらない、このように考えるものでございます。

○中野委員 この問題については、いわゆる旧植民地出身者のためにやるのではなくて、まさに日本と日本国民の誇りと名誉にかけて、全世界に一つの指針を提言するという気持ちで、今後とも大臣御答弁いただきましたような姿勢を堅持して御努力をいただきたいと御要請を申し上げて、終わりたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○伊藤委員長 この際、お諮りいたします。

ただいま審査中の小澤克介君外七名提出、日本国との平和条約の規定に基づき日本の国籍を離脱した者等についての出入国管理特別法案につきまして、提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊藤委員長 以上で内閣提出、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案に対する質疑は終局いたしました。

○伊藤委員長 この際、本案に対し、塩崎潤君外四名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案による修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。中野寛成君。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○中野委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

本案の趣旨につきましては、既に、当委員会の質疑の過程で明らかにしておりますので、この際、案文の朗読をもって、その説明に代えさせていただきます。

それでは案文を朗読いたします。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案に対する修正案

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案の一部を次のように修正する。

第十条の見出し中「特例を」を「特例等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法務大臣は、特別永住者に対する入管法第二十六条の規定の適用に当たっては、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとする。

以上であります。

何とぞ本修正案に御賛同くださいますようお願いいたします。

○伊藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、修正案について発言を求められておりますので、これを許します。冬柴鐵三君。

○冬柴委員 私は、修正案提出の全会派を代表して、一言法務大臣に所信を伺います。

ただいま提出された修正案は全会派一致によるものでありますので、可決されることとなると思われま。

そこで、修正案についての大臣の御認識及びその運用についての御見解を伺います。

○左藤国務大臣 本修正案の趣旨は、いわゆる在日韓国・朝鮮人及び台湾人の人々の有する歴史的経緯及び我が国における定住性を考慮し、特別永住者に対する再入国の許可については、これらの人の本邦における生活の安定に資するとの本法律の趣旨を尊重するものとする旨の規定を追加しようとするものと考えます。

したがって、本修正案が可決された場合の運用に当たりましては、特別永住者の我が国における定住性の実態を尊重し、その者の海外渡航が円滑に行えるよう配慮して、この修正の趣旨を十分に尊重する所存であります。

○冬柴委員 終わります。

○伊藤委員長 これにて修正案に対する発言は終わりました。

○伊藤委員長 これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論に付すのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、塩崎潤君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○伊藤委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。
お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十五分散会

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案に対する修正案

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法案の一部を次のように修正する。

第十条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法務大臣は、特別永住者に対する入管法第二十六條の規定の適用に当たっては、特別永住者の本邦における生活の安定に資するとのこの法律の趣旨を尊重するものとする。

法務委員會議録第九号中正誤

ページ	段 行	誤	正
三	三	末八	について
六	四	問題については	問題について
二	三	行った	言った
二	四	事務取扱要領	事務取扱要領
三	三	附則	附則中